令和 5 年度産業経済研究委託調査事業（事業再編の実態等に関する調査）

経済産業省委託調査報告書

2024 年 3 月

長島・大野・常松法律事務所（経済産業省委託調査受託者）

目次

第１　事業概要.....**4**
1.　本調査事業の背景及び目的.....4
2.　調査概要.....4
(1)　諸外国における組織再編税制に関する制度の内容及び趣旨の調査.....4
(2)　米国及び英国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査.....5
(3)　英国、ドイツ、フランス及びイスラエルにおける株式報酬に係る税制に関する調査　.....6
3.　調査方法.....6
(1)　文献調査.....6
(2)　有識者に対するヒアリング.....6
(3)　データベースによる調査.....7
4.　調査従事者.....7
第２　調査結果.....**8**
1.　米国について.....8
(1)　組織再編税制の課税繰延べ規定の趣旨.....8
(2)　統合型・取得型組織再編に関する適格要件について.....10
(3)　スピンオフの立法経緯について.....15
(4)　スピンオフの適格要件について.....16
(5)　投資持分継続要件について.....25
(6)　租税否認規定について.....28
2.　英国.....29
(1)　課税繰延べ規定の趣旨.....29
(2)　統合型・取得型組織再編に関する適格要件について.....30
(3)　分割型組織再編に関する適格要件について.....33
(4)　投資継続要件について.....36
(5)　租税否認規定について.....37
3.　ドイツ.....40
(1)　課税繰延べ規定の趣旨.....40
(2)　統合型・取得型組織再編に関する適格要件について.....41
(3)　分割型組織再編に関する適格要件について.....43
(4)　投資継続要件について.....45
(5)　租税否認規定について.....46
4.　フランス.....48
(1)　課税繰延べ規定の趣旨.....48

(2)　統合型・取得型組織再編に関する適格要件について.....49
(3)　スピンオフの適格要件について.....51
第３　我が国の制度の今後の在り方への示唆.....55

〈別添資料〉

別紙１・米国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査
別紙２・英国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査
別紙３・英国における株式報酬制度の税務上の取扱いについて（原文及び和訳）
別紙４・ドイツにおける株式報酬制度の税務上の取扱いについて（原文及び和訳）
別紙５・フランスにおける株式報酬制度の税務上の取扱いについて（原文及び和訳）
別紙６・イスラエルにおける株式報酬制度の税務上の取扱いについて（原文及び和訳）

第１　事業概要

1. 本調査事業の背景及び目的

我が国の現行の組織再編税制は 2001 年度の税制改正において導入されたものである。現行の組織再編税制は、組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には課税関係を継続させる、具体的には、移転資産に係る譲渡損益の計上を繰り延べるのが適当であるという考え方を前提として、基本的に企業グループ内の組織再編成により資産を企業グループ内で移転する場合を念頭に規定されている。したがって、経済実態に変更がないといえるかどうかは、移転資産の譲渡法人が当該移転資産に対する支配を継続しているかを見ることとしている。また、企業グループ外の組織再編成については、移転資産の譲渡法人と譲受法人とが共同で事業を行う場合として認められるための追加の要件の充足が必要とされ、あくまで、移転資産の譲渡法人による当該移転資産に対する支配の継続を観念できることが求められているといえる。

しかしながら、我が国における組織再編成を取り巻く環境は大きく変わっている。我が国における組織再編成（M&A）は、かつてはグループ企業間の M&A が中心であったが、2002 年から 2003 年頃にかけて企業グループ外の M&A と割合が逆転し、組織再編税制の創設当時とは、そのトレンドは大きく異なっている。とりわけ、近時のコーポレートガバナンスや株主価値を重視した経営への意識の高まり、機関投資家等の株主による企業経営への積極的な関与の増加、GX や DX 等の世界的な加速等による経済社会状況や産業構造の変化等、企業を取り巻く経営環境が変化する中、企業がこれまで以上に積極的に事業ポートフォリオを見直して最適化し、必要に応じて合従連衡も行いながら競争力を高めていくことが求められており、企業グループ内の組織再編成を基本形として制定された組織再編税制を現在の形のままで維持する必然性は失われている。

このような問題意識に基づき、我が国における組織再編税制における課税繰延べの根拠や具体的な要件の在り方を改めて検討する材料を集めるため、諸外国において組織再編成について課税繰延べが認められる理論上の根拠を確認した上で、それらが具体的にどのような要件として設定されているかを検討した。加えて、我が国の現行の組織再編税制においては適格組織再編とは位置づけられていないものの諸外国において課税繰延べが認められる組織再編成の具体的事例等も調査した。これらの調査・検討をもって、我が国における組織再編成を促進するための環境整備を図ることを目的に本調査研究を実施した。

2. 調査概要

(1) 諸外国における組織再編税制に関する制度の内容及び趣旨の調査

諸外国において組織再編成について課税繰延べが認められる理論上の根拠を確認し、それが課税繰延べに関する規定において具体的にどのような要件として設定されているか、また、株主の投資継続要件としてどのような要件が具体的に設定されているかを検討するとともに、組織再編税制を利用した租税回避行為に対処するための租税回避否認規定を検討した。当該検討を行うにあたっては、「平成 20 年度産業組織法の適切な執行『企業再編に係る欧州の制度に関する調査』」[1]、「平成 22 年度産業組織法の適切な執行『組織再編の実態とそれにふさわしい税制のあり方に関する調査』」[2]、「平成 28 年度産業経済研究委託事業（事業再編成関連制度及び実態等に関する調査）」[3]、「平成 30 年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費）（事業再編の実態等に関する調査）」[4]、「令和元年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費（事業再編の実態等に関する調査））」[5]、「令和 2 年度産業経済研究委託事業（経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費（企業の組織再編成の実態等に関する調査））」[6]等において記載されている内容を確認した上で、これらの過年度の委託調査報告書において十分にカバーされていない点等が見つかった場合には、さらなる文献調査や有識者へのインタビュー及びヒアリングによってより詳細な調査を実施した。

(2) 米国及び英国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査

我が国においては、株主の旧株式（被合併法人の株主の被合併法人株式など）の譲渡損益について、株主の投資が継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡法人と同様の考え方に基づき譲渡損益を繰り延べることとされている結果、株主が譲渡対価として株式以外の資産の交付をわずかでも受ける場合には、その取引全体として税制適格性が認

---

1 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/8433525/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2009fy01/0016924.pdf、(2024.03.28)

2 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9919854/www.meti.go.jp/meti_lib/report/2011fy/E001296.pdf、(2024.03.28)

3 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12166597/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H28FY/000407.pdf、(2024.03.28)。以下、「平成 28 年度委託調査報告書」という。

4 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/000655.pdf、(2024.03.28)。以下、「平成 30 年度委託調査報告書」という。

5 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2019FY/000418.pdf、(2024.03.28)。以下、「令和元年度委託調査報告書」という。

6 https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2020FY/030687.pdf、(2024.03.28)。以下、「令和 2 年度委託調査報告書」という。

められていないとされている。しかしながら、なぜ株式対価による部分は投資が継続しているとは見ずに取引全体の税制適格性が否定されなければならないのかは一義的に決まるものではなく、かかる取扱いが経済実態に則したものであるのか再検討する余地があるといえる。また、事業ポートフォリオの見直しのための手法の一つとして、組織再編税制の類型の 1 つに、独立して事業を行うための分割・株式分配（スピンオフ）が 2017 年度税制改正において導入され、2023 年度税制改正においてパーシャルスピンオフが租税特別措置として導入されたものの、現時点で実施されたスピンオフ又はパーシャルスピンオフの実例は極めて限られている。一方で、実務界においては、パーシャルスピンオフ、100%子会社以外の子会社のスピンオフ、スプリットオフ、リバースモリストラスト取引等の様々なスピンオフについて、課税繰延べを受けた上で実施できるように選択肢を増やしてほしいとの要請は強い。これらの問題意識を踏まえ、米国及び英国において、混合対価 M&A（M&A において対象会社株主に交付される対価について、株式以外のもの（金銭等）が含まれるものや、株式と金銭等のいずれかを株主が選択できるとされているもの）やスピンオフ（パーシャルスピンオフ、100%子会社以外の子会社のスピンオフ、スプリットオフ、リバースモリストラスト取引等を含む。）がどの程度実施されているのか等について調査した（別紙 1 及び別紙 2)。

(3) 英国、ドイツ、フランス及びイスラエルにおける株式報酬に係る税制に関する調査

我が国においては、ストックオプションについては税制適格ストックオプションによる税制優遇が措置されているものの、譲渡制限付株式等の他の株式報酬制度には税制優遇が措置されていない。そこで、英国、ドイツ、フランス及びイスラエルにおける株式報酬に係る税制の概要及びそれに関連する従業員向けの税制優遇措置等について調査した（別紙 3 乃至別紙 6)。なお、これらの別紙のうち和文は Tapestry Compliance Limited が作成した英文の報告書を当職らが和訳したものである。

3. 調査方法

(1) 文献調査

上記 2. (1)に記載された過年度の委託調査報告書の記載を確認、検討するとともに、各国の法令や判例について、公表されている出版物や論文、各国税務当局のウェブサイト等に掲載されている情報を有効に活用しながら、文献調査を行った。

(2) 有識者に対するヒアリング

以下の有識者に対してヒアリングを行った。具体的には、諸外国における組織再編税制に関

する制度について、岡村名誉教授には対面でのヒアリング調査を行い、Cleary Gottlieb Steen & Hamilton 法律事務所の各オフィスについては、電子メールにて質問状を送付し、回答を受領する形でヒアリング調査を行った。

岡村忠生　京都大学名誉教授
Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP（ニューヨークオフィス、ロンドンオフィス、フランクフルトオフィス及びパリオフィス）

また、英国、ドイツ、フランス及びイスラエルにおける株式報酬制度について、Tapestry Compliance Limited に対して、電子メールにて質問状を送付し、回答を受領する形でヒアリング調査を行った（別紙 3 乃至別紙 6）。

(3) データベースによる調査

米国及び英国における混合対価 M&A 及びスピンオフの活用事例に関する調査（別紙 1 及び別紙 2）については、トムソン・ロイターが提供しているリーガルプラットフォームである Practical Law を活用し情報収集を行い、必要に応じて各取引に関する開示資料を検討した。なお、データベースが提供するデータの信憑性について、本調査においては独自に調査を行っておらず、またその正確性を保証するものではない。

4. 調査従事者

長島・大野・常松法律事務所

堀内　健司	パートナー　弁護士
遠藤　努	パートナー　弁護士
水越　恭平	パートナー　弁護士
アクセル・クールマン	外国法パートナー　ドイツ法弁護士
柴崎　勢治	外国法カウンセル　イングランド及びウェールズ法弁護士
永田　基樹	アソシエイト　弁護士
麻薙　裕美子	アソシエイト　弁護士
松岡　亮伍	アソシエイト　弁護士
米田　崇人	アソシエイト　弁護士
鈴木　三四郎	アソシエイト　弁護士
長谷川　雄一	アソシエイト　弁護士
森　海渡	アソシエイト　弁護士

第２　調査結果

1. 米国について

(1) 組織再編税制の課税繰延べ規定の趣旨

平成 30 年度委託調査報告書[7]には以下の記載がある。なお、強調は当職らによる。すなわち、資産の交換時には損益認識が行われるのが原則であり、組織再編税制の課税繰延べはその例外であることが示された上で[8]、投資持分の継続性の原則（continuity of investment principle 又は continuity of interest principle）がその根幹であることが示されている。

「以上のように、現在の課税繰延規定は、法人の合併や結合があった場合の株主における取扱いを出発点として創設されたものである。当時はそもそも資産の値上がり益を所得税法上どのように扱うかという点自体が不明確であったため、1918年及び1921年改正において、資産の交換時には損益認識が行われることを原則として明確化した上で、同種資産交換、支配法人への譲渡と並ぶ例外規定として組織再編時の課税繰延が設けられた。その意味で、組織再編と同種資産交換とは起源を同じくしており、Bittker教授及び阿部雪子氏は、組織再編の課税繰延規定は、同種資産の交換規定の類似ないし拡張規定であると指摘している[9]。

他方、1921年改正による条文上の組織再編の定義が幅広であったため、実質的には売買に類似した組織再編取引が行われるようになったことから、裁判所が「投資持分の継続性」の考え方を基礎として組織再編該当性を判断するようになった。このことを踏まえて、

---

[7] 同報告書 15 頁及び 16 頁。

[8] IRS 規則§1.368-1(b)も以下のように述べている。“Under the general rule, upon the exchange of property, gain or loss must be accounted for if the new property differs in a material particular, either in kind or in extent, from the old property. The purpose of the reorganization provisions of the Code is to except from the general rule certain specifically described exchanges incident to such readjustments of corporate structures made in one of the particular ways specified in the Code, as are required by business exigencies and which effect only a readjustment of continuing interest in property under modified corporate forms.”

[9] Bittker & Eustice, Federal Income Taxation of Corporations and Shareholder (Warren, Gorham & Lamont, Inc. 5th ed.1987), Chapter 12.01[1] (“In a sense, the corporate reorganization provisions are an analogue or extension of §1031, providing that gain or loss shall not be recognized on the exchange of investment or business property for other property of a like kind”)、阿部雪子「資産の交換・買換えの課税理論」中央経済社（2017）、99 頁。

1934年改正において現在のB型再編の原型となる株式型組織再編の定義が設けられている。

Bittker教授は、交換に係る課税繰延規定の前提となる考え方は、新たに受領する資産が実質的に既存の投資が清算されないまま継続したものであること（the new property received is substantially a continuation of the old investment still unliquidated）とし、組織再編に係る課税繰延規定の場合の前提は、新法人または新法人構造、及び旧株式の代わりに受領した新株式が、実質的に旧法人が清算されないまま継続したもの、及びそのような旧法人に対する投資持分（interest）であることとした上で、投資持分の継続性の原則（continuity of investment principle）が課税繰延規定の根幹である（the heart of the nonrecognition provisions）と述べている[10]。

また、Mehrotra教授も、組織再編規定の沿革を詳細に検討した上で、組織再編税制の立法と並行して裁判所が示してきた基準の中で、投資持分継続性が主要なものであることを述べている[11]。

投資持分継続性の原則が組織再編規定の中心的論点であったことは、1934年改正において、租税回避的な組織再編として規制すべき取引と考えられていたのが、対価として現金を受領する、すなわち売却と同視しうる取引であったことにも示されている。

---

[10] Bittker & Eustice, Federal Income Taxation of Corporations and Shareholder (Warren, Gorham & Lamont, Inc. 5th ed.1987), Chapter 12.01[1] ("The underlying assumption of tax-free-exchange provisions generally is that the new property received is substantially a continuation of the old investment still unliquidated. In the case of the reorganizations, the assumption is that the new enterprise or the new corporate structure that may hold the corporate assets, and the new stock or securities received in exchange for old stock or securities, are substantially continuations of, and interests in, the old corporation still unliquidated. This continuity-of-investment principle lies at the heart of the nonrecognition provisions and is the reason why gain or loss, although technically realized, is not currently recognized at the time of exchange. If, along with the property that represents such continued interest, the taxpayer receives any cash or other property known as boot, however, the taxpayer's gain, but not loss, must be recognized pro tanto.")

[11] Ajay, K. Mehrotra, The Story of Corporate Reorganization Provisions: From "Purely Paper" to Corporate Welfare, in Steven A. Bank & Kirk J. Stark, BUSINESS TAX STORIES p27-88 (2005). ("Foremost among these judicial rules was the "continuity of shareholder interest" requirement. In a series of cases, the courts declared that a reorganization could meet the statutory requirements of tax-deferral, if taxpayers transferring assets or stock received some minimum amount of equity in exchange. Though this judicial requirement, later integrated into Treasury regulations, was based on the theory of permitting the tax benefit for mere rearrangement of capital, the case law's gradual leniency in defining the type and amount of "equity" that could be received only supported the notion that the tax preference had been transformed to apply to a large swath of M&A transactions. The judicial doctrines of 1930s thus reinforced the view that the application of the reorganization rule had been unmoored from any initial principled policy reason.")

また、同改正では、B 型組織再編の定義として solely for voting stock 要件を導入したが、この点について、渡辺徹也氏は、「B 型組織再編成に該当して課税繰延扱いを受けるためには、A 社[12]は、議決権株式のみを対価として、T 社[13]株の 80%以上の支配権を取得する必要がある。・・・交付金など非適格資産（boot）の交付は、一切認められていない。これは、組織再編成取引全般に要求される原則の 1 つである「投資持分継続性(continuity of interest)」原理の厳格な適用であるといわれる。」と述べている[14]。また、阿部雪子氏も、Surrey 教授による投資持分継続性の議論を引用し、「重要となるのは、サリー（Surrey, S.S.）が指摘しているように、「利益の継続性とは被取得法人の株主において投資の形態に類似性があること、また、被取得法人は取得法人（resulting corporation）との間に、ある程度の同一性が必要であり、その同一性は被取得法人が所有者たることと（ownership）、また取得法人との間に存在する同一性の程度に依拠する」としている。つまり、利益の継続性が認定されるためには、資産を移転した法人ならびにその株主において、①取得法人が交付した対価の性質、②その交付された対価が、利益の継続性を担保するのに十分な割合や額であることが要求されるとしている。」「すなわち、「被取得法人とその株主において、新たな投資の形態が従前の投資の形態に類似性があるということは、利益の継続性の観点からは最適な投資形態は議決権株式（voting stock）であり、債権者の利益（creditor interest）はきわめて現金取引に近似するため、たとえその債券の償還期間が長期の場合であっても非適格である」とされている。」と述べている。」

(2) 統合型・取得型組織再編に関する適格要件について

以下に述べる米国の組織再編税制の適格要件は、上記のとおり、「*1921 年改正による条文上の組織再編の定義が幅広であったため、実質的には売買に類似した組織再編取引が行われるようになったこと*」や「*1921 年および 1924 年の改正により、組織再編規定における実現主義に基づく課税および課税繰延基準の設定、非株式対価が用いられた場合の部分的課税が導入された。他方、当時の個人所得においては、配当は通常税率、キャピタルゲインは軽減税率での課税の対象となっていたため、個人株主においては法人の利益を配当ではなくキャピタルゲインとして認識するための様々なプランニング*[15]*が行われており、組織再*

[12] [当職ら追記] 取得法人を意味する。以下同じ。

[13] [当職ら追記] 被取得法人を意味する。以下同じ。

[14] 渡辺徹也「企業組織再編成と課税」弘文堂（2006）, P90-91. なお、渡辺氏は、「B 型組織再編成にだけ、投資持分継続性が厳しく適用されることには批判がある。また、わずかな非適格資産を交付することで、簡単に非適格取引とすることができるから、事実上、適格・非適格の選択を納税者に認める結果となり、含み損のある株式が交換される場合などを考えると、この取扱いには問題がある」とも述べている。

[15] [当職ら追記] ベイルアウトと呼ばれる。

編税制もそのプランニングの対象となっていた」[16]ことに対処すべく、裁判所が各種の判例を通じて示した要件が IRS 規則において明文化されたものであり、租税回避行為を規制する適格要件として機能している[17]。

平成 30 年度委託調査報告書及び令和元年度委託調査報告書においては必ずしも明示されていないものの、以下に掲げる適格要件は、統合型・取得型取引である、A 型組織再編（吸収・新設合併）、B 型組織再編（株式と株式の交換）、C 型組織再編（議決権株式を対価とする実質的全資産の取得）、D 型組織再編（同一支配下での実質的全資産の取得）のうち内国歳入法典第 354 条の要件を満たす取得型（非分割型）と呼ばれるもの、正三角合併及び逆三角合併を念頭に置いた議論であると思われる。各組織再編によっては要件が加重・軽減されているものもあるが、本項目では原則の枠組みを示すことを目的としているため、下記(5)にて詳述する投資持分継続要件を除き、その詳細は割愛する。

なお、分割型組織再編である、D 型組織再編のうち内国歳入法典第 355 条の要件を満たすスピンオフについては、下記(3)及び(4)を参照されたい。

① 投資持分継続要件（continuity of interest）

A 社株式の保有を通じた旧 T 社投資持分の大部分（substantial part of the value of the proprietary interest in the target corporation）が継続することが必要である。上記のとおり、組織再編行為に見せかけた実質的な売買取引を規制している。この点について、IRS 規則[18]§1.368-1(e)(1)(i)は以下のように述べている。なお、強調は当職らによる。

"*The purpose of the continuity of interest requirement is to prevent transactions that resemble sales from qualifying for nonrecognition of gain or loss available to corporate reorganizations. Continuity of interest requires that in substance a substantial part of the value of the proprietary interests in the target corporation be preserved in the reorganization. A proprietary interest in the target corporation is preserved if, in a potential reorganization, it is exchanged for a proprietary interest in the issuing corporation (as defined in paragraph (b) of this section), it is exchanged by the acquiring corporation for a direct interest in the target corporation enterprise, or it otherwise continues as a proprietary interest in the target*

[16] 平成 30 年度委託調査報告書 15 頁及び令和元年度委託調査報告書 29 頁

[17] 本項目の内容は、平成 30 年度委託調査報告書 19 頁及び 20 頁並びに令和元年度委託調査報告書 16 頁及び 17 頁の記述をまとめたものである。

[18] 過年度の委託調査報告書においては財務省規則又は Treas. Reg.と表現されることもあり、本報告書においても Treas. Reg.という表現を用いている箇所がある。

corporation. However, a proprietary interest in the target corporation is not preserved if, in connection with the potential reorganization, it is acquired by the issuing corporation for consideration other than stock of the issuing corporation, or stock of the issuing corporation furnished in exchange for a proprietary interest in the target corporation in the potential reorganization is redeemed. All facts and circumstances must be considered in determining whether, in substance, a proprietary interest in the target corporation is preserved.…"

以上の目的に照らして、投資持分継続要件は、以下に抜粋する IRS 規則§1.368-1(e)(1)(i)にも示されているとおり（なお、強調は当職らによる。）、原則として[19]、組織再編行為自体又は組織再編行為と同一の計画(plan)において企図された他の取引によって生じる効果、すなわち、これらの直後の株式保有に着目するものであり、かかる計画外で行われた組織再編行為後の株式の譲渡によって影響を受けるものではないとされている[20]。

"For purposes of the continuity of interest requirement, a mere disposition of stock of the target corporation prior to a potential reorganization to persons not related (as defined in paragraph (e)(4) of this section determined without regard to paragraph (e)(4)(i)(A) of this section) to the target corporation or to persons not related (as defined in paragraph (e)(4) of this section) to the issuing corporation is disregarded and a mere disposition of stock of the issuing corporation received in a potential reorganization to persons not related (as defined in paragraph (e)(4) of this section) to the issuing corporation is disregarded."

② 事業目的要件（business purpose）

Gregory事件判決[21]において、最高裁は事業目的のない組織再編行為の適格性を否定した。

同事件で問題となったのは、納税義務者（Gregory夫人）による、納税義務者がその株式の100%を保有する非公開会社United Mortgage Corporation社（以下、「A社」という。）が保有する公開会社Monitor Securities Corporation（以下、「B社」という。）の株式1,000株に生じている含み益に係る税負担を回避又は軽減するためのスキームである。具体的には、まず、(a)納税義務者はAverill Corporation（以下、「C社」という。）を設立し、(b)その設立の3日後に、A社はC社にB社株式1,000株を移転させ、それと引き換えに納税義務者はC社の株式の全てを取得した。納税義務者は、かかる取引は当時の歳入法

[19] 例外としては、例えば IRS 規則§1.368-1(e)(3)。

[20] 以上は Cleary Gottlieb Steen & Hamilton LLP （以下、「Cleary」という。）の回答による。

[21] Gregory v. Helvering, 69 F.2d 809 (2d Cir. 1934), aff'd, 293 U.S. 465 (1935)

（Revenue Act）第112条(i)(1)(B)に定められた「ある法人によるその資産の全部又は一部についての他の法人への移転で、移転の直後に譲渡を行う法人又はその株主あるいはその双方が資産の譲渡先の法人を支配する場合」に該当するとして、これを非課税取引として取り扱った[22]。(c)さらにその3日後、C社は解散し、その保有するB社株式を株主である納税義務者に清算分配した。C社はその設立からかかる清算までの間数日間しか存続せず、上記の取引以外に何らの事業も行わなかった。(d)納税義務者は、(c)に伴い受領したB社株式を譲渡し、売却益を通常の所得として課税される配当所得と比べて税率の低いキャピタルゲインとして申告した。

連邦最高裁は、まず、「納税者が法の許容する方法により自己の税負担を軽減又は回避する法的権利は、疑うことができないものである。」[23]としつつも、「問題は、税務上の動機はさておき、本件の取引が法文の意図するものであったかである。」[24]と判断の枠組みを設定した。その上で「第 112 条(i)(1)(B)のいう『ある法人による他の法人への資産の移転』とは、法人の事業に係る『組織再編の計画を実行する中で（“in pursuance of a plan of reorganization”）』なされた資産の移転を意味するが、いずれの法人の事業とも何ら関連性を有しない計画の中でなされたある法人による他の法人への資産の移転を意味するのではないところ、本件は事業との何の関連性も有しない計画に従ってなされた資産の移転に明白に該当する。（中略）（これは）事業上の目的も法人上の目的も何ら存在しない単なる行為にすぎない。すなわち、真実の性格を隠すための偽装として組織再編の形式を装った単なる仕掛けであって、その唯一の目的及び成果は、事業やその一部の再編のための計画の実行ではなく、一筆の株式を上告人［注：納税義務者］に移転するために予め練られていた計画の実行にすぎない」[25]と述べ、本件の取引が法文の意図するものであったかを検討するにあ

---

[22] 同判決によれば、第 112 条(i)(1)(B)は、“reorganization”という用語について、“a transfer by a corporation of all or a part of its assets to another corporation if immediately after the transfer the transferor or its stockholders or both are in control of the corporation to which the assets are transferred.”と定めた上で、第 112 条(g)は、“If there is distributed, in pursuance of a plan of reorganization, to a shareholder in a corporation a party to the reorganization, stock or securities in such corporation or in another corporation a party to the reorganization, without the surrender by such shareholder of stock or securities in such a corporation, no gain to the distributee from the receipt of such stock of securities shall be recognized”と定めていた。

[23] 原文は、“The legal right of a taxpayer to decrease the amount of what otherwise would be his taxes, or altogether avoid them, by means which the law permits, cannot be doubted.”。

[24] 原文は、“But the question for determination is whether what was done, apart from the tax motive, was the thing which the statute intended.”。

[25] 原文は、“When subdivision (B) speaks of a transfer of assets by one corporation to another, it means a transfer made "in pursuance of a plan of reorganization" [§ 112(g)] of corporate business, and not a transfer of assets by one corporation to another in pursuance of a plan having no relation to the business of

たり、事業との関連性及び事業目的の有無を問題とした。そして、連邦最高裁は、「本件の取引は一見して法文の明白な意図の埒外にあるものであるから、租税回避の動機を考慮すべきでないという規範は、本件には適切でない。」[26]とし、納税義務者の税務処理を否認した課税処分の適法性を肯定した控訴審判決を肯定した。

同判決を踏まえて、IRS規則§1.368-1(b)は以下のように述べている。
"*The purpose of the reorganization provisions of the Code is to except from the general rule certain specifically described exchanges incident to such readjustments of corporate structures made in one of the particular ways specified in the Code, as are required by business exigencies and which effect only a readjustment of continuing interest in property under modified corporate forms. … Both the terms of the specifications and their underlying assumptions and purposes must be satisfied in order to entitle the taxpayer to the benefit of the exception from the general rule. Accordingly, under the Code, a sale is nevertheless to be treated as a sale even though the mechanics of a reorganization have been set up.*"

③　事業継続要件（continuity of business enterprise）

IRS 規則§1.368-1(d)は以下のように述べており、課税繰延べの対象を継続的な持分利益の再調整（readjustment）に限定することを趣旨として、A 社が T 社の組織再編前の事業を継続すること、あるいは、T 社の組織再編前の事業資産の重要な部分（a significant portion）が A 社の事業において用いられることを要求している。

"*(1)General rule.—Continuity of business enterprise (COBE) requires that the issuing corporation (P), as defined in paragraph (b) of this section, either continue the target corporation's (T's) historic business or use a significant portion of T's historic business assets in a business.... The application of this general rule to certain transactions, such as mergers of holding companies, will depend on all facts and circumstances. The policy underlying this general rule, which is to ensure that reorganizations are limited to readjustments of continuing interests in property under modified corporate form, provides the guidance*

either, as plainly is the case here.（引用者中略）Simply an operation having no business or corporate purpose -- a mere device which put on the form of a corporate reorganization as a disguise for concealing its real character, and the sole object and accomplishment of which was the consummation of a preconceived plan, not to reorganize a business or any part of a business, but to transfer a parcel of corporate shares to the petitioner."。

[26] 原文は、"The rule which excludes from consideration the motive of tax avoidance is not pertinent to the situation, because the transaction, upon its face, lies outside the plain intent of the statute."。

necessary to make these facts and circumstances determinations.”

(3) スピンオフの立法経緯について

以下に述べるとおり、スピンオフは、上記の統合型・取得型組織再編とは異なる立法経緯を経て制定されている。スピンオフを定める内国歳入法典第355条の制定当初はベイルアウト（法人に蓄積した利益を配当税率ではなく軽減されたキャピタルゲイン税率の下で個人株主へ還流させること）の防止が重要な課題であった。しかしながら、その後の法改正により、含み益資産の現物分配を課税取引として扱うようになったことから、法人段階における含み益課税の機会の確保という機能も担うこととなった[27]。具体的には以下のとおりである。

「1924年改正において、法人がその資産を別の法人に移転させた直後において譲渡法人またはその株主（あるいはその両方）が譲受法人を支配している場合には組織再編に該当することを定め、スピンオフが組織再編に該当することがはじめて明文化された[28]。当時の立法資料によると、当該改正の趣旨は経済的に（従前の組織再編と）類似の取引に同様の課税繰延の便益を与えることとされている[29]。

（中略）1935年、最高裁はGregory 事件判決[30]において、内国歳入法に定める組織再編には事業目的が必要であると判示し、事業目的を欠くスピンオフ取引の組織再編該当性を否認した。議会もまた、同事件の控訴審において納税者が敗訴した後の1934年改正においてスピンオフを組織再編規定から除外したため、スピンオフは再び組織再編規定の適用対象外として扱われることとなった[31]。

しかし、その後、（中略）1951年改正においてスピンオフは再び組織再編規定に復活した。同改正においては、組織再編計画の下で行われる子会社株式の現物分配は、組織再編の当事者が取引後も積極的事業を継続する意図がない場合や、当該現物分配が法人利益を株主へ分配する仕組み（device）である場合を除き、課税繰延取引となることが定められ

[27] 以上の内容は、令和 2 年度委託調査報告書 78 頁及び 79 頁の記述をまとめたものである。

[28] Revenue Act of 1924, §203(c)

[29] House Ways & Means Committee Report No. 179, 68th Cong., 1st Sess. 14 (1924)

[30] Gregory v. Helvering, 293 US 465 (1935)

[31] Revenue Act of 1934

た[32]。当該改正につき、上院租税委員会は、正当な事業目的のもとで実施される事業の分割を阻害することは経済的に望ましくない旨を述べている[33]。

同改正を踏まえ、他の組織再編規定（現在の§368と類似の規定）の整備とともに現在の§355が創設されたのが1954年改正である[34]。以上の沿革に示されるように、§355の制定当初はベイルアウトの防止が重要な課題であった。他方、分配法人における含み益課税については、1935 年のGeneral Utilities 事件判決[35]により現物分配に伴う資産譲渡益を認識しないものとされていたことから、§355において特段の租税回避防止規定は設けられていなかった。

1983年、議会は§311(b)を創設し、含み益資産の現物分配を課税取引として扱うようになったことから、§355は株主段階におけるベイルアウトの防止だけでなく、法人段階における含み益課税の機会の確保という機能を担うこととなった[36]。このため、1990年および1997年に創設された§355(d)および§355(e)（後述）は、同条に抵触した場合には分配法人にて資産譲渡益を認識することのみを定めており、他の§355の要件を満たす場合には株主段階の課税繰延の余地を残している。

以上のような経緯を踏まえ、現在の§355の規定は非常に複雑なものとなっているほか、他の組織再編を規定する§368に比べてより厳格な要件が求められる場合がある。」[37]

(4) スピンオフの適格要件について

まず、スピンオフの適格要件としては、以下のとおり、内国歳入法典第355条に加えて内国歳入法典第368条(a)(1)(D)の要件も求められる場合があることに留意を要する。

---

32 IRC §112(b)(11)

33 S. Rep. No. 781, 82d Cong., 1st Sess., reprinted in 1951-2 CB 458, 499. (“it is economically unsound to impede spin-offs which break-up businesses into a greater number of enterprises, when undertaken for legitimate business purposes”).

34 同改正により、スピンオフが組織再編規定（内国歳入法典第 368 条）と別個の課税繰延べ規定として整備されただけでなく、スプリットオフ、スプリットアップについても同第 355 条の要件を満たす場合に課税繰延べ取引として扱われることとなった。

35 [当職ら追記] General Utilities & Operating Co. v. Helvering, 296 U.S. 200 (1935)

36 他方で、2004 年には適格配当（qualified dividends）に係る税率はキャピタルゲインの税率と同じとされたため、ベイルアウトの防止という機能の意義は薄れている。

37 令和 2 年度委託調査報告書 78 頁及び 79 頁。なお、強調は当職らによる。

「米国会社法には組織行為としての会社分割の規定が定められていないから、スピンオフの対象となる事業が既存の子会社（S社[38]）において行われていない場合、分配法人はS社を新設法人として設立し対象事業をS社に現物出資した後にS社株式を現物分配する必要がある。

S社株式の現物分配が§355に該当する場合、当該取引を一連としてみると、(i)法人（P社）から法人（S社）への資産の移転、(ii)移転直後における資産を移転した法人の株主（P社[39]株主）による資産を取得した法人（S社）への支配、(iii)単一の計画に基づき資産を取得した法人の株式（S社株式）が§355条を満たす形で分配されること、という、§368(a)(1)(D)に定める要件もまた充足することから、このような類型のスピンオフに対しては§368(a)(1)(D)および§355が同時に適用されることとなる。」[40]

その上で、内国歳入法典第355条によって課税繰延べの適用を受けるためには、以下の要件の充足が必要となる。なお、強調は当職らによる。

「① 支配要件
S社株式の分配直前において、P社がS社を支配していること

支配とは、全議決権株式の80%以上、かつそれ以外の全ての株式の80%以上保有していることをいう（§368条(c)）。これは、他の組織再編取引における支配関係（control）の判断基準と同様である。

② 仕掛要件
S社のE&P[41]を非課税で分配する仕掛（device）として行われる分配でないこと（財務省規則に定める複数の要素に照らし判定を行う）[42]。」

---

38 [当職ら追記] S 社は子会社を意味する。以下同じ。

39 [当職ら追記] P 社は親会社を意味する。以下同じ。

40 令和 2 年度委託調査報告書 80 頁

41 [当職ら追記] より正確には、P 社、S 社及びその両社の E&P である。

42 [当職ら追記] IRS 規則§1.355-2(d)は以下のように述べている。
"(1) In general. Section 355 does not apply to a transaction used principally as a device for the distribution of the earnings and profits of the distributing corporation, the controlled corporation, or both (a "device"). Section 355 recognizes that a tax-free distribution of the stock of a controlled corporation presents a potential for tax avoidance by facilitating the avoidance of the dividend provisions of the Code through the subsequent sale or exchange of stock of one corporation and the retention of the stock of another corporation."

具体的には以下のとおりである[43]。
まず、仕掛であることを肯定する考慮要素として、IRS 規則§1.355-2(d)(2)(ii)、(iii)及び(iv)において以下の考慮要素が挙げられている。
・比例的な分配（"*(ii) Pro rata distribution. A distribution that is pro rata or substantially pro rata among the shareholders of the distributing corporation presents the greatest potential for the avoidance of the dividend provisions of the Code and, in contrast to other types of distributions, is more likely to be used principally as a device. Accordingly, the fact that a distribution is pro rata or substantially pro rata is evidence of device.*"）
・事後の株式の売却又は交換（"*(iii) Subsequent sale or exchange of stock—(A) In general. A sale or exchange of stock of the distributing or the controlled corporation after the distribution (a "subsequent sale or exchange") is evidence of device. Generally, the greater the percentage of the stock sold or exchanged after the distribution, the stronger the evidence of device. In addition, the shorter the period of time between the distribution and the sale or exchange, the stronger the evidence of device.*"）
・親元法人及びスピンオフ対象法人の資産の性質・用途（"*(iv) Nature and use of assets—(A) In general. The determination of whether a transaction was used principally as a device will take into account the nature, kind, amount, and use of the assets of the distributing and the controlled corporations (and corporations controlled by them) immediately after the transaction.*"）

他方で、仕掛であることを否定する考慮要素として、IRS 規則§1.355-2(d)(3)(ii)、(iii)及び(iv)において以下の考慮要素が挙げられている。
・企業の事業目的（*"(ii) Corporate business purpose. The corporate business purpose for the transaction is evidence of nondevice. The stronger the evidence of device (such as the presence of the device factors specified in paragraph (d)(2) of this section), the stronger the corporate business purpose required to prevent the determination that the transaction was used principally as a device. Evidence of device presented by the transfer or retention of assets not used in a trade or business that satisfies the requirements of section 355(b) can be outweighed by the existence of a corporate business purpose for those transfers or retentions."*）
・親元法人が上場かつ株式が分散して保有されている会社であること（*"(iii) Distributing corporation publicly traded and widely held. The fact that the distributing corporation is*

[43] [当職ら追記] なお、米国法上、仕掛要件はスピンオフに関して定められたものであり、組織再編税制一般に関して定められたものではない。もっとも、我が国においては組織再編が非適格になると、みなし配当課税が発生し、広く配当課税が生じる可能性がある一方、米国においては、我が国のみなし配当課税類似の課税は非適格の組織再編一般に生じる問題ではなく、自己株式取得の場面（内国歳入法典第 302 条）に生じるという差異に留意する必要がある。

publicly traded and has no shareholder who is directly or indirectly the beneficial owner of more than five percent of any class of stock is evidence of nondevice."）
・米国内法人株主への分配（*"(iv) Distribution to domestic corporate shareholders. The fact that the stock of the controlled corporation is distributed to one or more domestic corporations that, if section 355 did not apply, would be entitled to a deduction under section 243(a)(1) available to corporations meeting the stock ownership requirements of section 243(c), or a deduction under section 243(a)(2) or (3) or 245(b) is evidence of nondevice."*）

本要件への違反を理由に、実際に事後に取引が非適格となった事例として、Rafferty v. Commissioner事件[44]（製鉄事業を行う法人の全ての株式を保有していた納税義務者が、当該法人が保有する不動産を新設法人に移転し、当該不動産をリースバックさせ、その数年後、当該不動産を保有する法人の株式をスピンオフしたという事案について、かかる取引はスピンオフ実施法人とスピンオフ対象法人のどちらにも直接の恩恵がないものであり、主として株主の利益のための取引であるとして本要件への違反を肯定）や、Commissioner v. Wilson事件[45]（家具小売事業を営む法人が、保有する顧客への売掛債権を新設法人に移転させ、その後当該新設法人株式がスピンオフされた事案について、かかるスピンオフは企業の事業目的によって主導されたものではなく、事業において蓄積された利益を株主による現金化が容易な形で取り除く効果を有する取引であるとして本要件への違反を肯定）がある[46]。また、事前照会により適格であると認められず断念された事例として、2015年に米国Yahoo Inc.がアリババグループホールディングスの保有株式（少数株式）をスピンオフしようとした事例[47]が存在する。なお、仕掛要件はまとまりがなく、また個別の事実関係によるため、実務上その適用が非常に困難であり、もし仕掛要件がその目的どおり正しく機能していれば、米国スピンオフ税制上の他の租税回避防止規定は必要なかったであろうという指摘もある[48]。

---

[44] Rafferty v. Commissioner, 452 F.2d 767, 771 (1st Cir. 1971)

[45] Commissioner v. Wilson, 353 F.2d 184, 187 (9th Cir. 1965)

[46] 但し、これらはいずれも日本法でいうところの支配株主がいる法人による分割型分割に類する事案である。

[47] 当時の米国 Yahoo Inc.の時価総額と同社が保有するアリババグループホールディングス株式の時価相当額がほぼ等しく、アリババグループホールディングス株式を保有することになるスピンオフ対象法人株式の価値に占める事業用資産の価値に比べてアリババグループホールディングス株式の価値が極めて大きくなることが想定され、スピンオフ対象法人株式は容易に売却可能なアリババグループホールディングス株式の実質的に代わりとなることが見込まれた。当時のプレスリリースはこちらから確認できる（https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1011006/000115752315000218/a51027470ex99_1.htm、(2024.03.28)）。

[48] 以上は Cleary の回答による。

「③ 積極的事業活動要件

P社・S社とも分配直後において5年間以上継続して能動的事業活動［当職ら注：正しくは積極的事業活動である。］を行っており、将来の事業継続見込みがあること[49]

④ 分配要件（355(a)(1)(D)）

原則として分配直前に有するS社株式の全てを分配すること

80%以上を分配するが全保有持分の分配ではない場合には、租税回避が主要な目的でないことの立証が必要とされている。（事業目的次第では、残り20%の処分は必ずしも必要とされない。）（中略）。」

---

[49] ［当職ら追記］以下に抜粋する内国歳入法典第 355 条(b)が対応する。なお、強調は当職らによる。

"(b)REQUIREMENTS AS TO ACTIVE BUSINESS

(1)IN GENERAL. Subsection (a) shall apply only if either—

(A) the distributing corporation, and the controlled corporation (or, if stock of more than one controlled corporation is distributed, each of such corporations), is engaged immediately after the distribution in the active conduct of a trade or business, or

(B) immediately before the distribution, the distributing corporation had no assets other than stock or securities in the controlled corporations and each of the controlled corporations is engaged immediately after the distribution in the active conduct of a trade or business.

(2)DEFINITION. For purposes of paragraph (1), a corporation shall be treated as engaged in the active conduct of a trade or business if and only if—

(A) it is engaged in the active conduct of a trade or business,

(B) such trade or business has been actively conducted throughout the 5-year period ending on the date of the distribution,

(C) such trade or business was not acquired within the period described in subparagraph (B) in a transaction in which gain or loss was recognized in whole or in part, and

(D)control of a corporation which (at the time of acquisition of control) was conducting such trade or business—

(i) was not acquired by any distributee corporation directly (or through 1 or more corporations, whether through the distributing corporation or otherwise) within the period described in subparagraph (B) and was not acquired by the distributing corporation directly (or through 1 or more corporations) within such period, or

(ii) was so acquired by any such corporation within such period, but, in each case in which such control was so acquired, it was so acquired, only by reason of transactions in which gain or loss was not recognized in whole or in part, or only by reason of such transactions combined with acquisitions before the beginning of such period.

For purposes of subparagraph (D), all distributee corporations which are members of the same affiliated group (as defined in section 1504(a) without regard to section 1504(b)) shall be treated as 1 distributee corporation."

具体的には、以下に抜粋する内国歳入法典第355条(a)(1)(D)(ii)が対応する。なお、強調は当職らによる。

"*(D) as part of the distribution, the distributing corporation distributes—*
(i) all of the stock and securities in the controlled corporation held by it immediately before the distribution, or
(ii) an amount of ***stock in the controlled corporation constituting control within the meaning of section 368(c)****, and* ***it is established to the satisfaction of the Secretary that the retention by the distributing corporation of stock (or stock and securities) in the controlled corporation was not in pursuance of a plan having as one of its principal purposes the avoidance of Federal income tax****,"*

なお、"control"の意義は、内国歳入法典第 368 条(c)に以下のとおり定められている。
"*For purposes of part I (other than section 304), part II, this part, and part V, the term "control" means the ownership of stock possessing at least 80 percent of the total combined voting power of all classes of stock entitled to vote and at least 80 percent of the total number of shares of all other classes of stock of the corporation.*"

また、「*§355(a)(1)(D)では、原則として分配法人P社が分配直前に保有するS社株式の全てを分配することを求めており、仮に保有するS社株式の全てを分配しない場合*[50]*には、租税回避が主要な目的でないことを立証した場合に限り、この要件を充足することとされている。*

§355のルーリングに関するRevenue Procedure 2017-52においては、P社が保有するS社株式の全てが分配されない場合には、納税者はその分配が§355(a)(1)(D)(ii)（部分分配の場合の分配要件）を充足できることを説明する必要があるとされている。

この点について、過去に出されたRevenue Procedure 96-30のAppendix Bでは、当局からルーリングにて有利な回答を得るための要件として以下の例示がされており、またこれらの例示に当てはまらない場合においても、事実と状況を総合勘案して有利な回答を出す場合があるとされていた。
(i) S社株式の一部をretainすることについて十分な事業目的が存在すること

[50] 但し、"distributes an amount of stock in the controlled corporation constituting control within the meaning of section 368(c)"とされており 80%以上である必要がある。

(ii) S社株式の一部をretainする期間中、原則としてP社の役員等がS社の役員等とはならないこと
(iii) RetainされたS社株式は、(i)の事業目的に照らして処分可能となり次第（最大5年以内に）処分がなされること
(iv) P社はそのretainするS社株式の議決権によってS社の決議に影響を及ぼさないこと（他の株主の賛成/反対の議決の割合に応じた投票を行うこと）」

Revenue Procedure 96-30はRevenue Procedure 2017-52により廃止されたものの、IRSはRevenue Procedure 96-30のAppendix Bには引き続き従うと表明しており[51]、実務上も、スピンオフ実施法人（P社）がスピンオフ対象法人株式（S社）を無期限に保有することは原則として許容されないと解されている[52]。

「⑤ 組織再編税制（§368）規則の要件[53]
上記の§355に定める要件に加え、他の組織再編と同様、投資持分継続要件（分配前にP社・S社を直接又は間接に所有する株主が分配後に双方の50%以上を保有）[54]・事業継続要件・事業目的要件の充足が求められる。

財務省規則はこれらの要件について以下のように定めている。
(i) 投資持分継続要件（Treas. Reg. §1.355-2(c)(1)）[55]

---

[51] こちらから確認できる（https://www.irs.gov/newsroom/irs-statement-regarding-private-letter-rulings-on-certain-corporate-transactions、(2024.03.28)）。このうち、以下の部分が対応する。
"However, in determining whether a retention of stock or securities is in pursuance of a plan having as one of its principal purposes the avoidance of federal income tax, within the meaning of section 355(a)(1)(D)(ii), IRS will continue to follow the guidelines in Appendix B of Rev. Proc. 96-30, even though Rev. Proc. 2017-52 has superseded Rev. Proc. 96-30."

[52] 以上は Cleary の回答による。

[53] [当職ら追記] 355 条に関連する要件のうち、組織再編税制に一般的に要求される要件という趣旨であろうと思われる。

[54] [当職ら追記] 令和 2 年度委託調査報告書において該当条文が記載されていないが、IRS 規則§1.355-2(c)(2), Examples 1-4 又は内国歳入法典第 355 条(e)を踏まえたものと思われる。

[55] [当職ら追記] "(c) *Continuity of interest requirement*—(1) *Requirement.* Section 355 applies to a separation that effects only a readjustment of continuing interests in the property of the distributing and controlled corporations. In this regard section 355 requires that one or more persons who, directly or indirectly, were the owners of the enterprise prior to the distribution or exchange own, in the aggregate, an amount of stock establishing a continuity of interest in each of the modified corporate forms in which the enterprise is conducted after the separation. This continuity of interest requirement is independent of the other requirements under section 355."

スピンオフ前の企業（enterprise）の直接・間接の所有者（一者または複数（one or more persons））が全体として（in the aggregate）[56]分割後に当該企業の活動を行う法人のそれぞれについて十分な量の株式を保有していること。P社は特定の株主に支配されているケースもあれば、上場会社であるケースもある。（中略）」

上場会社の支配株主[57]ではない一般株主によるスピンオフ後の株式の売却は、かかる売却がスピンオフの実施法人（P社）による組織再編に関する計画の一部としてなされるということは通常考えにくいため、あくまで一般論としてであるが、投資持分継続要件を不充足にする可能性は低いといえる。かかる一般株主によるスピンオフ後の株式の売却が、スピンオフの実施法人（P社）又はスピンオフの対象法人（S社）の支配権の取得を生じさせるものであり、かかる支配権の取得がスピンオフと関連する計画や一連の取引の一部であったと判断される場合には、以下に述べる内国歳入法典第355条(e)が適用される可能性があるものの、同項が適用され得るのはP社やS社の役職員又は支配株主が一定程度売却に関与している場合に限られる。したがって、単に上場会社の株主がスピンオフ後に株式を売却したことをもって直ちに、投資持分継続要件が不充足となる、あるいは同項が適用されるといった課税関係が生じるわけではないといえる[58]。

但し、上記②のとおり、スピンオフ後の株式譲渡は、スピンオフがdeviceであるかどうかの判断要素の一つとされている。

「(ii) 事業継続要件（Treas. Reg. §1.355-1(b)）
スピンオフ前の事業がスピンオフ後においても継続していること[59]。

---

[56] [当職ら追記] 例えば、スプリットオフについては、以下のとおり「全体的として」という要件を充足することから、本要件を充足すると考えられている。
Treas. Reg. §1.355-2(c)(2) "Example 1. For more than five years, corporation X has been engaged directly in one business, and indirectly in a different business through its wholly owned subsidiary, S. The businesses are equal in value. At all times, the outstanding stock of X has been owned equally by unrelated individuals A and B. For valid business reasons, A and B cause X to distribute all of the stock of S to B in exchange for all of B's stock in X. After the transaction, A owns all the stock of X and B owns all the stock of S. The continuity of interest requirement is met because one or more persons who were the owners of X prior to the distribution (A and B) own, in the aggregate, an amount of stock establishing a continuity of interest in each of X and S after the distribution."

[57] ここでいう「支配株主」とは、上場会社については、5%の株式を保有し、なおかつ、当該法人の経営又は運営に積極的に従事するものをいうとされ、非上場会社については、当該法人のガバナンスに影響力を及ぼし得る議決権の株式を保有する株主をいうとされている（IRS 規則§1.355-7(h)(3)）。

[58] 以上は Cleary の回答による。

[59] [当職ら追記] Treas. Reg. §1.355-1(b) "Section 355 contemplates the continued operation of the business or businesses existing prior to the separation."

§355に関する財務省規則は事業継続要件における特段の詳細を定めておらず、§368に定める組織再編におけるのと同様の要件であると考えられる。

(iii) 事業目的要件（Treas. Reg. §1.355-2(b)）[60]
スピンオフが一つ以上の事業目的をもって行われること。

単に事業目的に資するというだけではなく、スピンオフを伴わない課税繰延取引によって同じ事業目的を達成することが実務上不可能（impractical or unduly expensive）[61]*であることが必要である。(中略)*

⑥ §355(d)（法人レベルでの課税の繰延が認められない場合）
P社またはS社株式の50%以上が、分配以前5年間において買収（現金対価による取得、増資による取得も含む）により取得されている場合は、P社において課税繰延が認められない（§355のその他の要件を満たす場合にはP社株主において課税繰延が認められる）[62]*。*

---

[60] [当職ら追記] "(b) *Independent business purpose*—(1) *Independent business purpose requirement.* Section 355 applies to a transaction only if it is carried out for one or more corporate business purposes. A transaction is carried out for a corporate business purpose if it is motivated, in whole or substantial part, by one or more corporate business purposes. The potential for the avoidance of Federal taxes by the distributing or controlled corporations (or a corporation controlled by either) is relevant in determining the extent to which an existing corporate business purpose motivated the distribution. The principal reason for this business purpose requirement is to provide nonrecognition treatment only to distributions that are incident to readjustments of corporate structures required by business exigencies and that effect only readjustments of continuing interests in property under modified corporate forms. This business purpose requirement is independent of the other requirements under section 355."

[61] [当職ら追記] 内国歳入法典第 355 条の文脈における事業目的要件については、平成 28 年度委託調査報告書 65 頁において以下のとおり述べられている。
「*会社分割は、税務目的ではなく、事業上の目的であること。運営上の効率化、コスト削減、借入費用の低減等が事業上の目的として認められる。一方、株主価値の向上は会社の事業目的ではないため有効な理由とはならない。米国内国歳入法 355 条の適用性の分析において、IRS は当該事業目的要件の充足性について最も厳しく分析を行う傾向にあり、また、当該要件を満たすか否かについて個別ルーリングの取得はできないこととなっている。*」

[62] [当職ら追記] 内国歳入法典第 355 条(d)が立法された当時の立法資料（H.R. Rep. No.101-881 (1990)）には以下の記載がある。なお、強調は当職らによる。
"The provisions for tax-free divisive transactions under section 355 were a limited exception to the repeal of the General Utilities doctrine, intended to permit historic shareholders to continue to carry on their historic corporate businesses in separate corporations. The committee believes that the benefit of tax-free treatment should not apply where the divisive transaction, combined with a stock purchase resulting in a change of

⑦ §355(e)（法人レベルでの課税の繰延が認められない場合）
スピンオフがP社またはS社の50%以上の資本関係変更を意図した一連の計画の一環として行われる場合には、P社における課税繰延が認められない（P社株主については上記⑥と同様）。ある者が分配前後2年・合計4年間にP社またはS社の50%以上の株式を取得した場合には、一連の計画が存在していたものと推定される。

⑧ §355(g)
分配直後のP社またはS社が非適格投資法人（disqualified investment corporation）であり、かつ、当該非適格投資法人の50%以上持分（議決権または価値ベース）が分配直前に当該非適格投資法人を保有していなかった者によって保有されている場合、§355は適用されない。

非適格投資法人とは、法人の投資資産が総資産の2/3 以上（時価ベース）を占める場合をいう。投資資産とは、現金、法人の株式または有価証券、パートナーシップ持分、債権その他の負債（debt instruments）、オプション、先物・先渡契約、notional principal 契約、デリバティブ、外貨その他の類似の資産をいう。

§355(g)は、金銭等の流動資産を大量に保有する法人が、相対的に規模の小さい事業を分割し、分割後の法人が別個の事業を買収することで、株主は実質的に法人の利益を用いて別個の事業の買収が可能となる（cash rich spin off）ことから、§355の潜脱を防止する目的で2006 年に創設されたものである。」[63]

(5) 投資持分継続要件について

ownership, in effect results in the disposition of a significant part of the historic shareholders' interests in one or more of the divided corporations."
"The present-law provisions granting tax-free treatment at the corporate level are particularly troublesome because they may offer taxpayers an opportunity to avoid the general rule that corporate-level gain is recognized when an asset (including stock of a subsidiary) is disposed of. The committee is especially concerned about the possibility for the distributing corporation to avoid corporate-level tax on the transfer of a subsidiary. Therefore, although the provision does not affect shareholder treatment if section 355 is otherwise available, it does impose tax at the corporate level, in light of the potential avoidance of corporate tax on what is in effect a sale of a subsidiary."

[63] 令和 2 年度委託調査報告書 81 頁乃至 84 頁。なお、強調は当職らによる。

本項目では、上記(2)に述べた統合型・取得型組織再編の各類型及びスピンオフにおける投資持分継続要件について、上記(2)①に述べた内容も踏まえ、類型ごとに詳述する。各項目において述べるとおり、

①組織再編の対価について全株主が受け取る株式対価の割合を定めることで投資持分の継続保有を判定しており、一定の要件を満たす株主のみを対象とした投資持分の継続保有要件は定められていない。

②スピンオフのような内国歳入法典第355条の適用がある取引については、当該取引がP社又はS社の50%以上の資本関係変更を意図した一連の計画の一環として行われる場合には、P社における法人レベルの課税の繰延べが認められないこととなる。

③スピンオフの場合を含めて、組織再編実行後一定期間の継続保有は、原則として要求されていない。

(i) A型組織再編[64]

上記(2)①に述べたとおり、「*A社株式の保有を通じた旧T社投資持分の大部分（substantial part of the value of the proprietary interest in the target corporation）が継続することが必要*」とされ、合併の場合のIRS規則上の例示として、A社株式の交付が対価の40%である場合にも持分継続性が認められるとされている[65]。上記のとおり、組織再編後の特定期間の投資持分の継続保有に関する内国歳入法典やIRS規則上の要件は定められていない[66]。

---

[64] 令和元年度委託調査報告書 14 頁乃至 17 頁。

[65] Treas. Reg. § 1.368-1(e)(2)(v), Example 1. Application of signing date rule.

On January 3 of year 1, P and T sign a binding contract pursuant to which T will be merged with and into P on June 1 of year 1. Pursuant to the contract, the T shareholders will receive 40 P shares and $60 of cash in exchange for all of the outstanding stock of T. Twenty of the P shares, however, will be placed in escrow to secure customary target representations and warranties. The P stock is listed on an established market. On January 2 of year 1, the value of the P stock is $1 per share. On June 1 of year 1, T merges with and into P pursuant to the terms of the contract. On that date, the value of the P stock is $.25 per share. None of the stock placed in escrow is returned to P. Because the contract provides for the number of shares of P and the amount of money to be exchanged for all of the proprietary interests in T, under this paragraph (e)(2), there is a binding contract providing for fixed consideration as of January 3 of year 1. Therefore, whether the transaction satisfies the continuity of interest requirement is determined by reference to the value of the P stock on the pre-signing date. Because, for continuity of interest purposes, the T stock is exchanged for $40 of P stock and $60 of cash, the transaction preserves a substantial part of the value of the proprietary interest in T. Therefore, the transaction satisfies the continuity of interest requirement.

[66] IRS 規則 § 1.368-1(e)(8), Example 1, 3 では合併直後の旧 T 社株主による A 社株式売却に関する例が記載されているが、投資持分継続要件を不充足するとはされていない。

(ii) 正三角合併[67]
投資持分継続要件については上記(i)のA型組織再編と同様である。

(iii) 逆三角合併[68]
投資持分継続要件については上記(i)のA型組織再編と同様であるが、投資持分継続要件に加えて支配要件が定められており、T社の支配を構成するT社株式（すなわち、議決権の80%を構成する議決権株式と80%相当数の無議決権株式）がA社議決権付株式を対価として交換されなければならないとされている[69]。

(iv) B型組織再編[70]
議決権付株式以外の対価が許容されていない。投資持分継続要件についてのその他の点は上記(i)のA型組織再編と同様と考えられる。

(v) C型組織再編[71]
「*§368(a)(2)(B)(iii)により、非株式対価が用いられたとしてもT 社資産の公正市場価格（fair market value）の80%以上がA社議決権付株式で取得される場合には依然としてC 型再編に該当するものとされているから、対価の20%までの非株式対価の使用が許容されているものと考えることができる。*」[72]投資持分継続要件についてのその他の点は上記(i)のA型組織再編と同様と考えられる。

(vi) D型組織再編（統合型・取得型）[73]
本類型においては、「*同一支配下での実質的全資産取得を行う組織再編であることから、対価の全額が株式以外の資産であっても、法人段階では課税繰延取引となる。*」
他方で、株主段階では、その他の内国歳入法典第354条に基づく組織再編と同様に、非株式対価の部分につき課税が生じることとなる。

---

[67] 令和元年度委託調査報告書 17 頁乃至 19 頁。
[68] 令和元年度委託調査報告書 19 頁及び 20 頁。
[69] 内国歳入法典第 368 条(a)(2)(E)(ii)に“in the transaction, former shareholders of the surviving corporation exchanged, for an amount of voting stock of the controlling corporation, an amount of stock in the surviving corporation which constitutes control of such corporation.”と定められていることによる。なお、“control”の定義は同 368 条(c)に定められている（上記(4)④参照）。
[70] 令和元年度委託調査報告書 20 頁及び 21 頁。
[71] 令和元年度委託調査報告書 21 頁及び 22 頁。
[72] 内国歳入法典第 368 条(a)(2)(B)(iii)には、“the acquiring corporation acquires, solely for voting stock described in paragraph (1)(C), property of the other corporation having a fair market value which is at least 80 percent of the fair market value of all of the property of the other corporation,”と定められている。
[73] 令和元年度委託調査報告書 22 頁乃至 24 頁。

「D型再編の定義上、T社あるいはT社株主がA社の支配を有することが求められているから、投資持分継続要件は別段求められていないものと解されており、対価の全額を非株式対価としたとしてもD型再編に該当するものと考えられている（いわゆるcash D reorganization）。
なお、§368(a)(2)(H)及び§304(c)[74]によると、D型再編での支配関係は議決権又は総価値の50%以上に相当する株式を所有することが求められており、T社株主とA社が50%以上の支配関係を有するグループ会社であることが前提となっている。」

(vii) スピンオフ
上記(4)の引用部分⑤(i)及び(4)⑦を参照されたい。

(6) 租税否認規定について

令和元年度委託調査報告書26頁及び平成30年度委託調査報告書20頁にはそれぞれ以下の記載がある。

「米国税務においては、取引の法形式より実質を優先する（substance over form）[75]考え方の一つの帰結として、複数の取引が実質的には統合された取引であり、これらの取引が相互に依存しつつ特定の結果を目的としている場合[76]に、これを一体として捉えて税務上の取扱いを決定する段階取引法理（step transaction doctrine）が存在し[77]、組織再編の局面においても様々な形で適用されている。」

---

[74] [当職ら追記] 過年度の委託調査報告書には「§368(a)(1)(H)及び§303(c)」と記載されていたが、誤記であると思われる。

[75] Gregory v. Helvering, 293 U.S. 465 (1635).

[76] Penrod v. Commissioner, 88 T.C. 1415 (1987). (“The step transaction doctrine is in effect another rule of substance over form; it treats a series of formally separate "steps" as a single transaction if such steps are in substance integrated, interdependent, and focused toward a particular result.”)

[77] 段階取引法理の適用の基準として、複数の取引を行う法的な拘束力を持つ約定が存在する場合（binding commitment test)、複数の取引が相互依存の関係にあり全ての取引が行われないと意味を失ってしまう場合（interdependence test)、複数の取引がある最終結果を実現するための計画に基づき行われる場合（end result test）の3つがあるが、判例法上は必ずしも統一されているわけではない。他方で、同一の計画のもとで実施された取引であっても、各取引が独立した経済的意義を持つ場合には段階取引法理の適用が否定される。Esmark, Inc. v. Commissioner, 90 T.C. 171 (1988), aff'd in unpub. opin., 886 F.2d 1318 (7th Cir. 1989).

「判例法上、形式上は複数の取引であっても、「実質において統合され、相互依存しており、特定の結果を目的として（in substance integrated, interdependent and focused toward a particular end result）」[78]行われる場合には、税務上はその一連の取引全体が単一の取引として扱われる。個々の取引に一定の意味があり、独立の経済的効果がある場合であっても、単一の計画のもとで（pursuant to an overall plan）行われる場合には同様である[79]。

B型再編においては、一連の計画に従い株式対価での買収を行った後にT社が清算した場合、B型再編ではなくC型再編（合併類似の組織再編）として取り扱うことがIRSによって示されている[80]。」

2. 英国

(1) 課税繰延べ規定の趣旨

令和元年度委託調査報告書 34 頁に以下の記載があり、譲渡益は課税に服するのが原則であり、例外的に一定の類型の組織再編成に該当する場合には課税が繰り延べられることになると考えられる。

「英国において、組織再編の当事者である法人とその株主の税務上の取扱いは、1992 年課税利益法（TCGA 1992）の Chapter II Reorganisation of share capital, conversion of securities etc.（以下、「資本再編成等」）において規定されている。この章においては、資本の再編・減少（reorganisation or reduction of share capital）、株式の交換取引（exchange of securities for those in another company）、スキーム・オブ・リコンストラクション（scheme of reconstruction）といった一定の取引を資本再編成等の範囲に含め、その取引に関わる法人および株主の譲渡益に対する課税繰延の取扱いを認めている。」
「いわゆる組織再編行為（合併型再編、分割型再編）や株式を対価とする買収行為は、第 126 条に例示される reorganisation とは性質が異なるものの、上記②または③に該当すれば reorganisation と同様に第 127 条の課税繰延の取扱いを受けることとされている。」

上記で引用されている Taxation of Chargeable Gains Act 1992（以下、「TCGA1992」という。）第 127 条は以下のとおりである。

「Subject to sections 128 to 130, a reorganisation shall not be treated as involving any disposal

78 Penrod v. Commissioner, 88 T.C. 1415, 1428 (1987).

79 Esmark, Inc. v. Commissioner, 90 T.C. 171 (1988).

80 Rev. Rul. 67-274.

of the original shares or any acquisition of the new holding or any part of it, but the original shares (taken as a single asset) and the new holding (taken as a single asset) shall be treated as the same asset acquired as the original shares were acquired.」

なお、課税繰延べの趣旨については、令和元年度委託調査報告書 43 頁に以下の記載があり、株主段階の課税繰延べの根拠について株主の投資の継続が挙げられている [81]。

「英国の資本再編成等に関する課税繰延の基本的な論理は、株主と対象会社との間の資本関係に実質的な変更がない場合には、株主による対象会社株式の保有が継続しており、実質的な株式の処分が行われるまでその課税を繰り延べるというものであると考えられる。」

(2) 統合型・取得型組織再編に関する適格要件について

英国においては、課税繰延べが認められる統合型・取得型組織再編として、株式交換及びスキーム・オブ・リコンストラクションが定められている（平成 28 年度委託調査報告書 39 頁乃至 45 頁及び令和元年度委託調査報告書 34 頁乃至 41 頁）。

① 株式交換

株式交換については、以下の 3 つのケースのうちのいずれかを満たすときには課税繰延べの適用を受けることができる（TCGA1992 第 135 条）。

・A 社が株式交換の直前に T 社の普通株式の 25%超を保有しているか、又は取引の結果として 25%超を保有するケース [82]。

・T 社の株主に対して、A 社が T 社を支配するため株式公開買付けを行い、株式交換取引を行うケース

・A 社が株式交換の直前に T 社の議決権の過半数を保有しているか、又は取引の結果として過半数を保有するケース

② スキーム・オブ・リコンストラクション

[81] 一方で、当該報告書においては法人段階での課税繰延べの趣旨については説明されていない。

[82] 当該要件の趣旨については、令和元年度委託調査報告書 35 頁において「本規定は A 社が T 社の普通株式の 25%超または議決権の過半数を保有している、あるいは取引の結果として保有することとなることを要件としており、この要件を充足できる場合には、A 社と T 社は実質的に同一の法人であるものとして捉え、その結果、A 社株式と T 社株式との交換を同一の資産の交換として取り扱うこととしているものである。」と説明されている。

スキーム・オブ・リコンストラクションとは、下記(i)の要件を満たすスキームであり、下記(ii)の場合には株主における課税繰延べの適用を受けることができ、さらに下記(iii)の要件を満たせば法人における課税繰延べの適用を受けることができる（令和元年度委託調査報告書 39 頁乃至 41 頁)。

(i)スキーム・オブ・リコンストラクションとは、以下の 1、2 及び 3 又は 1、2 及び 4 を満たす一定のスキームをいう(令和元年度委託調査報告書 40 頁、TCGA1992、Schedule5AA)。

1. A 社が T 社の普通株式を保有する株主に A 社の普通株式を発行すること
2. T 社株主に対し、T 社株式の保有数に応じた A 社普通株式を取得する資格が付与されること
3. T 社によって営まれていた事業の全て又は実質的に全てが A 社によって行われること
4. 当該スキームが会社法 26 編（Part 26 of the Companies Act 2006）（scheme of arrangement）に基づき行われること

上記 4 のスキーム・オブ・アレンジメント[83]とは、対象会社による裁判上の手続で、対象会社と株主又は債権者との合意に基づき、会社の債権や資本構成を変更する組織再編の手法である。当該手法は、主に企業再生を念頭に設けられた制度であるが、合併・株式取得・会社分割を行う M&A 案件の手法としても使われている。(平成 28 年度委託調査報告書 39 頁及び令和元年度委託調査報告書 34 頁)

(ii)T 社とその株主又は社債保有者の間でスキーム・オブ・リコンストラクションに関連して以下のような取引が実施される場合には、T 社株主における T 社株式に係る課税が繰り延べられる（令和元年度委託調査報告書 39 頁及び TCGA1992 第 136 条)。

・A 社が T 社の株主に対してその保有数に応じて A 社株式又は社債を発行すること
・T 社株主によって保有されている T 社の株式又は社債が継続保有されるか消却されること

(iii)以下の要件を満たせば、対象会社の資産移転に係る譲渡益が繰り延べられる（平成 28 年度委託調査報告書 41 頁及び TCGA1992 第 139 条)。

・スキーム・オブ・リコンストラクションにおいて、一方の法人の事業の全て又は一部を他方の法人に移転すること
・資産の移転をした法人は移転において対価を受けないこと (事業に係る負債の引き受け

[83] 太田洋弁護士ほか「武田薬品によるシャイアー買収の解説〔Ⅰ〕」(商事法務 2199 号 4 頁）において、武田薬品が買収に用いたスキーム・オブ・アレンジメントに関する解説がなされているため、参考にされたい。

を除く）

・資産の移転をする法人と移転を受ける法人は英国法人であること、又は、移転した資産はその後の移転において英国において課税されること

但し、スキーム・オブ・リコンストラクションの下で T 社が清算される場合において、ある個人株主に対して行った清算分配が、Income Tax (Trading and Other Income)Act 2005（以下、「ITTOIA2005」という。）第 396B 条に規定される、以下の要件を全て満たし、かつ、(a)清算分配額が譲渡益課税上、利益が生じない金額を超えない場合、または(b)清算分配が償還不能株式の分配である場合のいずれにも当たらない場合には、清算が完了していないものとして、当該清算分配は配当とみなされ、課税関係が生じることになる。

A　当該個人株主が、清算の直前において、少なくとも 5％の持分を有すること（ITTOIA2005 第 396B 条(2)）

B　T 社が清算時に非公開会社（close company。少数の株主の支配下にある会社を指す[84]。）であるか、又は清算開始時までの 2 年間のいずれかの時点において、非公開会社であったこと（ITTOIA2005 第 396B 条(3)）

C　清算分配が行われた日から起算して 2 年間のいずれかの時点において、以下のいずれかを満たすこと（ITTOIA2005 第 396B 条(4)）

- 当該個人株主が T 社又は T 社の実質的な 51%子会社が行っている事業と同一又は類似の取引又は事業を営んでいること
- 当該個人株主がそのような取引又は事業を営む組合の組合員であること
- 当該個人株主又はその関係者が、①少なくとも 5%の持分を有し、かつ、②その時点においてそのような取引又は事業を営んでいるか、又はそのような取引又は事業を営む会社と関係がある会社の参加者であること

※「参加者」とは、会社の資本又は収入に対して株式又は持分を有する者をいい、会社の議決権を取得する権利を有する者や会社に対する貸付人などが含まれる（Corporation Tax Act 2010（以下、「CTA2010」という。）第 454 条）。

D　全ての状況を考慮した上で、清算の主たる目的又は主たる目的の一つが所得税の課税を回避又は軽減することであるか、又は清算がその主たる目的又は主たる目的の一つが所得税の課税を回避又は軽減することである取引の一部をなすと考えるのが合理的であること（ITTOIA2005 第 396B 条(5)）

上記のルールの目的は、個人が配当として事業から利益を得て、会社を清算し、その後に新しい会社で事業を再構築する（これは phoenexism と呼ばれるプラクティスである。）ことで、全体的な租税負担を減少させることを防ぐという点にある[85]。上記ルールは清算全般に

[84] Cleary の回答による。

[85] Her Majesty's Revenue and Customs（HMRC、英国歳入関税庁）の会社課税マニュアルの CTM36305

適用される個別的租税否認規定である[86]。

(3) 分割型組織再編に関する適格要件について

現物出資（分社型分割）は TCGA1992 第 171 条におけるノーロスノーゲインルール（75%以上の資本関係を有する会社間において、資産又は事業の譲渡が行われる場合に、当該資産の簿価が引き継がれることにより譲渡に係る譲渡益が繰り延べられるルール）のもとで実行され、分割型分割については上記スキーム・オブ・リコンストラクションを利用することも可能であるが、会社分割に係る特別租税措置（CTA2010 第 1073 乃至第 1099 条）に基づいて行われることが一般的であるとされている（平成 28 年度委託調査報告 67 乃至 72 頁。その理由については 68 頁にて詳述されている。）。

現物出資（分社型分割）については、出資法人が対象法人と 75%以上の資本関係がある場合には、譲渡益の課税が繰り延べられる（TCGA1992 第 171 条、ノーロスノーゲインルール）。分割型分割（又はスピンオフ）のうち、会社分割に係る特別租税措置（CTA2010 第 1073 乃至第 1099 条）として以下の 4 つのカテゴリーに分けられている[87]。

① 直接的な会社分割（Direct Demerger）
親会社が株主に子会社株式を分配
② 間接的な会社分割（Indirect Demerger）
分割法人が分割承継法人に事業を移転し、分割承継法人が分割法人の株主に株式を交付
③ 間接的な会社分割（Indirect Demerger）
親会社が既存又は新設法人に子会社株式を移転し、株式を受け取った既存又は新設法人が株主に株式を交付
④ クロスボーダー会社分割（Cross Border Demerger）
事業の現物出資により英国外に子会社を設立

カテゴリー①からカテゴリー③の会社分割の課税繰延べの具体的な要件は以下のとおりである（平成 28 年度委託調査報告書 70 頁乃至 72 頁。CTA2010 第 1081 乃至第 1084 条）。

（https://www.gov.uk/hmrc-internal-manuals/company-taxation-manual/ctm36305、(2024.03.28)）も参照されたい。

[86] Cleary の回答による。

[87] 平成 28 年度委託調査報告書 68 頁及び 69 頁のカテゴリー分けによる。カテゴリー①は CTA2010 第 1076 条、カテゴリー②及び③は同法第 1077 条(1)(a)の(i)及び(ii)、カテゴリー④は同法第 1078 条の取引にそれぞれ対応している。

A　分割法人、移転の対象となる 75%以上の所有関係のある子会社（以下、「75%子会社」という。）、及び事業又は 75%子会社株式持分を引き継いだ分割承継法人は分割時において全て EU 居住者であること（CTA2010 第 1081 条(1)）

B　分割法人は分割時において事業法人（trading company）又は事業グループ（trading group）の一員であること、かつ、カテゴリー①及び③における 75%子会社は分割時において事業法人又は事業グループの持株会社であること（CTA2010 第 1081 条(2)）

※「事業法人」とは、その活動が全て又は主に事業活動を営む法人をいい、事業グループとはその構成員の事業が全て又は主に事業活動を営むグループをいう（CTA2010 第 1099 条(1)）。

C　会社分割は、分割前においても事業上有益であり、分割後においても事業上有益であるだろうと考えられること（CTA2010 第 1081 条(3)[88]）

D　会社分割は、以下を主たる目的としたスキームの一部を構成しないこと（CTA2010 第 1081 条(4)(5)）

- 租税回避
- 真正なる商業上の理由に基づかない租税回避を目的とした当事者間の資金移転（例えば、この要件がない場合、カテゴリー①において、会社分割をした後、親会社が子会社株式を 5 年以内に買い戻したとき、親会社の株主は子会社株式の譲渡益課税を受けるだけで親会社においては譲渡益は生じず、子会社株式の税務簿価が時価となってしまうことになる。また、株主は金銭を一連の取引で受取ることになる。）
- 分割法人の株主以外の者（第三者）による、分割法人、分割承継法人、75%子会社、又はグループ会社の支配権取得[89]（例えば、会社分割と同時に子会社と同じグループであった法人が売却された場合、必ずしも課税繰延べの適用を受けられないわけではないが、この法人の売却が会社分割を含む一連の取引の主たる目的であった場合には、課税繰延べの適用を受けることはできない（HMRC Statement of Practice 13 (1980)[90]の TA 1988 s213(11)(c)）。）
- 分割後、分割の対象となった事業の廃止又は売却（事業を廃止又は売却することが会社分割に係る取引の主たる目的の一つであってはいけない。）

---

[88] 原文は、以下のとおりである。
(3)Condition C is that the distribution must be made wholly or mainly for the purpose of benefiting some or all of the trading activities which—
(a)before the distribution are carried on by a single company or group, and
(b)after the distribution will be carried on by two or more companies or groups.

[89] Cleary の回答によれば、CTA2010 に基づく会社分割の課税繰延べは、第三者（当初の分割法人の株主以外の者）がグループ会社のうちの一つでも支配権を取得する会社分割に適用されることを意図したものではないことから本規定が設けられている。

[90] Cleary の回答によれば、HMRC Statement of Practice には法的拘束力はないが、HMRC が実際に採用するアプローチを反映している。

E　カテゴリー①における 75%子会社の株式は償還条項付株式ではなく、かつ、分割法人がその子会社の普通株式及び議決権の全て又は実質的全て（つまり、90%以上[91]）を分配すること（CTA2010 第 1082 条(1)）

G　カテゴリー②における事業移転の場合、分割法人は対象事業の持分保有をほとんど（つまり、10%超）残していないこと（逆に、分割法人がその事業の主たる仕入先又は顧客であったり、両社の経営陣が同じような場合でも、事実上、分割法人がその事業や資産に対する支配、利益や今後の行き先への重大な影響力を持たないならこの持分の保有が租税回避を目的としているとはいえない。）（CTA2010 第 1083 条(1)）

H　カテゴリー③における子会社株式の移転の場合、普通株式及び議決権の全て又は実質的全て（つまり、90%以上[91]）を移管すること（CTA2010 第 1083 条(2)）

I　カテゴリー②と③において、分割後、それぞれの分割承継法人の唯一の事業活動又は主な事業活動は、譲り受けた事業の運営、又は、譲り受けた子会社の保有であること（CTA2010 第 1083 条(3)）

J　カテゴリー②と③において、それぞれの分割承継法人が交付した株式は、償還条項付株式ではなく、発行済普通株式及び議決権の実質的全て（つまり、90%以上[91]）であること（CTA2010 第 1083 条(4)）

F 及び K　全てのカテゴリーにおいて、分割後、分割法人は事業法人又は事業グループの持株会社であること（要件 F は子会社株式の移転のケース、要件 K は事業移管と分配取引があるケース)、また、カテゴリー①において 2 社以上の子会社が分割される場合、又は、カテゴリー②若しくは③において事業若しくは子会社株式を引き継ぐ分割承継法人が 2 社以上存在する場合は、分割法人は分配する資産が無いことを前提に解散することも可能（CTA2010 第 1082 条(2)及び第 1083 条(5)）

上記の課税繰延べ要件のうち、本件の検討との関係では以下の点が重要であると考えられる。

・スピンオフの対象となる株式は、100%子会社の株式に限られず、75%以上の保有関係があればよいとされていること（CTA2010 第 1076 条及び第 1077 条)。

・スピンオフ後に、対象事業又は対象子会社が完全に独立している必要はなく、持分を 10%残すことは認められていること（CTA2010 第 1082 条及び第 1083 条)。なお、持分の一部を保有し続けても、課税繰延べの適用を受けることはできるが、持分の一部を保有し続けることが、CTA2010 第 1081 条(4)及び(5)に列挙されている結果の一つを達成することを主たる目的としたスキーム又は取引の一部をなす場合には、同条が規定する租税回避防止規定が適用されることに留意する必要がある。

---

[91] HMRC Statement of Practice 13 (1980)の TA 1988 s 213(6)(a), (8)(b), (d) 'substantially the whole'には、以下の記載がある。

In the context of these particular provisions, 'substantially the whole' is taken to mean around 90% or more.

(4) 投資継続要件について

各類型の組織再編が課税繰延べとなるための要件のうち株主の投資の継続に関わるもの（株式継続保有要件、株式対価要件）について、以下詳述する。

① 合併（スキーム・オブ・リコンストラクション）（平成 28 年度委託調査報告書 39 頁、平成 30 年度委託調査報告書 28 頁、令和元年度委託調査報告書 39 頁）

- 合併の場合には、「A 社が T 社の株主に対してその保有数に応じて A 社株式または社債を発行すること」が課税繰延べの要件として求められているが、一部現金対価とすることも認められており、株式対価と非株式対価の割合に関する法令上の制限は存在しない[92]。但し、原則として各株主には株式と現金の比率が同じように交付されなければならない。A 社が T 社株式取得の対価として T 社株主に A 社株式の他に現金等を交付する場合には、当該現金等の交付部分については T 社株式が譲渡されたものとされ、当該部分についての課税繰延べの適用はない（TCGA1992 第 128 条(3)）[93]こととなるが、これをもって株式対価部分の課税繰延べが認められなくなるわけではない。
- 他方で、株主レベルの株式の継続保有に係る要件は存在しない[94]。

② 株式交換（平成 28 年度委託調査報告書 42 頁、平成 30 年度委託調査報告書 28 頁、令和元年度委託調査報告書 38 頁）

- 会社法 26 編（Part 26 of the Companies Act 2006）に基づくスキーム・オブ・アレンジメントを利用した株式交換の場合には、TCGA1992 第 135 条の要件を満たす場合に課税繰延べとなるが、同条において、非株式対価に関する制限は特段定められておらず、一部現金対価とすることも認められており、株式対価と非株式対価の割合に関する法令上の制限は存在しない[95]。A 社が T 社株式取得の対価として T 社株主に A 社株式の他に現金等を交付する場合には、当該現金等の交付部分については T 社株式が譲渡されたものとされ、当該部分についての課税繰延べの適用はない（TCGA1992 第 128 条(3)）こととなるが、これをもって株式対価部分の課税繰延べが認められなくなるわけではない。

[92] Cleary の回答による。

[93] 現金等の交付部分に関する T 社株式の譲渡益を計算するためには、譲渡日における T 社株式の市場価額に基づき、T 社株式の取得費を配分しなければならない（TCGA1992 第 128 条(4)及び第 129 条）。

[94] Cleary の回答による。

[95] Cleary の回答による。

・ 他方で、株主レベルの株式の継続保有に係る要件は存在しない[96]。

③ スピンオフ（分割型分割）（平成 20 年度委託調査報告書 37 頁、平成 28 年度委託調査報告書 68 頁）

・ スピンオフの場合に、非株式対価の交付を制限する規定はなく、株主に対して子会社株式以外に現金を交付することも可能であるが、株主が現金を受領する限りで課税が発生する。
・ また、課税繰延べの要件の一つに、「会社分割は、以下を主たる目的としたスキームの一部を構成しないこと」の一つとして「分割法人の株主以外の者（第三者）による、分割法人、分割承継法人、75%子会社、又はグループ会社の支配権取得」が挙げられている（CTA2010 第 1081 条(4)(5)）ため、一定の継続保有要件が課されていると考えられる。なお、「支配権」は、CTA2010 第 1099 条が参照する第 450 条及び第 451 条で定義されている。例えば、ある者が会社の株式や議決権、配当を受け取る権利の過半数を所有するか、又は取得する権利を有する場合には、支配権を有するとみなされる。

(5) 租税否認規定について

令和元年度委託調査報告書 42 頁に以下の記載があり、「真正なる商業上の理由」がない場合や課税を回避することを主な目的とするスキーム等の一部として行われる取引である場合には、課税繰延べに関する株式交換等及びスキーム・オブ・リコンストラクションの適用が受けられないものとされている。すなわち、TCGA1992 第 135 条は株式交換等に関し、株主段階での課税繰延べを認める規定であり、第 136 条はスキーム・オブ・リコンストラクションに関し、株主段階での課税繰延べを認める規定であるが、第 137 条の適用がある場合には、第 135 条、第 136 条が規定する課税繰延べの適用を受けることができなくなる。

「株式の交換等に係る譲渡益課税繰延の取扱いに関する租税回避の防止規定は TCGA1992 第 137 条に定められており、TCGA1992 第 135 条および第 136 条は、真正なる商業上の理由（bona fide commercial reasons）がない場合、もしくは課税利益税または法人税を回避することを主な目的とするスキーム等の一部として行われる取引である場合には、これらに定める課税繰延の適用が受けられないこととしている。
一方、英国税務上は株式および社債以外の対価が用いられること自体が課税繰延要件上の制約となっていないことから、非株式対価の支払いを組織再編と別の取引として行うことにより本来課税繰延の適用がないものを、形式上適用要件を満たすようにするといった問

[96] Cleary の回答による。

題はそもそも生じない。したがって、複数の取引を一連の取引とみなして課税繰延規定の適用可否を判定するような対応はみられない。
また、TCGA1992 第 135 条においては取引前後の株式の保有比率が要件となっているが、その判定に際しては、短期間に株式取得取引が複数回起きた場合に、それらの取得株数を合算して判定するといったことはなく、取引ごとに保有比率が要件を超えるかどうかを判定するといった形式的な判断がされるものと考えられる。」

TCGA1992 第 137 条は以下のとおりである。

「137 Restriction on application of sections 135 and 136.

(1)Subject to subsection (2) below, and section 138, neither section 135 nor section 136 shall apply to any issue by a company of shares in or debentures of that company in exchange for or in respect of shares in or debentures of another company unless the exchange or scheme of reconstruction in question is effected for bona fide commercial reasons and does not form part of a scheme or arrangements of which the main purpose, or one of the main purposes, is avoidance of liability to capital gains tax or corporation tax.

(2)Subsection (1) above shall not affect the operation of section 135 or 136 in any case where the person to whom the shares or debentures are issued does not hold more than 5 per cent. of, or of any class of, the shares in or debentures of the second company mentioned in subsection (1) above.

(3)For the purposes of subsection (2) above shares or debentures held by persons connected with the person there mentioned shall be treated as held by him.

(4)If any tax assessed on a person (the chargeable person) by virtue of subsection (1) above is not paid within 6 months from the date when it is payable, any other person who—

(a)holds all or any part of the shares or debentures that were issued to the chargeable person, and

(b)has acquired them without there having been, since their acquisition by the chargeable person, any disposal of them not falling within section 58(1) or 171,

may, at any time within 2 years from the time when the tax became payable, be assessed and charged (in the name of the chargeable person) to all or, as the case may be, a corresponding part of the unpaid tax; and a person paying any amount of tax under this subsection shall be entitled to recover a sum of that amount from the chargeable person.

(5)With respect to chargeable gains accruing in chargeable periods ending after such day as the Treasury may by order appoint, in subsection (4) above—

(a)for the words "the date when it is payable" there shall be substituted "the date determined under subsection (4A) below";

(b)for the words "the time when the tax became payable" there shall be substituted "that date"; and

(c)for the words "a sum" onwards there shall be substituted "from the chargeable person a sum equal to that amount together with any interest paid by him under section 87A of the Management Act on that amount";

and after that subsection there shall be inserted—

"(4A)The date referred to in subsection (4) above is whichever is the later of—

(a)the date when the tax becomes due and payable by the chargeable person; and

(b)the date when the assessment was made on the chargeable person."

(6)In this section references to shares or debentures include references to any interests or options to which this Chapter applies by virtue of section 135(5), 136(5) or 147.」

また、平成 28 年度委託調査報告書 41 頁に以下の記載があり、法人課税レベルでも同様に事業目的がテストされ、「真正なる商業上の理由」がない場合や課税を回避することを主な目的とするスキーム等の一部として行われる取引である場合には、課税繰延べに関するスキーム・オブ・リコンストラクションの適用が受けられないものとされている。すなわち、TCGA1992 第 139 条(1)はスキーム・オブ・リコンストラクションに関し、法人段階での課税繰延べを認める規定であるが、第 139 条(5)の適用がある場合には、第 139 条(1)が規定する課税繰延べの適用を受けることができなくなる。

「また、正当な事業目的について、TCGA1992 第 139 条(において、当該合併は正当な事業目的を達成することであり、主たる目的が法人税、キャピタルゲイン課税、個人所得税の租税回避ではないことが要件となっている。この要件に関して、英国税務当局に事前確認をすることができるとともに、実務的に事前確認をするのが通例である。ただし、被合併法人株式または債券の 5%超を所有している株主がいない場合、事業目的についてテストされることはない。」

TCGA1992 第 139 条(5)は以下のとおりである。

「139 Reconstruction F1... involving transfer of business.

(5)This section does not apply unless the reconstruction F12... is effected for bona fide commercial reasons and does not form part of a scheme or arrangements of which the main purpose, or one of the main purposes, is avoidance of liability to corporation tax, capital gains tax or income tax; but the foregoing provisions of this subsection shall not affect the operation of this section in any case where, before the transfer, the Board have, on the application of the acquiring company, notified the company that the Board are satisfied

that the reconstruction F12... will be effected for bona fide commercial reasons and will not form part of any such scheme or arrangements as aforesaid.
Subsections (2) to (5) of section 138 shall have effect in relation to this subsection as they have effect in relation to subsection (1) of that section.」

3. ドイツ

(1) 課税繰延べ規定の趣旨

令和元年度委託調査報告書 46 頁に以下の記載があり、譲渡益は課税に服するのが原則であり、例外的に一定の類型の組織再編に該当する場合には課税が繰り延べられることになると考えられる。

「ドイツにおいては、法人税法や所得税法とは別個に、組織再編税法（UmwStG,Umwandlungssteuergesetz）において、各種の組織再編に関する特別な税務上の取扱い（課税繰延べ）が規定されている。現在の組織再編税法は、EU 法への準拠のために行われた 2006 年の改正をベースとしており、2015 年の改正により事業の現物出資と株式の交換に対する非株式対価の上限規制が加わっている。
組織再編税法の適用がない再編が行われた場合、その再編によってある法人から別の法人に移転する資産負債は、時価により譲渡されたものとして含み益が実現し、譲渡益に対する課税が行われる。
組織再編税法の目的は、一定の制約のもと、特定の組織再編について譲渡益課税を行わない（課税を繰り延べる）ことを認めることにある。」

また、課税繰延べの趣旨については、令和元年度委託調査報告書 57 頁に以下の記載があり、株主段階の課税繰延べの根拠として株主による移転事業に対する「経済的取組み」の継続が挙げられているが、法人段階の課税繰延べの趣旨については説明されていないように思われる。

「事業の現物出資あるいは株式の交換において、2015 年改正により非株式対価の上限額が導入される前は、課税繰延べの本質的な要件としては、被現物出資法人から一株でも新株の発行を受けることと、非株式対価の時価が出資対象資産の簿価を超えないことであったといえる。現物出資における株主段階の課税繰延べの根拠として、1969 年に最初の組織再編税法が導入された際の立法趣旨としては、株式の保有と被現物出資法人側の簿価引継ぎを通じて、移転する事業に対する「経済的取組み」（“wirtschaftliche Engagement”）が継続され、付与される株式において出資対象資産の価値が表象される、と説明されていた。

また、小規模企業の大企業への統合の必要性という経済政策的観点から、判例法において要求されていた、出資者の被現物出資法人に対する「重要な持分」の保有については問わないこととされた。出資者において、非株式対価の時価相当額は、交付を受ける新株の取得価額から控除されることにより、旧資産の含み益は新株の含み益に置き換わって将来の課税を待つこととなる。また別の言い方をすれば、旧資産の簿価よりも低い金額の非株式対価を受け取っているにすぎないのであれば、利益を実現したとはいえない、との考え方があるようにも思われる。この考え方に立てば、ポルシェ＝ディール[97]のような極端な事例であってもなお、課税繰延べは正当化されると思われ、実際に CDU/CSU、租税法学者あるいは税務実務家からは上限額の導入に反対の声が上がっていた」

(2) 統合型・取得型組織再編に関する適格要件について[98]

① 合併

合併については、以下の要件を満たす場合には、被合併法人から合併法人に移転される資産負債に関する譲渡損益について課税繰延べの適用を受けることができる（UmwStG 第 11 条第 2 項）（平成 28 年度委託調査報告書 53 頁乃至 56 頁）[99]。

・合併法人において未実現の含み益が将来認識されること（合併法人への課税繰延べ）
・移転された資産の課税権は制限なくドイツにあること

---

[97] 2012 年にポルシェとフォルクスワーゲンの間で実施されたグループ再編。当時、Porsche AG と Volkswagen AG はともに、Porsche Holding SE の 50%超子会社であったが、Volkswagen AG は Porsche AG の少数株主でもあった。Volkswagen AG による Porsche AG の子会社化を目的として、両社の親会社である Porsche Holding SE がその保有する Porsche AG の株式を Volkswagen AG に出資することとしたところ、このときの出資の対価として、被現物出資法人である Volkswagen AG から出資者である Porsche Holding SE に対して、新株 1 株（2.56 ユーロ相当）と 44 億ユーロの非株式対価が交付された。これにより Volkswagen AG は Porsche AG の過半数株式を保有することとなったため、当時の組織再編税法に基づき、適格交換として課税繰延べ要件を満たすこととなった（課税当局のルーリングまで取得したようである。）。これに対してメディアは、「税の抜け穴」などの表現で問題を取り上げ、また政治問題ともなった（令和元年度委託調査報告書 56 頁）。

[98] ドイツの組織再編税法においては、①合併及び資産移転（全部の移転）（第 11～13 条）、②分割、スピンオフ及び資産移転（部分的な移転）（第 15～16 条）、③現物出資又は株式交換（第 20～23 条）という構成で、組織再編行為の課税関係が規定されている。

[99] なお、従来は、組織再編税法が適用される地理的範囲としては、再編に関連する当事者が全て EU 又は EEA に設立地及び管理支配地を有する場合に限定されていたものの、2021 年の税制改正において当該限定は廃止されたようである（EY、「Tax Alert “German Government agrees on draft bill introducing “check-the-box” elections for partnerships and further changes”」、https://www.ey.com/en_gl/tax-alerts/german-government-agrees-on-draft-bill-introducing-check-the-box-elections-for-partnerships-and-further-changes、(2024.03.28))。

・資産の移転に対して対価が支払われないか、全ての対価は合併法人の株式であること
また、以下のいずれかの要件を満たす場合には、被合併法人の株主において課税関係は生じない（UmwStG 第 13 条第 2 項）。

・合併法人の株式を譲渡したときにはドイツにおいて制限なく課税がされること

・Directive 90/434/EEC[100]第 8 条が適用され、租税条約の規定に関係なく将来の譲渡に対してドイツにおいて課税されること

② 株式交換

株式交換については、以下に従って、法人株主における移転株式の譲渡損益について課税繰延べの適用を受けることができる（UmwStG 第 21 条）（平成 30 年度委託調査報告書 35 頁）。

・A 社によって選択された T 社株式の取得価額は、拠出者（T 社株主）側で、その拠出した株式に係る譲渡価額及びその受領する株式（A 社株式）の取得価額として取り扱われる（第 2 項第 1 文）。なお、買収法人においては、下記の要件をいずれも満たす場合に、簿価又は中間値をもって対象法人株式を受け入れることができるとされている（第 1 項）。

- 買収法人が対象法人株式の議決権の過半数を買収後所有すること（支配要件）
- 将来、受け取った対象法人株式が譲渡される場合に生じる株式譲渡益を課税する権利が制限なくドイツにあること
- 移転される対象法人株式の税務簿価の 25%、又は、EUR500,000[101]（対象法人株式の税務簿価を上限）を超える交付金の支払いが生じないこと（Boot 制限条項）。

・但し、当該拠出の結果として、拠出された対象法人株式の買収法人における将来の譲渡益に対するドイツの課税権が排除若しくは制限される場合、又は、対象法人株主が受領する買収会社株式の対象法人株主における将来の譲渡益に対するドイツの課税権が排除若しくは制限される場合には、拠出する対象法人株式の譲渡価額及び受領する買収法人株式の取得価額は、対象会社株式の時価とされる（第 2 項第 2 文）。

・もっとも、第 2 文のケースに対するさらなる例外として、上記の支配要件及び Boot 制限条項を満たすことを前提として、①受領する買収法人株式の将来の譲渡益に対するドイツの課税権が排除若しくは制限されない場合、又は、②株式の交換取引に係る譲渡益に係る課税が EU 合併指令第 8 条[99]を理由として認められない場合、対象法人株主の申請により、

---

[100] いわゆる EU の Merger Directive であり、第 8 条では、加盟国間での組織再編において対象会社株主が取得会社の株式を受領した場合には課税が生じないこと（1 項）、1 項の規定は、加盟国が当該株主がその後株式を譲渡した場合に当該株式の譲渡益に課税することを妨げるものではないこと（第 2 項）などを定めている。

[101] かかる上限額については、「改正案は、ドイツ経済の屋台骨を支える中小企業の保護の観点から十分かという点も取り上げ、これについては、絶対的上限額が当初提案の 300,000 ユーロから 500,000 ユーロに引き上げられる結果となった。」とされている（令和元年度委託調査報告書 56 頁）。

簿価又は中間値をもって、対象法人株式の譲渡価額及び受領する買収法人株式の取得価額とみなすことができる（第 2 項第 3 文）。

個人株主に関しては、以下の要件（合併と同様）を満たす場合、会社法に基づいた株式交換においては課税繰延べの適用を受ける。株式以外の交付金を得た場合はその部分は課税取引となる（平成 28 年度委託調査報告書 57 頁）。

・将来、受け取った買収法人株式が譲渡されるときに生じる株式譲渡益を課税する権利が制限なくドイツにあること

(3) 分割型組織再編に関する適格要件について

分社型分割（ドロップダウン）については、分社の対象となる資産が事業（a business）[102]若しくは事業の一部（part of a business）[103]又は共同事業者の株式（a co-entrepreneur's share）である場合で、分割法人が対価として分割承継法人の株式を受領するときには、分割法人において課税関係は生じない（平成 28 年度委託調査報告書 80 頁、UmwStG 第 20 条第 1 項。「事業」及び「事業の一部」の意義について、ドイツ連邦財務省による解釈通達（IV C 2 - S 1978-b 08 10001 at No. 20.06））。なお、ドロップダウンの課税繰延べについては、移転事業の継続に係る要件は存在しない[104]。

また、UmwStG 第 20 条第 2 項によると、分社型分割（ドロップダウン）の対価として分割承継法人の株式に加えてそれ以外の対価を交付することも一定程度認められるが、分割承継法人株式以外の対価が交付された場合には、次の要件を満たさない場合、分社の税務簿価での移転が制限される（平成 28 年度委託調査報告書 80 頁、UmwStG 第 20 条第 2 項）。

・分割承継法人株式以外の対価が交付される金額が、分社の対象となる事業資産の税務簿価の 25%又は EUR 500,000（EUR500,000 を上限とした対象となる事業資産の税務簿価）を超えないこと

加えて、同項においては、上記のほか、下記の要件も税務簿価での移転のために求められている。

・買収法人において未実現の含み益が将来認識されること（合併法人への課税繰延べ）
・出資対象事業が負債超過でないこと
・移転された資産の課税権は制限なくドイツにあること

---

[102] 「事業」の移転に該当するためには、移転事業に係る商業活動にとって重要な資産が全て移転することを要するものとされている。どの資産が事業上重要かという点については個別の事実認定によるため、実務的な不確実性は残るところであるとされている。

[103] 「事業の一部」とは、その資産単体で事業を営むことができるような事業単位を意味するとされている。

[104] 以上は Cleary の回答による。

市場価格より低い価額で事業が分社されるドロップダウンの場合、分割法人は分社の対価として取得する分割承継法人株式を取引後 7 年間保有していることを証明する義務がある（毎年 5 月末に継続保有の判定を行う。）。証明できない場合は、分割承継法人株式は売却されたものとみなされ、取引日時点に遡って当該分社に係る譲渡益が計算され課税されることとなる。

② 分割型分割（スピンオフ及びスプリットアップ）

分割型分割（スピンオフ及びスプリットアップ）については、対象資産を簿価又は中間値で移転させることも認められている。具体的には、スピンオフ又はスプリットアップを実行する場合は、以下要件を充足することにより、資産の簿価又は中間値での移転が可能となる（平成 28 年度委託調査報告書 82～83 頁、UmwStG 第 15 条）。

・分割法人及び分割承継法人の双方が EU 又は EEA の法人であること
・移転された資産の含み益（hidden reserve）は、将来、分割承継法人で必ず課税されること
・移転される資産に対する課税権はドイツにあり、免除又は制限されないこと
・移転される資産の対価はない、又は、全ての対価は分割承継法人の株式であること
・移転される資産は一つの独立事業（独立事業単位要件）を構成していること

なお、分割日前の 3 年間に一つの事業を構成しない資産の移転により取得した資産が分割対象の場合、または、分割が第三者への「売却の準備 [105]」（preparation of a sale）として行われる場合には繰延べは認められないこととされている。「売却の準備」として行われる場合に繰延べが認められないのは、実際に分割から 5 年以内に当事会社の株式が 1 株でも譲渡された場合に限られるとされている。加えて、分割前の分割法人株式価値の 20%超に相当する分割法人又は分割承継法人の株式が分割後 5 年以内に譲渡された場合には、上記「売却の準備」があったものとみなされるものとされている [106]。

また、分割会社の株主においては、分割承継法人及び分割法人の双方が EU 法人であり、次のいずれかの要件を充足する場合は簿価取引と取扱うことができる（平成 28 年度委託調査

[105] Cleary の回答によると、「売却の準備」については、分割後に当時会社の株式を第三者に売却する具体的な意図が分割時点で存在している必要があると解されており、後述する Growth Opportunities Act の立法資料でも同様の解釈が示されている。

[106] 以上は Cleary の回答による。なお、PwC、「Bundestag approves Growth Opportunities Act」、https://blogs.pwc.de/de/german-tax-and-legal-news/article/240545/bundestag-approves-growth-opportunities-act/、（2024.3.28）も参照。上記の内容は、2024 年 3 月 22 日に連邦参議院（Bundesrat）が可決した Growth Opportunities Act による改正後の内容に基づいている。上記の改正はその後大統領による署名を経て効力を発生するものとされている。なお、上記改正までは、分割前の分割法人株式価値の 20%超に相当する分割法人及び分割承継法人の株式が分割後 5 年以内に譲渡された場合は、過去に遡って課税取引とみなされるものとされていた（平成 28 年度委託調査報告書 83 頁）。

報告書 84 頁)。

・移転される資産は一つの独立事業を構成し、また、分割法人に残る移転の対象とならなかった資産も一つの独立事業であること

・分割承継法人の株式の譲渡に係るキャピタルゲインに対する課税権はドイツにあり、免除又は制限されないこと

・Article 8 of Directive 90/434/EEC が適用されること

(4) 投資継続要件について

各類型の組織再編が課税繰延べとなるための要件のうち株主の投資の継続に関わるもの（株式継続保有要件、株式対価要件）について、以下詳述する。なお、株主の投資の継続に関する要件は、合併及び分割型分割は法人段階での課税、株式交換は株主段階での課税に関して設けられている。

・合併（平成 28 年度委託調査報告書 54 頁、令和元年度委託調査報告書 47 頁及び 48 頁）

- 合併の場合には、「対価が交付されないこと、または対価が株式であること」が課税繰延べの要件として求められており（UmwStG 第 11 条第 2 項)、非株式対価の交付は認められていない。
- 株主レベルでの株式の継続保有については、要件とはされていない [107]。

・分割型分割（スピンオフ・スプリットアップ）（平成 28 年度委託調査報告書 83 頁）

- 分割型分割の場合には、「移転される資産の対価はない、又は、全ての対価は分割承継法人の株式であること」が課税繰延べの要件として求められており（UmwStG 第 15 条第 1 項、第 11 条第 2 項)、非株式対価の交付は認められていない。
- また、株主による株式の継続保有との関係では、大要以下の要領に従って課税繰延べを制限する法案が施行される予定である [108]。

---

[107] 以上は Cleary の回答による。

[108] PwC、「Bundestag approves Growth Opportunities Act」、https://blogs.pwc.de/de/german-tax-and-legal-news/article/240545/bundestag-approves-growth-opportunities-act/、(2024.3.28)。なお、かつての UmwStG 第 15 条 2 項第 3 文は、第三者への売却の準備行為として行われる分割については、課税繰延べの適用はない旨を規定しており、同項第 4 文は、分割前の分割法人株式価値の 20%超に相当する分割法人及び分割承継法人の株式が分割後 5 年以内に譲渡された場合、過去に遡って課税取引とみなされるとされていた（平成 28 年度委託調査報告書 83 頁)。第 3 文と第 4 文の関係性については従前問題となっていたところ、2021 年 8 月 11 日の連邦金融裁判所（Federal Fiscal Court）の判決では、第 3 文は第 4 文の推定規定の根拠を規定したもので独立のスコープを持つものではなく、したがって、上記の 5 年以内・20%超の譲渡がない場合には、第三者への株式譲渡の意図に関わらず、課税取引とみなされることがないこと

- ①分割日前の 3 年間に一つの事業を構成しない資産の移転により取得した資産が分割対象の場合、又は、②分割の時点において売却準備[109]（preparation of a sale とされた場合には、繰延は認められない。
- ②については、「売却の準備」として行われた場合に繰延べが認められないのは、実際に分割から 5 年以内に分割法人又は分割承継法人の株式が 1 株でも第三者に譲渡された場合に限られるとされている。さらに、この場合のうち、分割前の株式法人価値の 20%超に相当する株式が譲渡されている場合には、売却準備とみなされる[110]。

・株式交換（平成 28 年度委託調査報告書 57 頁、令和元年度委託調査報告書 51 頁）
- 株式交換の場合には、被現物出資法人が移転対象法人の議決権の過半数を直接に保有することが課税繰延べの要件として求められている。
- また、被現物出資法人により交付された株式以外の対価が「出資された対象法人株式の簿価の 25%以下であるか、または EUR500,000 以下（但し、対象法人株式の簿価が EUR500,000 以下である場合には、その価額以下）であること」が求められており（UmwStG 第 21 条第 1 項)、非株式対価の交付について一定の制限がある。かかる上限額については、「簿価の 25%以下」の基準（相対的基準）については株主全体で判定される一方、「EUR500,000 以下」の基準（絶対的基準）については株主全体ではなく株主ごとに判定されると考えられている[111]。
- 株主レベルでの株式の継続保有については、要件とはされていない[112]。

(5) 租税否認規定について

令和元年度委託調査報告書 55 頁において以下のとおり、事業の現物出資と株式の交換に関して、再編後 7 年以内にさらに株式譲渡が行われた場合に過去の再編に関して遡及的に譲渡益を課すという制度があるとされている。

とされた（EY、「German Tax & Legal Quarterly 1|22」、https://assets.ey.com/content/dam/ey-sites/ey-com/de_de/topics/steuerticker/ey-gtlq-issue-1-2022.pdf?download、（2024.03.22）及び KPMG、「German Tax Monthly」、https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/us/pdf/2022/01/tnf-gtm-jan-feb-2022.pdf、（2024.03.28)）。上記改正案は、当該判決を覆すことを意図しているものである。

[109] 当該改正法はまだ施行されていないため、売却準備の立証責任についても特に判例や通達等は存在しないが、一般的なルールに従うと、税務当局が立証責任を負うものと考えられる。

[110] 以上は Cleary の回答による。

[111] 以上は Cleary の回答による。

[112] 以上は Cleary の回答による。なお、被現物出資法人が株式交換により取得した移転対象法人株式については、被現物出資法人が株式交換から 7 年以内に譲渡した場合には、出資者（移転対象法人の旧株主）の譲渡益について遡及的課税がなされる（令和元年度委託調査報告書 55 頁)。

「非株式対価に関する濫用防止を直接に規定するものではないが、事業の現物出資と株式の交換に関しては、再編後 7 年以内にさらに株式譲渡が行われた場合に過去の再編に関して遡及的に譲渡益課税を課すという制度がある。
被現物出資法人が、株式の交換により時価未満の価額をもって取得した移転対象法人株式を、当該株式の交換が行われた時点から 7 年以内に、直接または間接に譲渡した場合（仮に交換時点において出資者が譲渡した場合に、資本参加免税（法人税法 8b 条 2 項）の適用により免税となる場合を除く）、出資拠出により生じる譲渡益は、出資拠出が行われた事業年度に遡及して、出資者（移転対象法人の旧株主）の譲渡益として課税される。
当該規定は事実上、課税繰延べの濫用防止規定として機能するが、当事者（特に移転対象法人の旧株主）の認識や関与といった主観的な要件はなく、被現物出資法人による 7 年以内の移転対象会社株式の譲渡という客観的な要件に従って機械的に適用される。
時の経過に比例して濫用の可能性は低くなるであろうとの仮定のもと、遡及的課税の対象となる譲渡益は、12 か月ごとに 7 分の 1 ずつ逓減することとされている（組織再編税法 22 条 2 項 2 文、22 条 1 項 2 文）。」

また、平成 28 年度委託調査報告書 83 頁において以下のとおり、会社分割に関して、独立事業に該当しない資産を移転した場合に課税繰延べが否定される制度や、分割後 5 年以内に一定割合の株式が譲渡された場合に過去に遡って法人レベルでの課税繰延べが否定される制度があるとされている。

「原則、パートナーシップの持分、又は、法人の 100%持分は一つの独立事業として適格とされる。但し、分割日前の 3 年間で、一つの独立事業を構成しない資産の取得により、当該事業が拡大している場合は、課税繰延べ取引による当該事業の移転はできない。この規定は、個々の資産が課税繰延べ取引としてパートナーシップ、又は法人に出資されることにより、その後そのパートナーシップ又は法人の持分の一部として課税繰延べにより分割されることを制限している。
独立事業を構築する他の資産も移転されるような状況時おいて、この 3 年の租税回避規定の適用ができるのか懸念されている。この租税回避規定の適用がない場合は、含み益の認識はこの資産に対してのみ実現するので、3 年ルールを濫用して事業分割が可能となりうる。同様に、会社分割を通して第三者へ譲渡されるなら、資産の含み益の認識の繰延べはできなくなる。分割前の分割法人株式価値の 20%超に相当する分割法人及び分割承継法人の株式が、分割後 5 年以内に譲渡された場合、過去に遡って課税取引とみなされる。これに関連して 20%超の株式譲渡があった場合、税務当局に報告義務が生じる。この考えはドイツの租税裁判所のルーリングに基づいており、この譲渡計画の考え方は反証のしようがないと考えられている。そのため、上場会社の課税繰延べ規定に基づく会社分割は難しいようである。例えば、分割会社が分割会社と分割承継会社に分割されたとして、分割段階の株式価値がそ

れぞれ 70%と 30%に分かれたとする。分割後 5 年以内に、70%部分の分割会社の現株主が 10 を第三者に譲渡し、30%部分の分割承継会社の現株主が 15 を第三者に譲渡した場合、適格分割の要件を満たさず、法人レベルでは課税取引とされる。」

なお、上記の規定については、上記⑷に記載したとおり、①分割日前の 3 年間に一つの事業を構成しない資産の移転により取得した資産が分割対象の場合、又は、②分割の時点において売却準備（preparation of a sale）とされた場合において繰延べを認めないこととする法案が施行される予定である。

4. フランス

(1) 課税繰延べ規定の趣旨

令和元年度委託調査報告書 59 頁及び 61 頁にそれぞれ以下の記載があり、譲渡益は課税に服するのが原則であり、例外的に一定の類型の組織再編成に該当する場合には課税が繰り延べられることになると考えられる。

「組織再編の類型および組織再編の各当事者の税務上の取扱いは、フランス税法（以下、「FTC」[113]）において規定されている。合併や分割といった事業の移転を伴う組織再編行為は、原則として「事業の停止」として取り扱われ、当該移転事業に係るあらゆる利益（繰り延べられていた利益、準備金、資産の移転に係る譲渡益等）に対する課税が生じる。しかし、FTCに定義される組織再編[114]（合併・会社分割・現物出資）に該当する場合には、再編の当事者である法人（A社およびT社）において、課税繰延措置を適用できることとされている。この課税繰延措置の適用にあたり、要件となるのはFTC上の組織再編の定義に該当するかどうかという点のみであり、非株式対価に係る要件も、組織再編の定義要件の一部を構成している。」

「T社株主においては、T社株式と引き換えにA社株式を取得することにより生じる譲渡損益は原則として即時課税される。ただし、FTCに定義される合併により生じた株式の譲渡損益であって、交付される非株式対価の金額が、交付されるA社株式の額面総額の10%と譲渡益のいずれか小さい金額を超えない場合には、T社、A社における課税繰延の適用の有無にかかわらず、T社株主におけるT社株式に係る譲渡益に対する課税は、将来のA社株式譲渡時まで繰り延べられる[115]。なお、非株式対価の交付を受けた部分については、即時課

113 French Tax Code（一般税法典（Code General des Impots））

114 課税繰延べ措置の適用対象となる組織再編であり、日本でいうところの税制適格再編といえる。

115 [当職ら追記]脚注略。

税となる。当該T社株主に係る取扱いは、T社法人株主についてはFTC Article 38.7 bis、T社個人株主についてはFTC Article 150-0Bにおいて規定されている。」[116]

なお、課税繰延べの趣旨については、平成 30 年度委託調査報告書 49 頁に以下のとおり記載があり、「組織再編後も取得法人において対象事業が継続されるため、取引前後で経済的にも税務的にも不変である」ことが挙げられている。もっとも、これは法人段階の課税繰延べを念頭にした記述であると考えられ、株主段階の課税繰延べの根拠については明記されていないように思われる。

「特別税制導入の理論的な根拠としては、1966 年にフランス税務当局が発行したガイドラインによると、当該特別税制の導入の背景には組織再編は経済的にも税務的にも純粋に中間的（intercalair）で、かつ、中立的な取引であるとの考え方があったようである[117]*。つまり、原則法によると組織再編は事業の清算であるとして譲渡人において譲渡益課税が起きるが、組織再編を中間的な取引であり、組織再編後も取得法人において対象事業が継続されるため、取引前後で経済的にも税務的にも不変であるということから、取引がないものとするという考え方を根拠に特別税制として課税繰延制度を法に導入したものと考えられる。」*

(2) 統合型・取得型組織再編に関する適格要件について

フランスにおける、統合型・取得型の組織再編としては、合併、分割[118]、事業の現物出資、株式の現物出資（みなし事業の現物出資)、株式交換（公開買付け）が挙げられる。

このうち、合併、分割及び株式交換（公開買付け）については、合併、分割や株式交換（公開買付け）それ自体に該当するための要件を別にすると、交付される非株式対価の金額が交付される A 社株式の額面総額の 10%と譲渡益のいずれか小さい金額を超えないことという以外の要件は特に求められていない[119]。

---

116 合併に関する記述であるが、他の組織再編についても同様であると推察される。

117 FTA's guidelines, Merger of companies tax regime, Article 15 to 17 of Law No65-566, 1966-04-07, No30 (inside Rapport ANSA).

118 なお、本報告書では、令和元年度委託調査報告書の用例に従い、フランス法にいう「scission」について「分割」という用語で訳しているが、日本法上の分割とは少し異なる点に留意が必要である。日本法の分割では、分割会社が存続すること（すなわち一定の資産負債は残存すること）が前提とされているが、フランス法にいう「分割」は、分割法人が解散して全ての資産負債を 2 以上の承継法人に承継させるものであり、分割法人の有していた資産負債は全て他の法人に譲渡されることが前提となっている。

119 合併について、令和元年度委託調査報告書 61 頁、分割について、同 62 頁、株式交換（公開買付け）について、平成 28 年度委託調査報告書 50 頁。

なお、分割については、かつては分割法人が分割承継法人株式を 3 年以上継続保有することという要件が課されていた[120]。かかる要件は、租税回避的な取引を防止するための客観的要件であったが、EU 合併指令による租税回避防止規定で対処されることとなったため[121]、2017 年の法改正で廃止された[122]。

次に、事業の現物出資については、T 社が A 社株式と引き換えに 1 つ又は複数の事業を A 社に移転することが求められており、非株式対価は認められていない[123]。但し、下記のとおり、事業の現物出資とみなされる株式の現物出資（みなし事業の現物出資）については非株式対価が認められている。

株式の現物出資については、以下の要件を充足する場合に事業の移転といえるとして、みなし事業の現物出資として認められる[124]。

- T 社法人株主が T 社の支配に相当する T 社株式を現物出資すること、具体的には以下のいずれかに該当すること
  - 現物出資の結果、A 社が T 社資本の 50%超相当の株式を取得すること（T 社に対する議決権を A 社以上に有する株主が他にいない場合には T 社に対する議決権の 30%超に相当する T 社株式を取得すること）
  - A 社が既に T 社資本の 50%超相当の株式を保有している場合に、現物出資の結果、A 社が追加で T 社株式を取得すること（A 社が既に T 社に対する議決権の 30%超に相当する株式を保有していて、T 社に対する議決権を A 社以上に有する株主が他にいない場合には、T 社に対する議決権の 30%超相当の株式の保有で足りる）
- 非株式対価の金額が、交付される A 社株式の額面総額の 10%又は譲渡益の金額を超えないこと

適格要件を充足する組織再編取引の当事者（T社及びA社）は、原則的な即時課税の取扱いを受けるか、課税繰延べの取扱いを受けるかについて任意に選択することができ、他方で、T社株主については取引当事者がどちらの取扱いを選択したとしても課税繰延べの取扱いを受ける[125]。

---

120 平成 28 年度委託調査報告書 74 頁

121 Cleary の回答による。

122 Sullivan & Cromwell LLP、2017 年 11 月 17 日付「French Tax Reform」、EY、2017 年 12 月 22 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2018 and second Amending Finance Bill for 2017」

123 令和元年度委託調査報告書 62 頁及び 63 頁

124 平成 30 年度委託調査報告書 44 頁及び 45 頁

125 令和元年度委託調査報告書 61 頁及び 62 頁

(3) スピンオフの適格要件について

フランスにおいては、以下に詳述するとおり、2023 年にスピンオフに関する法改正がなされた[126]。

① 法改正前の規律

フランス法におけるスピンオフは事業の現物出資と株式分配の組み合わせによって行われる。そして、FTC 第 115-2 条に基づき課税繰延べが認められるためには、以下の要件を充足することが必要とされていた。

(i)分配された株式が完全に一体を成す事業を構成する資産・負債の移転に対する対価であること[127]（the allocated shares have been received in exchange for a contribution of assets and liabilities constituting a “complete line of business”）
(ii)事業の現物出資後、現物出資法人において、少なくとも 1 つの完全に一体を成す事業が残っていること（at least one “complete line of business” remains at the level of the contributing company further to the contribution）
(iii)株式分配が、現物出資法人の株主に按分される形で、現物出資の完了後 1 年以内に実施されること

その上で、上記(i)又は(ii)の要件が充足されない場合でも、フランス税務当局からの承認を得られれば課税繰延べが認められるが、そのためには、下記②で述べる要件とともに、一定の株主が現物出資法人及び被現物出資法人の株式を 3 年間継続保有することが必要であるとされており、具体的には、現物出資時において、現物出資法人に対する議決権保有割合が 5%以上の株主、又は現物出資法人において、現在若しくは現物出資時までの直近 6 ヶ月の間のどこかの時点で、直接若しくは間接に業務執行の役割を担っており、かつ、現物出資法人に対する議決権保有割合が 0.1%以上である株主において充足される必要があった。

② 法改正の内容

126 以下の内容は、別段の言及がない限り、EY、2022 年 12 月 19 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2023」による。
127 フランス語原文に対応する直訳は「210A 条に基づく事業の現物出資であること」であるが、前脚注記載の EY、2022 年 12 月 19 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2023」では、これを書き下す形で、本文記載のとおり訳されている。

今般の法改正により、上記 3 年間の継続保有要件が緩和されることになった。すなわち、以下 3 つの要件を満たせば、たとえ現物出資法人に対する議決権保有割合が 5%以上である株主であったとしても、上記継続保有要件を充足する必要がないものとされた。なお、かかる要件は 2023 年 1 月 1 日以降に税務当局への承認申請を行う取引に適用されるとのことである。

(i)現物出資法人が、ある株主又は共同行為を行う複数の株主によって「支配」（French Commercial Code の Article 233-3 に規定される意味を有する。）されていないこと
(ii)現物出資法人の株式が、フランス又は EU における金融商品取引所において上場していること
(iii)現物出資法人に対する議決権保有割合が 5%以上の株主が、現物出資法人の経営に対する重大な影響力（French Commercial Code の Article233-17-2 に規定される意味を有する。）を有していないこと

上記(i)における、French Commercial Code の Article 233-3 に規定される「支配」とは以下の要件のいずれかを満たす場合をいう。

① 直接又は間接に、ある会社の社員・株主総会における議決権の過半数に相当する株式を有すること
② ある会社の他の社員又は株主との間で締結した契約に基づき、当該会社における議決権の過半数を有すること
③ ある会社の社員総会における議決権を有することで当該会社の意思決定を行うことができること
④ ある会社の社員又は株主であり、当該会社の業務執行を行う会議体の構成員の過半数の選解任を行う権限を有すること

上記(iii)における、French Commercial Code の Article 233-17-2 に規定される「経営に対する重大な影響力」は、ある法人の議決権のうち少なくとも 5 分の 1 以上を直接又は間接に有する場合に推定される。

かかる法改正の趣旨としては、5%以上の議決権保有割合を有する株主において 3 年間の株式継続保有を求めることは不適切であり、スピンオフを実行することの障壁となっているため、意思決定に関与しない株主であれば 5%以上の議決権保有割合を持っていたとしても株式の継続保有を求めないこととした点にある [128]。

[128] Cleary の回答による。

以上をまとめると、税務当局からの承認を得るための要件は、現在、以下のとおりである[129]。

a. 取引が事業目的によって経済的に正当化されること（その具体的内容として、事業の譲受人において自律的に事業を行うこと、構造[130]を改善すること、現物出資で分配された株式を少なくとも 3 年間保有するという誓約を通じて当事者間において組合・提携関係を創設すること[131]）
b. FTC 第 210-0A 条の規定を遵守すること（同条の要件は多岐に亘るが、EY による 2017 年 12 月 22 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2018 and second Amending Finance Bill for 2017」においては、該当取引が新たな一般租税回避否認規定の対象とならず（同条Ⅲ）、またクロスボーダー取引に関して新たに導入された届出要件を充足すること（同条Ⅳ）がその主たる要件として挙げられている[132]。）
c. 取引条件が、繰り延べられるキャピタルゲインに対する課税を保証するものであること

このうち、上記の 3 年間の継続保有要件は、現物出資時において、現物出資法人に対する議決権保有割合が 5%以上の株主、又は現物出資法人において直接若しくは間接に業務執行の役割を担っており、かつ、現物出資法人に対する議決権保有割合が 0.1%以上である株主において充足される必要があるとされているものの、上記のとおり、一定の要件を充足する場合に、議決権保有割合が 5%以上の株主について対象から除外されている。

③ 租税回避防止規定について

令和元年度委託調査報告書において以下のとおり租税回避防止規定についての言及がある。

「組織再編における課税繰延に係る一般的な租税回避防止規定は、2018 年 1 月 1 日以降、FTC 第 210-0A 条において EU 合併指令第 15 条を取り込む形で定められた。当該規定は、その取引に経済合理性がない場合等、対象取引の主目的もしくは主目的の一つが脱税もしくは租税回避である場合において課税繰延の適用を認めないものである。」(同報告書 65 頁)

---

129 FTC210B 条 3 項及び 115-2 条の b

130 おそらく「事業構造を改善する」という趣旨であろうと思われる。

131 EY、2017 年 12 月 22 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2018 and second Amending Finance Bill for 2017」においては、“to set up an association between various parties, through a commitment to keep the shares received in exchange for the contribution for at least three years.”という訳語が当てられている。

132 EY、2017 年 12 月 22 日付「French Parliament approves Finance Bill for 2018 and second Amending Finance Bill for 2017」においては、“in particular the transaction does not fall within the scope of the new general anti-abuse provision and the new filing requirement introduced for cross-border transactions is fulfilled”という訳語が当てられている。

また、同報告書 66 頁脚注 100 において、これに加えて、フランス税法に定める一般的な租税回避防止規定の例として、以下のものが挙げられている。

「• FTC 第 210-0 A, III 条より、主目的もしくは主目的の一つが脱税もしくは租税回避である場合には優遇税制の恩典を受けられないこととなる

• FTC 第 205 条より、適用される税法の趣旨に反する形で税務上の便宜を図ることを主目的もしくは主目的の一部とする取り決めもしくは一連の取り決めについては、FTA が法人税の内容を判断する際に、関連する事実及び状況に照らして適正なものではないとみられることとなる

• 一般税法第 64 条より、契約または取り決めの真正の目的を偽る行為について、その取引の主目的の一つが有利な税務処理から恩典を受けることである場合、税務当局はその取引の性質を推定する権利を有し、これに対抗することはできない

• 取引の性質を本来あるべきものとして引き直し、一般税法第 205A 条を適用する場合、立法者の趣旨に反する形で、その実質的な状況や活動に対して通常負担すべき税額を回避または軽減することを主目的とする取引について、当局は強制力をもたないものとして除外する権限を有する

• フランス税務手続法第 L64 条は、法律の濫用に関する規定であり、法的実体の不存在（または実体のないものによる権利の乱用）と不正（または不正による法的権利の濫用）に関する二つの節に分かれている」

第３　我が国の制度の今後の在り方への示唆

本調査の対象とした諸外国の税制において、組織再編税制における課税繰延べが認められる根拠は、組織再編の前後において経済実態に実質的な変更が生じていない場合には課税関係も継続させるべきであるという考え方がその根幹にあると考えられる。我が国の組織再編税制の趣旨については、第 1、1 に記載したとおり、事業資産を移転した譲渡法人による移転資産に対する支配の継続とともに、株主における投資の継続があり、再編の前後で経済実態に変更が無い場合に課税繰延べを認めるものとして説明がなされているが、これらの考え方は諸外国における制度趣旨と基本的に同じものをいうと考えられる。

もっとも、「組織再編の前後において経済実態に実質的な変更が生じていない」というにあたって何に着目するのかは各国において異なる。例えば、米国は、投資持分の継続性がその根幹であるとされており、株主レベルにまずは着目するものといえる。また、英国においても投資の継続性が、ドイツにおいても、株主による移転する事業に対する「経済的取組み」の継続が課税繰延べの根拠として挙げられており[133]、同様に株主レベルに着目しているものといえる。一方で、フランスは、組織再編後も取得法人において対象事業が継続されるため、取引前後で経済的にも税務的にも対象事業が不変であることを課税繰延べの根拠としており、法人レベル又は法人が営む事業レベルにまずは着目するものといえる。したがって、我が国における今後の組織再編税制の在り方を考えるにあたっても、課税繰延べの根拠を、(1)株主レベルに着目して投資持分の継続性をその中心的な要件とするのか、(2)法人レベルに着目して事業の継続性を中心的な要件とするのかがまずは大きな視点として考えられる。なお、念のために記載すれば、これら 2 つの考え方は排他的なものではなく、両者は重畳して適用され得るものであり、強調する視点の違いにすぎない。実際にも、投資持分の継続性を課税繰延べの根幹の要件とする米国においても、課税繰延べの要件の一つとして、取得法人 A 社が被取得法人 T 社の組織再編前の事業を継続すること、あるいは、被取得法人 T 社の組織再編前の事業資産の重要な部分が取得法人 A 社の事業において用いられることを要求する、いわゆる事業継続要件が要求されている。

投資持分の継続性を検討するにあたっては、何をもって投資持分が継続しているといえるのか検討を要する。具体的には、組織再編の対価が取得法人 A 社株式であることを前提として、①全ての対価を取得法人 A 社株式であることを要するか、②対価のうち一定割合が取得法人 A 社株式であれば足りるとするか、という点がまずは問題になるといえる。この点、投資持分の継続性を課税繰延べの中心的な要件とする場合には、相対的に①と親和性が高いといえるが、必ずしも一義的に決まるものではない。現に米国においては、日本と異な

[133] 令和元年度委託調査報告書 43 及び 57 頁。

り、組織再編の対価として現金その他資産を用いることが一般的に広く認められている。例えばA型組織再編（制定法上の合併）においては対価のうち約60%を現金その他資産とすることが認められており、②の立場を採っているといえる。その他、英国のスキーム・オブ・リコンストラクションや株式交換では、株式対価と非株式対価の割合に関する法令上の制限は存在しないものとされている。ドイツの分社型分割及び株式交換においては対価として認められる現金は25%であり、フランスの合併、分割及び株式交換（公開買付け）において対価として認められる現金は10%に過ぎない。結局のところ、、投資持分の継続性を判断にするにあたって対価の何パーセントまで現金その他資産を用いることが許容されるのか、これら各国の制度から要件を一義的に導き出すことは困難であるといえる。しかしながら、我が国の組織再編税制のように原則として組織再編の対価として現金その他資産を交付することを一切許容しないという①の立場はいずれの国も採っていないものと思われる。

投資持分の継続性との関係で次に問題となり得る点は、対価として交付された取得法人A社株式の継続保有を求めるか否かである。この点で興味深いのはフランスのスピンオフを含む分割に関する適格要件の一連の法改正である。フランスにおいては、2017年の税制改正前は、分割に関して、現物出資法人は被現物出資法人株式を3年間継続保有すること、スピンオフに関して、株主は現物出資法人及び被現物出資法人の株式を3年間継続保有するという、3年間の継続保有要件が、租税回避行為の防止を目的としてそれぞれ課されていた。しかしながら、かかる3年間の継続保有要件は2017年の税制改正で廃止され、これらは租税回避防止規定で別途対処することになった。加えて、2022年の税制改正においても、継続保有要件が緩和されている。同年の税制改正前においては、スピンオフの適格要件のうち事業に関する要件[134]を充足しない場合においてフランス税務当局からの承認を得て課税繰延べの恩恵を受けるためには、現物出資時において現物出資法人に対する議決権保有割合が5%以上の株主、又は、現在若しくは現物出資時までの直近6ヶ月の間のどこかの時点で現物出資法人において直接若しくは間接に業務執行の役割を担っており、かつ、現物出資法人に対する議決権保有割合が0.1%以上である株主において、現物出資法人及び被現物出資法人の株式を3年間継続保有することが条件とされていた、。しかしながら、2022年の税制改正により、かかる3年間の継続保有要件についても、現物出資法人が支配株主がいない上場会社である場合など一定の要件を充足する場合には、現物出資法人に対する議決権保有割合が5%以上の株主について3年間の継続保有要件を課すことは、株主が分散した上場会社においては不適切であり、また、組織再編を阻害するものであるとして、要求されないことになった。

[134] 分配された株式が完全に一体を成す事業を構成する資産・負債の移転に対する対価であること及び事業の現物出資後、現物出資法人において、少なくとも1つの完全に一体を成す事業が残っていることという、事業に関する要件がそれぞれ要求されている。

すなわち、投資持分の継続性との関係で対価として交付された取得法人 A 社株式の継続保有を要求するかどうかは、(i)継続保有要件を課すことで対象とする租税回避行為は何か、(ii)かかる租税回避行為は継続保有要件で対処することとするのか、他の租税回避防止規定を定めることで対処するのか、(iii)仮に継続保有要件を課す場合には、全ての株主に課すのか、あるいは一定以上の議決権を保有する株主や経営に関与する株主など一部の株主にのみ課すのかを検討する必要があるものといえる。この点について、米国は継続保有を原則として要求しておらず、租税回避行為を対象とした適格組織再編に関する他の要件で対処することとしている。英国については、スキーム・オブ・リコンストラクション及び株式交換については、被取得法人 T 社株主に交付された取得法人 A 社株式を組織再編成後に継続して保有しなければならないとの要件は課されていないものの、スピンオフについては、スピンオフに関連した会社を第三者に取得させることを主な目的として実施する場合には課税繰延べが否定されており、租税回避行為防止規定との線引きはやや微妙であるものの、その限度で投資持分の継続要件が組織再編税制自体に設けられていると解することが可能である。ドイツについても、合併や株式交換においては継続保有は要求されていないものの、スピンオフにおいては、スピンオフが第三者への売却の準備として行われた場合には課税繰延べが否定されるとされており、かかる売却の準備の一つとして分割前の分割法人株式価値の 20%超に相当する分割法人又は分割承継法人の株式が分割後 5 年以内に譲渡された場合が挙げられており、その限りでやはり組織再編税制自体に継続保有が定められているといえる。

次に、事業の継続性については、フランスにおいては、上記のとおり、分割及びスピンオフにおいて事業の移転が要求されるほか、株式の現物出資も、事業の移転といえるための要件を充足する限りにおいてみなし事業の現物出資として適格要件を充足するものとされている。また、米国においても、適格要件としていわゆる事業継続要件が要求されているのは上記のとおりである。英国では、スキーム・オブ・リコンストラクションにおいて事業の移転が法人レベルでの課税繰延べの要件とされていることに加えて、スピンオフについては、分割後に分割対象となった事業の廃止又は売却を主たる目的とすることはできないとされており、一定の事業継続要件が課されている。一方で、ドイツにおいては、事業継続要件は課されていないものの、分社型分割及び分割型分割の双方において事業が移転されることが課税繰延べの要件とされている。この点に関して、我が国の組織再編税制に関して行為計算否認規定（法人税法第 132 条の 2）の適用が問題となり社会的耳目を集めた事例（ヤフー事件 [135]、IDCF 事件 [136]、TPR 事件 [137]、PGM 事件 [138]）は、いずれも繰越欠損金の引継ぎの可

[135] 最一小判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 242 頁
[136] 最二小判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 470 頁
[137] 東京高判令和元年 12 月 11 日金商 1595 号 8 頁、上告不受理
[138] 国税不服審判所令和 2 年 11 月 2 日裁決（東裁（法）令 2－30）

否が問題となった事例であるところ、このうち TPR 事件高裁判決は、「組織再編税制は、組織再編成により資産が事業単位で移転し、組織再編成後も移転した事業が継続することを規定しているものと解される。」として、所定の期間において完全支配関係にある法人間の適格合併における繰越欠損金の引継ぎについても、明文に定めのない事業の移転及び継続を要求した。かかる高裁判決の法令解釈については議論のあるところであるが [139]、適格要件を明確にするとともに、組織再編について企業グループ内外を問わず統一的な適格要件とし、また、事業と繰越欠損金とを切り離す租税回避行為に対処するという観点からは、事業性を適格組織再編の一要件として要求することは検討に値するものであるといえる。仮に、事業性を適格組織再編の一要件として要求する場合、現行税制において適格組織再編として扱われる、完全支配関係にある法人間の現物分配又は吸収分割による（事業を構成しない）単一の資産の移転は適格組織再編としての要件を充足しないことになるが、かかる取引については、グループ法人税制の範囲において課税繰延べが認められることになると考えられる。

以上の点をふまえて、企業がこれまで以上に積極的に事業ポートフォリオを見直して最適化し、必要に応じて合従連衡も行いながら競争力を高めていくことを後押しする組織再編税制の形を改めて検討していくことが望まれる。

本報告書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたものであり、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。また、当職らは、本報告書に含まれる情報について、正確性及び完全性を、（明示的にも暗示的にも）表明又は保証するものではありません。本報告書に含まれる情報に基づきなされた意思決定（意思決定をしないことを含みます。）、当該意思決定に基づく行為及び不作為に起因又は関連して発生した結果について、長島・大野・常松法律事務所並びに同事務所に所属する弁護士、その職員及び代理人は、法令によって認められる範囲においていかなる義務及び責任も負いません。

本調査の対象となった法令は、2024年3月時点の法令である。組織再編税制及び株式報酬税制は法改正が多い分野の1つであるが、それ以降の法改正は反映されていない。

[139] 平川雄士「立法趣旨論再考―最判令 3.3.11 から近似の法 132 条の 2 による否認事例を考えるー」租税研究 864 号（2021）

別紙１・米国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査

取引形態	利用頻度[1]	当職らコメント（日本における導入の必要性、利用可能性など）
混合対価 M&A	・ “Tax free”の検索語で該当する米国の Public Merger Agreements 698 件のうち、現金と株式の混合対価は 183 件、対価が現金と株式の選択式となっているものは 116 件、合計で 299 件と 4 割を超えている。 ・ “Tax free”の検索語で該当する米国の Private Acquisition Agreements 469 件のうち、現金と株式の混合対価は 262 件、対価が現金と株式の選択式となっているものは 59 件、合計で 321 件と 6 割を超えている。 ・ 日本の株式交付（但し、資産管理会社を利用した事例を除く。）についても、対価に関する情報の確認ができた 17 件のうち、現金と株式の混合対価の案件は 5 件と、3 割近くに達している。	・ 少なくとも米国においては、混合対価の M&A は極めて一般的であるといえる。 ・ また、株式交付の事例を見ても、日本においてもニーズがあると窺える。 ・ 日米の会社法の違いを考慮する必要があるものの、スクイーズアウトなど一定の場面を除き、対価が全て株式でなければ税制適格組織再編とならない我が国の組織再編税制の建付けは、柔軟な取引形態・対価設定を阻害している可能性が推察される。

[1] 日本の M&A についてはレコフ M&A データベースから、米国の M&A については Practical Law US の What’s Market から情報を取得した（2024 年 2 月 6 日時点）。米国の M&A は、(i)上場会社による合併（Public Merger Transactions）については、2009 年 1 月 1 日以降は 100M 米国ドル以上の取引、2008 年については 250M 米国ドル以上の取引、2007 年については一部の取引が、(ii)非上場会社の買収取引（Private Acquisition Agreements）については、2010 年 1 月 1 日以降の 25M 米国ドル以上の取引のうち、(x)米国非上場会社の全て又は実質的に全ての資産を取得する取引、(y)米国非上場会社の少なくとも過半数の株式を取得する取引、(z)米国会社の事業を取得する取引が、(iii)スピンオフについては、2013 年 1 月 1 日以降の米国上場企業による取引が対象となっている。

スピンオフ及びパーシャルスピンオフ	・ 米国の全 349 件のスピンオフ[2]のうち、2019 年以降の 128 件のスピンオフ[3]を対象として確認。 ・ このうち、tax-free のパーシャルスピンオフは 17 件[4]あった。	・ 実行されたものが株式会社コシダカホールディングスの 1 件[5]しかない日本とは異なり、米国においてスピンオフは極めて一般的に行われている。 ・ パーシャルスピンオフについて、非常に多いということはないものの、2023 年にも tax-free のパーシャルスピンオフは 3 件あり、相応に行われている印象である。
スプリットオフ	・ 米国の全 349 件のスピンオフのうち、18 件が tax-free のスプリットオフである。	・ 実例としては、例えば、米国 MLB の Atlanta Braves 事業に紐付いていた親元会社のトラッキングストック（Liberty Braves Common Stock）を償還し、当該事業を新会社 Atlanta Braves Holdings としてスプリットオフする事例（Liberty Media Corporation's split-off of Atlanta Braves Holdings, Inc.[6]）が挙げられる。 ・ スピンオフにないスプリットオフのメリットとしては、①親元会社の株主が、当該会社の株式をそのまま保有することを望む者、スピンオフ対象会社の株式を取得することを望む者、それら両社の株式を保有することを望む者とに分かれる場合に、各

[2] 但し、このスピンオフには、100%子会社のスピンオフ以外のものも含まれる模様である。また、tax- free でないものも含む。

[3] 同上。

[4] 但し、この中には、IPO で売出しを行った後に残りをスピンオフした事例（Citius Pharmaceuticals, Inc.'s spin-off of I/ONTAK, Eli Lilly Company's split-off of Elanco Animal Health Incorporated）が含まれる。

[5] https://www.koshidakaholdings.co.jp/ja/ir/news/news20191010102577/main/0/link/YDFz.pdf

[6] https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1560385/000110465922119726/tm2230730d1_ex99-1.htm や https://seekingalpha.com/article/4540930-liberty-braves-own-part-of-the-world-champion-atlanta-braves など参照。

		株主の選好に合わせた柔軟な分配が可能であり、フローバック対策にもなる、②非按分での分配により資本構成を柔軟に選択できる（MBO 等の手段となる。）、③非按分での分配により複数事業を有する JV 解消の局面で活用できる、④自己株式を除いた発行済株式総数減少による EPS 改善効果、といった点が文献でも指摘されている[7,8]。 ・ 親元会社とスピンオフ対象会社の事業の関連性が低いスピンオフのフローバック対策は悩ましい問題であると認識されている。
100 %未満の子会社を対象とするスピンオフ（特に上場子会社のスピンオフ）	・ 右記のとおり、日本においてニーズは高いと考えられる。 ・ 米国においては上場子会社がそもそも少ないこともあり、件数をカウントすることはしていない。	・ 以下の事情を踏まえると、貴省が令和 4 年度税制改正の要望が出された当時以上に、上場子会社株式のスピンオフを適格組織再編として整備する必要性が増している。 ・ 昨年の株主総会においてアクティビストファンドが親子上場関係の解消を要求するケースがあった[9]。 ・ 東証の従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会において、上場子会社の親会社からの独立性確保や少

[7] 太田洋『自社株対価 TOB とスピン・オフ及びスプリット・オフ』租税研究 2012 年 1 月号 100-101 頁

[8] 太田洋編著『M&A・企業組織再編のスキームと税務』570-573 頁

[9] リム・アドバイザーズによる、日本たばこ産業に対する、上場子会社である鳥居薬品との親子上場解消に関する株主提案（例えば、日本たばこ産業による 2023 年 2 月 14 日付「株主提案に対する当社取締役会の意見について」（https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/pdf/2023/20230214_15.pdf）においてその内容を確認できる。）

		数株主保護の施策、開示の拡充等について議論がなされるなど、親子上場を巡る制度環境にも変化がみられる[10]。 ・ こうした傾向を受け、近時、上場子会社を完全子会社にするものと持分法適用会社・全部売却にするものとの取捨選択を進める動きが加速している[11]。 ・ その際、完全子会社化が親元会社にとって合理的な選択肢とならない場合、上場子会社の全部売却が 1 つの手法となるが、金額規模・各種法規制の点で、適切な買主候補の発見には多大な困難が伴う。また、一部売却によって持分法適用となる水準を維持したとしても他の一般株主保護の要請や上場株式を保有し続けることの意義付けが問題となる。 ・ そのため、100%未満の子会社を対象とするスピンオフはこうした問題に 1 つの有効な解決策となり得る。
Reverse Morris Trust 取引	・ 米国の全 349 件のスピンオフのうち、34 件が Reverse Morris Trust 取引である（全件 tax-free である。）。 ・ データベース上、Reverse Morris Trust 取引は独立した検索項目として設定されており、極めて一般的な取引形態であることが推察される。	・ 以下の実例からは、Reverse Morris Trust 取引は、スピンオフ対象会社につき、シナジーのある統合先が存在する場合に、tax-free な形で経営統合をするために採られるスキームであると窺える。 ・ 例えば 3M Company's spin-off of Garden SpinCo Corporation では、スピンオフ対象事業である Food Safety Business とシナ

[10] https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/study-group/index.html

[11] 例えば、第 3 回 CGS 研究会（コーポレート・ガバナンス・システム研究会） 第 3 期 資料 4 「株式会社日立製作所説明資料」24 頁（https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/cgs_kenkyukai/03_003.html）

		ジーのある買収者（Neogen）がおり、かつ税務上の効率性を追求するためといった事情が Reverse Morris Trust 取引を行う理由として記載されている[12]。 ・ Reverse Morris Trust 取引によって行われた米大手通信会社 AT&T による子会社 WarnerMedia のスピンオフ及び Discovery との経営統合（Warner Bros. Discovery の誕生）についても、同様にシナジーを主たる動機とするものと窺われる[13]。 ・ 現行の日本の税制上は、Reverse Morris Trust 取引は、いわゆる主要事業継続要件（スピンオフ対象法人の主要な事業が当該

[12] Prospectus の 14 頁には、以下の記載がある（下記リンクから参照できる。）。

"In reaching a decision to proceed with the Transactions, the 3M board and 3M's senior management considered, among other things, (i) the expected strategic and operational benefits of separating the Food Safety Business from 3M's other businesses; (ii) the enhanced competitive position by combining complementary offerings that would be created through the combination of the Food Safety Business with Neogen; (iii) the belief of the 3M board that the Transactions reflect a compelling valuation for the Food Safety Business; (iv) the results of the due diligence review of Neogen's business conducted by 3M's management and advisors; (v) the fact that 3M stockholders would own approximately 50.1% of the combined company following the Merger and would have the opportunity to participate in any increase in the value of the shares of Neogen common stock following the effective time of the Merger; (vi) the 3M board's view of the favorable anticipated financial profile of the combined company in the initial post-closing period; (vii) the fact that two individuals designated by 3M would become directors of the combined company upon the effective time of the Merger; (viii) the expectation that the Separation, the Distribution and the Merger generally would be tax-efficient for 3M and its stockholders; (ix) the potential synergies associated with a combination of Neogen and the Food Safety Business; and (x) the fact that 3M will receive the SpinCo Cash Payment and, as applicable, the SpinCo Exchange Debt in the Transactions, which may be used for debt reduction, dividends and/or share repurchases, as well as a variety of negative factors and risks associated with the Transactions. See "The Transactions—3M's Reasons for the Transactions."

https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1909849/000114036122028204/ny20003153x18_424b3.htm#tQAAAT

[13] https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/732717/000119312522101751/d315217dex991.htm

		スピンオフ対象法人において引き続き行われることが見込まれていること）[14]や非支配要件（スピンオフ対象法人が株式分配後に他の者による支配関係があることとなることが見込まれていないこと）[15]を充足しないこととなり、税制非適格になると考えられる[16]。すなわち、スピンオフ対象法人の経営統合取引の検討が、スピンオフの実行前に始まるか、実行後に始まるかによって、課税上の取扱いが大きく異なり得るというのが現行の日本の税制の帰結といえる。 ・ 日本の IPO 実務上、IPO の準備には概ね 3 年程度要することが見込まれるところであり[17]、現行の日本の税制は、その間スピンオフ対象法人がシナジーを増大させる経営統合取引の準備を行うことを阻害しているとも評価し得る。 ・ 関連して、日本のスピンオフ税制は、スピンオフ実施法人とス

[14] 法人税法施行令第 4 条の 3 第 16 項第 4 号。スピンオフについては、適格合併における合併法人がその後の適格合併における被合併法人となり、当初の適格合併における被合併法人の被合併事業（Reverse Morris Trust 取引のスピンオフ対象法人の主要な事業に対応する。）が法人が変わりつつも継続される場合を念頭においた文言（同施行令第 4 条の 3 第 4 項第 4 号括弧書き）が存在しない。

[15] 法人税法施行令第 4 条の 3 第 16 項第 1 号柱書き

[16] 「[座談会] スピンオフ実務の進め方と課題 – 米国実務との比較において」（MARR 2022 年 5 月号 331 号）[平川雄士発言]

[17] 新規上場に当たっては、最近 2 年間に終了する各連結会計年度の財務諸表等について、登録上場会社等監査人による金商法の規定に準ずる監査を受けていることが求められており（東京証券取引所有価証券上場規程第 205 条第 7 号、第 211 条第 6 号（条文はプライム市場。以下同じ。））、当該監査に要する期間を含め概ね 3 年程度の準備期間を要することが一般的である。なお、新規上場申請日以後、基準事業年度の末日から 2 年以内に、上場申請会社が合併等を行う予定のある場合については、上場審査基準との関係についても留意する必要がある（東京証券取引所有価証券上場規程第 205 条第 13 号、第 211 条第 6 号、東京証券取引所「新規上場ガイドブック（プライム編）」（2023 年 9 月 28 日）48 頁）。

		ピンオフ対象法人について同じ要件を課しておらず要件が異なることから、スピンオフ実施法人とスピンオフ対象法人のどちらにカーブアウトする事業を残すのかという選択に影響を与えるという点で、取引に対する中立性を害しているといえる。

別紙 2・英国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査

取引形態	利用頻度[1]	当職らコメント（日本における導入の必要性、利用可能性など）
混合対価 M&A	・ 英国の Public M&A[2]のうち、2023 年では全 106 件[3]のうち現金と株式の混合対価が 1 件、現金と株式の選択式対価が 6 件見られ、2022 年では全 104 件のうち現金と株式の混合対価が 5 件、現金と株式の選択式対価が 2 件見られた。 ・ 上記の混合対価の案件及び選択式対価の案件につき、課税繰延べが認められているか否かを公表資料で確認したところ、2023 年の混合対価の 1 件及び選択式対価のうち 2 件において株式対価部分について課税繰延べの扱いが見られた。また、2022 年においては、混合対価 5 件及び選択式対価 2 件のすべてにおいて株式対価部分について課税繰延べの扱いが見られた。	・ 米国と同様に、英国においても、混合対価の M&A は一般的であるといえる。 ・ 混合対価のうち株式対価部分は原則的に課税が繰り延べられる一方で、現金対価部分はキャピタルゲインに課税される取扱いのもと Public M&A が実施されるのが一般的である。 ・ 日英の会社法の違いを考慮する必要があるものの、日米について比較したのと同様に、スクイーズアウトなど一定の場面を除き、対価が全て株式でなければ税制適格組織再編とならない我が国の組織再編税制の建付けは、柔軟な取引形態・対価設定を阻害している可能性が推察される。

[1] 英国の M&A については Practical Law UK の What's Market から情報を取得した（2024 年 3 月 14 日時点）。

[2] 英国については"Tax free"の検索語によって取引を網羅的に検索することができず、課税取引か否かを 1 件ごとに確認しなければならないため、2023 年及び 2022 年の Public M&A に絞って検討した。また、米国とは異なり、Practical Law UK の What's Market において Private Acquisition Agreements という分類は行われていないため、Private Acquisition については調査していない。

[3] 全 106 件には、途中で取引が中止されるなどして完了していないものも含まれているが、それらを除外することはしておらず、Practical Law UK の What's Market に掲載されている件数をそのまま記載している。2022 年の全 104 件も同様である。一方で、混合対価又は選択式対価の取引の件数については取引が中止されたものなどは除外しており含めていない。

スピンオフ及びパーシャルスピンオフ	・ 英国の What's Market の Demergers[4]に収録されている全 58 件の demerger のうち 2018 年以降の 20 件を対象として確認した。 ・ 20 件のうちスピンオフ（スプリットオフを含む）は 18 件[5]あり、そのうちパーシャルスピンオフと思われるものは 6 件あり、このうち、tax-free のパーシャルスピンオフと思われるものは 4 件あった。	・ 米国よりは少ないものの、英国においても、スピンオフは一般的であるといえる。 ・ パーシャルスピンオフの件数は多いとはいえないものの、2022 年に tax-free のパーシャルスピンオフは 2 件あり、相応に行われている印象である。
スプリットオフ	・ 18 件のうち、スプリットオフと思われるものは 1 件存在するが、tax-free ではなかった。	・ 英国では、tax-free のスプリットオフが実施された例は見当たらなかった。
100 %未満の子会社を対象とするスピンオフ（特に上場子会社のスピンオフ）	・ 100%未満の子会社を対象とするスピンオフと思われるものは、2 件あった。いずれも上場子会社のスピンオフではない。 ・ このうち、tax-free であるのは 1 件のみである[6]。	・ 英国では、件数は少ないものの、100%未満の子会社を対象とするスピンオフが実施された例（特に tax-free で行われた例）は存在している。 ・ 上場子会社のスピンオフを適格組織再編として整備する必要性については、別紙 1・米国における混合対価 M&A 及びスピンオフの事例に関する調査における記載を参照されたい。
Reverse	・ データベース上、Reverse Morris Trust 取引と思わ	・ 米国と異なり、英国での Reverse Morris Trust 取引の実例は見

[4] Demergers には、2006 年 3 月以降の、Main Market 又は AIM（Alternative Investment Market。ロンドン証券取引所にある新興ベンチャー企業向け市場。）に上場している企業の行った demerger が掲載されている。

[5] 残りの 2 件は、中止になった取引が 1 件と、持株会社を設立するための株式移転と思われる取引が 1 件である。

[6] GSK plc がコンシューマーヘルスケア事業をスピンオフした事例である（https://jp.gsk.com/ja-jp/news/press-releases/20220725-completion-of-the-demerger-of-haleon-and-share-consolidation-of-gsk/）。

Morris Trust 取引	れる取引は見当たらなかった。	当たっておらず、英国では実施されていないことが推察される。

Overview

This report briefly summarises:

- the most common types of stock compensation in the UK for listed and private companies.
- the tax treatment of these forms of stock compensation.
- the "tax-qualified" plans available in the UK and the preferential tax treatment for these. The standard tax positions in the table are not generally hurdles for the introduction of share incentives, it is just that they mean that from a pure tax perspective they essentially give the same outcome as giving the participant a cash bonus. The tax-qualified regimes are therefore intended to achieve certain policy aims, involving the use of shares.
- Sharesave (also known as SAYE) was introduced in 1980, CSOP in 1995, and SIP and EMI both in 2000. They have been embedded in UK incentives and reward for a long time. The government launched a recent consultation into the effectiveness and suitability of Sharesave and SIP (the outcomes of which are still awaited, but a general theme of responses has been requests for increased flexibility and reduction of timeframes before employees can realise value in a tax favoured manner). In that consultation, the aims of Sharesave and SIP are summarised as follows:

  "Tax-advantaged share schemes aim to:

  - Align employee and shareholder interests: with the ability to benefit directly from company growth and with generous tax treatment alongside, the employee is encouraged to take a proactive part in increasing the employer's value.
  - Support recruitment and retention efforts: the schemes help businesses attract and retain high productivity workers. The tax advantages are an incentive to stay with the employer and help it grow so they benefit from the maximum reward available.
  - Encourage financial planning: the schemes promote savings and investing habits amongst employees, enabling investment opportunities which may not have otherwise existed.

  In particular, SAYE is designed to encourage a savings habit and enable all the employees of a participating company to purchase shares in their employer. For example, savings for the options are sourced directly from salary, so it is designed to be straightforward for the employee to partake. The scheme is also intended to support employers to motivate and reward employees through tax-advantaged share options.

  SIP is designed to encourage employee share ownership and support employers' efforts to foster a more enterprising and productive relationship with their employees by granting them tax-advantaged shares in the business."
- CSOP was implemented to provide a scheme under which selected employees could participate in the growth in value of shares under option in a tax efficient fashion.
- EMI (which has some similarities with CSOP, but is more generous and more flexible) was originally aimed at allowing smaller companies which were unlikely to have the cash resources to attract key employees from larger companies with comparable pay deals to grant share options to selected key employees that benefit from generous reliefs from income tax and capital gains tax. Noting it was implemented in 2000, it was originally targeted at dot-coms: "high tech firms recruiting essential personnel will be able to offer share option incentives of £100,000 for up to 15 employees". It has since broadened to options over up to £250,000 shares for up to 250 employees. It therefore continues to be appropriate for smaller, entrepreneurial companies to help them attract and retain talent with potentially lucrative share awards.

©Tapestry Insight Limited 2024

Common types of stock compensation

Listed companies commonly operate:

- Nil-cost share options
- RSUs

under their discretionary stock compensation arrangements for senior management.

Employee share plans in the UK can be categorised under two headings:

- Discretionary share plans – those in which the company can choose who may participate. It is under these that options and RSUs are commonly offered. These are predominately operated for the "senior management", e.g. executive directors and executive committee, and potentially levels of senior managers below those levels (at lower levels of quantum), which varies between businesses. It is less common to operate such awards for all employees, but some companies, particularly technology companies, do this.
- All employee plans – operated for the whole population. These include stock purchase plans (including the tax advantaged SIP) and the tax advantaged Sharesave.

Practice in private companies is more diverse. The more common types of stock compensation offered by such companies are:

- Market value share options, which where possible use the tax-qualified "EMI" or "CSOP" arrangements (see further below).
- Restricted shares, which are often special classes of shares created for employee shareholders only and which are designed to allow employees to participate in the growth in the value of a share in a form which is subject to capital gains tax.

Tax treatment

The table on the following pages is intended to give an overview of the UK tax rules apply to stock compensation and summarises:

- Taxable moments for (1) share options (2) RSUs and (3) restricted shares (note, it is assumed that restricted shares are awarded free of charge).
- Income tax, social security, capital gains tax and dividend tax rates.
- The key features of the UK tax-qualified plans.

It is not a full summary of the tax rules in this area. Further information on areas of this e.g. reporting, share valuation can be provided if required.

©Tapestry Insight Limited 2024

	Options	RSUs	Restricted Shares
Taxable moments	**Grant**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax. No social security. **Exercise**: Income tax and social security on spread. Employer withholding applies. **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax on increase in value since exercise. No social security.	**Award**: No income tax. No social security. **Vesting**: Income tax and social security. Employer withholding applies. **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax on increase in value since vesting. No social security. NOTE: RSUs are significantly more common than restricted shares. Restricted shares are rare in public companies (other than under a SIP, which is commonplace and provides for the operation of relatively small awards on an "all employee" basis)). Restricted shares are mainly used by private companies, as noted earlier, for the most senior members of management, who commonly have to invest their own money to acquire them.	**Transfer to participant**: Tax treatment depends on type and length of restrictions and any special tax elections made. **End of restriction**: Further income tax and social security may apply, unless tax elections made on acquisition. **Sale by participants**: Capital gains tax on increase in value above the value subject to income tax. No social security.
Income tax rates	**Income tax bands and rates for 2023/24 tax year are as follows**: **UK taxpayers subject to income tax in England, Wales and Northern Ireland**: • **up to GBP12,570 per year**: 0% (personal allowance); • **income between GBP12,571 to 50,270 per year**: 20% (basic rate); • **income between GBP50,271 to 125,140 per year**: 40% (higher rate); • **income over GBP125,140 per year**: 45% (additional rate). **Note**:		

©Tapestry Insight Limited 2024

	Options	RSUs	Restricted Shares
	Personal allowance: all UK taxpayers whose income exceeds GBP100,000 in any tax year, will lose their personal allowance at the rate of GBP1.00 for every GBP2.00 over the GBP100,000 threshold, which increases their effective tax rate.		
Social security	**Employee social security (max rate)**: in the UK, social security is known as National Insurance Contributions (NICs). The rates for the 2023/24 tax year are: • 10% (8% from 6 April 2024, the start of the 2024/25 tax year) for amounts between the weekly primary threshold (GBP242) and the upper earnings limit (GBP967 per week) • 2% for amounts above the upper earnings limit; **Employer social security (max rate)**: The rates for the 2023/24 tax year are: • **NICs**: 13.8% is payable on earnings above the secondary threshold (i.e. above GBP175 per week). • **Apprenticeship levy**: employers have to pay an Apprenticeship Levy of 0.5% of their annual pay bill if they have an annual pay bill in excess of GBP3million.		
Capital Gains tax	Maximum rate 20% (tax-free annual exemption of GBP6,000 (GBP3,000 from 6 April 2024)).		
Dividend tax	Maximum rate 39.35% (tax-free annual dividend allowance of GBP1,000 (GBP500 from 6 April 2024)).		
Tax-qualified plans	There are four main types of tax-qualified plan in the UK: • Sharesave or Save As You Earn (SAYE); • Share Incentive Plans (SIPs); • Company Share Option Plans (CSOPs); and • Enterprise Management Incentive option plans (EMI plans). Note that Sharesave and SIP are “all-employee” plans, meaning that all eligible employees must be invited to participate on similar terms. **Sharesave**: a Sharesave is a savings-related option plan. Monthly deductions are made from salary (up to GBP500 per month) after tax, which are held in a savings account (specific for this purpose) for 3 or 5 years, and those funds (the savings and any interest) can then be used to fund the exercise of an option. The option is granted at the outset of the savings period and the exercise price can be discounted by up to 20% of the shares' prevailing market value at the time of grant. **Sharesave tax treatment**: no income tax or NICs on grant or exercise. Capital gains tax may apply on sale. Any interest on the savings is free of investment income tax. No employers' NICs is currently payable.		

©Tapestry Insight Limited 2024

	Options	RSUs	Restricted Shares
	SIP: a SIP can provide for the award of: • Partnership Shares (shares bought with pre-tax income); • Matching Shares (free shares given to match Partnership Shares under a matching ratio up to 2 shares for every Partnership Share acquired); • Free Shares (free shares given whether or not Partnership Shares are bought and are upfront awards of shares for no consideration. They would be classed as Restricted Shares for the purposes of the "Taxable moments" row above); and • Dividend Shares (shares acquired by reinvesting cash dividends paid on plan shares). Companies may offer all or any of these. A SIP requires a UK domiciled trust to hold the shares and minimum holding periods of between 3 to 5 years apply to Matching, Free and Dividend Shares. Matching and Free Shares can be made forfeitable. The vast majority of SIPs are administered by professional third party administrators (e.g. Global Shares) who are well set up to handle this, so participants will be able to transfer their shares immediately following the end of the holding period if they wish. Note that under a SIP, shares are sheltered from capital gains while they are held in the SIP trust. So it is in the participant's interest to keep them in the trust until immediately before sale. There is no obligation for the trust to transfer the shares immediately after the end of the holding period. It holds them until instructed by the participant to transfer them. Statutory limits also apply: • Partnership Shares (the lower of GBP1,800 or 10% of salary each tax year); • Free Shares (GBP3,600 each tax year); and • Matching Shares (a maximum of 2:1 match on Partnership Shares so, effectively, a GBP3,600 limit per tax year). There is no limit on the value of cash dividends that can be reinvested in Dividend Shares. **SIP tax treatment**: if the holding period requirements are met: • no tax on income used to purchase Partnership Shares; • no investment income tax on cash dividends reinvested in Dividend Shares; • no tax on purchase or allocation of Partnership, Matching, Free or Dividend Shares, or on their withdrawal from the SIP; • favourable capital gains tax treatment on sale. No employer NICs on any gain or on amount paid by the employee for Partnership Shares.		

©Tapestry Insight Limited 2024

	Options	RSUs	Restricted Shares
	CSOP: a CSOP is a discretionary option plan with tax-qualified status. The options must be granted at 'Market Value' and there is a GBP60,000 per person limit of options outstanding at any one time, calculated by reference to the grant value. **CSOP tax treatment**: no income tax or NICs (employee or employer) on grant or exercise; usually only after third anniversary of grant or as a fixed category of good leaver before that time. Capital gains tax on sale. **EMI**: an EMI is a tax-qualified discretionary option plan for smaller companies. An EMI can only be offered by 'independent trading companies' carrying on a 'qualifying trade' with fewer than 250 employees and with total gross assets up to GBP30million. There is a limit of GBP250,000 per person (of options outstanding at any one time, also taking into account any CSOP options held by that person, and subject to a total limit of GBP3million of options outstanding at any time for all participants). **EMI tax treatment**: no income tax or NICs (employee or employer) on grant or exercise provided HMRC is notified of grant within 92 days and certain ongoing conditions are met from grant to the time of exercise. Favourable capital gains tax on sale.		

This information was provided by Tapestry Insight Limited for information purposes only and on the basis of comprehensive legal disclaimers found in the OnTap Terms and Conditions (click here). It has not been signed off by local lawyers in this jurisdiction. Tapestry Insight Limited does not accept any liability for any loss caused by reliance upon this information or by acting upon or refraining from acting in reliance upon this information

©Tapestry Insight Limited 2024

概要

本報告書では以下の事項について簡潔に要約しています。:

- 英国で最も一般的な株式報酬の種類。
- それらの株式報酬の税務上の取扱い。
- 英国で利用可能な「税制適格」株式報酬制度と、これらに対する税制上の優遇措置。

英国において、下記の表に記載した標準的な税務上の取扱いは、一般的には株式によるインセンティブ報酬を付与する上での障害にはなりません。これらの取扱いは、純粋に税務上の観点から見れば、株式報酬制度の参加者に現金賞与を与えるのと本質的には同じ結果を株式報酬についても生じさせるものにすぎないためです。従って、英国における税制適格株式報酬制度は、株式の利用を含めた、一定の政策目的のために導入されていると言えます。

Sharesave（SAYE としても知られている）は 1980 年、CSOP は 1995 年、SIP 及び EMI は 2000 年にそれぞれ導入され、これらは長年にわたり英国のインセンティブ報酬制度に組み込まれてきました。政府は最近、Sharesave 及び SIP の有効性及び適合性に関する協議を開始しました。その結果はまだ出ておりませんが、柔軟性の向上、及び、従業員が株式を税務上有利な形で売却できるようになるまでの期間の短縮が、協議の全体的なテーマとなっています。この協議において、Sharesave 及び SIP の目的は以下のとおり要約されています。

税制適格株式報酬制度は以下の点を目的としています。

- 従業員と株主の利害を一致させること。すなわち、企業の成長から直接利益を得られると同時に税制優遇を受けることができるようにすることで、従業員は、企業価値の向上に対して積極的に関与するよう促されます。
- 従業員の採用及び繋ぎとめを支援すること。すなわち、企業が生産性の高い従業員を惹きつけ、また、繋ぎとめることがより容易になります。税制優遇は、従業員に対し、自らが得られる報酬を最大化するために、企業とともに、企業の成長を助けようとするためのインセンティブを与えます。
- 従業員にファイナンシャル・プランニングを行うことを促すこと。すなわち、これらの制度により、従業員の間に貯蓄及び投資の習慣が浸透し、従来であればあり得なかったような投資の機会が創出されます。

中でも、Sharesave は、貯蓄の習慣を促し、全ての従業員に対しその会社の株式を購入することを可能にするために設計されています。例えば、オプションの購入資金に充てるための貯蓄は給料から直接調達されますので、従業員が簡単に参加できるように設計されています。また、この制度は、会社が税制上優遇されたストックオプションを用いて、従業員にモチベーションを与え、また、従業員に報酬を与えることを容易にすることを意図しています。

SIP は、従業員に税制上優遇された株式を付与することにより、企業が従業員との間でより意欲的かつ生産的な関係を築くための努力をすることを支援するために設計されています。

CSOP は、選ばれた従業員が、税務上効果的な方法で株式価値の増加に関与することを可能にするためのスキームを提供するために実施されました。

EMI（CSOP とある程度類似しているが、より要件が緩やかで柔軟性が高い）は、当初は、より大規模な会社から同等の賃金水準を提示することによってその主要な従業員を惹きつけるための原資となる現金を保有していない可能性が比較的小規模な高い企業が、選ばれた主要な従業員に対し、所得税及びキャピタル・ゲイン税の軽減が受けられる形でストックオプションを付与することを可能にすることを目的としていました。これが導入された 2000 年当時、いわゆる「ドットコム企業」すなわち必要不可欠な従業員を採用するハイテク企業が、最大 15

©Tapestry Insight Limited 2024

名の従業員に対し、GBP100,000 を上限としてストックオプションを提供することを可能にする目的で導入されました。その後、この制度は、対象者が最大 250 名まで、上限額が GBP250,000 まで拡大されています。従って、この制度は、比較的小規模で、かつ、起業家精神にあふれた会社に対し、将来利益を生む潜在的な可能性を有するストックオプションによって才能のある人材を惹きつけ、また、繋ぎとめることを容易にするものであり続けています。

一般的な株式報酬の種類

上場企業は、

- “Nil-cost”ストックオプション（訳者注：オプションを取得するために払込価額及び行使するために権利行使価額の払込みを必要としないストックオプション）
- RSU（訳者注：譲渡制限株式ユニットを意味します。以下同じ。）

を、経営幹部層を対象とした企業の裁量による株式報酬制度の下で用いることが多いです。英国において、従業員への株式報酬制度は、以下の 2 つに大別されます。

- 企業の裁量による（企業が制度の参加者を指定できる）株式報酬制度。ストックオプション及び RSU は、一般的には、この企業の裁量による株式報酬制度のもとで用いられます。これらは、主に、経営幹部層、例えば、業務執行取締役（executive directors）や執行委員（executive committee）、また、これらの役位よりは低いものの上級の管理職に対して（より少ない報酬を）付与することもあり得ますが、これは企業によっても異なります。このような報酬制度を、全従業員に対して運用する例は比較的少ないですが、一部の企業、特にテクノロジー系の企業は行うこともあります。
- 従業員全体に対する株式報酬制度。株式購入制度（税制適格株式報酬制度の一つである SIP も含む）、及び、税制適格株式報酬制度の一つである Sharesave も含まれます。

非上場企業での実務上の取扱いはより多様です。非上場企業が提供するより一般的な株式報酬制度は、以下の通りです。

- 時価算定の新株予約権（税制適格である「EMI」又は「CSOP」方式（下記）を用いることが可能です）。
- 譲渡制限付株式。多くは、従業員株主のみを対象に発行される特別な種類の株式で、従業員がキャピタル・ゲイン税の課税対象となる株式の価値の増加に関与できるように設計されています。

税務上の取扱い

以下のページの表は、株式報酬に適用される英国の税務上の取扱いの概要を示すことを目的とし、以下の事項について要約しています。

- （1）ストックオプション、（2）RSU 及び（3）譲渡制限付株式の課税時期。なお、譲渡制限付株式については無償で付与されることを前提としています。
- 所得税、社会保険料、キャピタル・ゲイン税及び配当税それぞれの税率。
- 英国の税制適格株式報酬制度の主な特徴。

©Tapestry Insight Limited 2024

以下の要約は、この分野の税務上の取扱いについての完全な要約ではありません。税務申告の方法、株式価値算定方法など、この分野に関するさらなる情報は、必要に応じて当社から提供することができます。

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
課税時期	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使時**：交付時の株式の価値から権利行使価額を控除した金額に対する所得税の課税と社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：権利行使時以降の株式の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税及び社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **権利が確定した RSU に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による売却時**：権利確定時以降の株式の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。 なお、英国では、RSU が譲渡制限付株式よりもはるかに一般的です。譲渡制限付株式は、上場企業では、SIP が採用される場合（これは一般に用いられており、全従業員に比較的少額の恩恵を与えます）を除けばほとんど用いられておりません。譲渡制限付株式は、前述のとおり、主に非上場企業が最上級の経営者に対して付与するもので、一般的には、株式を取得するために自らの資金を投資しなければならない仕組みとされています。	**株式報酬制度参加者への交付時**：課税上の取扱いは、譲渡制限の種類及び期間、並びにいかなる特別な税務上の選択をしたかによって異なります。 **譲渡制限終了時**：株式の取得時に税務選択がなされない限り、さらなる所得税の課税及び社会保険料の賦課がなされる可能性があります。 **株式報酬制度参加者による売却時**：所得税の対象となる価値を超えて株式の価値が増加した場合、それに対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。
所得税率	イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおける、2023/24 年度の所得税の税率は以下のとおりです： • **年間所得 GBP12,570 まで**：0%%（人的控除） • **年間所得 GBP12,571～GBP50,270**：20%（基本税率）		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	• **年間所得 GBP50,271～GBP125,140**：40%（高税率） • **年間所得 GBP125,140 超**：45%（超過税率） **注**： **人的控除**：いかなる税年度においても、GBP100,000 を超える所得を有する納税者は、所得のうち GBP100,000 を超える部分について、GBP2.00 ごとに GBP1.00 の割合で人的控除が減らされます。これは実効税率を高めるための措置です。		
社会保険料	**従業員の社会保険料（最高料率）**：英国では、社会保険料は国民保険料（NIC）として知られています。2023/24 年度の料率は以下の通りです。 • **週次所得 GBP242～GBP967**：10%（2024 年/25 課税年度の開始日である 2024 年 4 月 6 日から 8%） • **週次所得 GBP967 を超える部分**：2% **会社の社会保険料（最高料率）**2023/24 年度の料率は以下の通りです。 • **国民保険料**：二次閾値（週次 GBP175）を超える所得に対して、13.8%。 • **職業実習賦課金**：会社は、従業員への年間給与支払額が GBP3,000,000 を超える場合、支払額の 0.5%を職業実習賦課金として支払わなければなりません。		
キャピタル・ゲイン税	最大 20%。但し、年間 GBP6,000（2024 年 4 月 6 日から GBP3,000）が免除されます。		
配当税	最大 39.35%。但し、年間 GBP1,000（2024 年 4 月 6 日から GBP500）が免除されます。		
税制適格株式報酬制度	英国では、主に 4 種類の税制適格株式報酬制度があります。 • Sharesave（またの名を、”Save As You Earn（SAYE）と言います。） • 株式報奨制度（SIPs） • 企業ストックオプション制度（CSOP） • 会社経営層のためのインセンティブ・オプション・プラン（EMI プラン） Sharesave 及び SIP は、全従業員のための制度です。すなわち、Sharesave 及び SIP を導入する場合、参加資格のある全従業員が同様の条件で参加できるようにしなければなりません。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	Sharesave：Sharesave は、貯蓄に関連するオプション制度です。税引き後の給料から毎月 GBP500 を上限として差し引かれ、差し引かれた金銭は貯蓄用の口座（この制度のために開設される口座）に 3 年間又は 5 年間にわたり貯蓄されます。その口座内の資金（貯蓄された金額及び利子）は、ストックオプションの行使のための資金として利用することができます。このストックオプションは、貯蓄期間の最初に付与され、会社は、権利行使価格を、付与時の株式の市場価格の最大 20%割り引いた金額に設定することができます。 Sharesave 制度が適用される場合、以下の税務上の取扱いがなされます。すなわち、従業員へのオプション付与時及び権利行使時には所得税が課税されず、また、国民保険料（従業員負担分）も賦課されません。但し、従業員が株式を売却する際に、キャピタル・ゲイン税が課される場合があります。貯蓄に対して生じる利子には、投資所得税は課せられません。また、国民保険料（会社負担分）も、現在賦課されておりません。 **SIP**：SIP は、以下の報酬を提供することができます。 • パートナーシップ株式（Partnership Shares）（税引前利益で購入した株式） • マッチング株式（Matching Shares）（取得したパートナーシップ株式 1 株につき最大 2 株までの割合で、パートナーシップ株式とともに付与される無償株式） • 無償株式（Free Shares）（パートナーシップ株式を取得するか否かを問わず、無償で交付される株式であり、上記の「課税時期」の分類表の中では譲渡制限付株式に分類される） • 配当株式（Dividends Shares）（当該制度の対象となる株式に支払われた現金配当を再投資することにより取得された株式） 会社は、以上の全て又は一部を提供することができます。 SIP を利用する場合、英国を本拠地とする信託において株式を保有する必要があり、また、マッチング株式、無償株式及び配当株式については最低でも 3～5 年（起算点は、これらの株式の交付時となります）保有する必要があります（その期間中に売却することはできません）。ほとんどの場合、SIP はその扱いに慣れている第三者の専門機関（例えば、Global Shares 社など）によって運営されますので、参加者は、自らに付与された株式を望む場合、保有期間終了後直ちに売却することができます。なお、これらの株式を信託で保有する限りにおいては、キャピタル・ゲイン課税はなされません。よって、従業員はこれらの株式を売却直前まで当該信託において保有し続ける方が従業員にとって利益になります。信託が保有期間経過後直ちに株式を移転すべき義務はなく、参加者による移転の指示がない限り保有することになります。マッチング株式及び無償株式は、没収することができます。 その他、以下の法定の制限も適用されます。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	• パートナーシップ株式：GBP1,800 又は 1 課税年度における給料の 10%のうちより低い金額まで。 • 無償株式：1 課税年度あたり GBP3,600 まで。 • マッチング株式：パートナーシップ株式 1 株につき最大 2 株までの割合で割り当てられるため、実質的には、1 課税年度あたり GBP3,600 まで。 配当株式に再投資できる現金配当の価格に制限はありません。 SIP 制度が適用される場合、以下の税務上の取扱いがなされます。 • パートナーシップ株式の購入に使用される所得に対する所得税の課税なし。 • 配当に再投資された現金配当に対する投資所得税の課税なし。 • パートナーシップ株式、マッチング株式、無償株式又は配当株式の購入、割当、又は SIP からの撤退にかかる課税なし。 • 株式の売却時におけるキャピタル・ゲイン課税の優遇措置。 従業員がパートナーシップ株式によって得た利益及びそのために支払った金額に対して、国民保険料（会社負担分）は賦課されません。 **CSOP**：CSOP は、税制上の適格性を有する裁量的なストックオプション制度です。ストックオプションは「市場価格」で付与されなければならず、また、付与時の価格を参照して計算される金額が、いかなるときにも 1 人当たり GBP60,000 の制限を超えてはなりません。 CSOP 制度が適用される場合、以下の税務上の取扱いがなされます。すなわち、ストックオプションの付与時及び権利行使時のいずれにおいても、所得税の課税も国民保険料（従業員負担分・会社負担分の双方）の賦課もありません。通常、ストックオプションの付与の 3 周年後か、又は、それ以前に“Good leaver”として退職した場合に限り、このような取扱いがなされます。また、売却時にはキャピタル・ゲイン税が課されます。 **EMI**：EMI は、比較的小規模の企業向けの税制適格性を有した裁量によるストックオプション制度です。EMI は、従業員が 250 人未満であり、かつ、総資産 GBP30,000,000 までの「適格取引」（qualifying trade）を行う「独立取引会社」（independent trading company）のみが利用できます。EMI には、いかなる時点においても、一人当たり GBP250,000 を超えてはならないという制限があります（前述の CSOP 制度に基づき当該従業員が保有するストックオプションの残高も含んだ金額です）。また、いかなる時点においても、全参加者に付与したストックオプションの合計額が GBP3,000,000 を超えてはならないという制限もあります。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	EMI 制度が適用される場合、HMRC（His Majesty's Revenue and Customs、英国歳入関税庁）が 92 日以内にストックオプションの付与の通知を受け、また、ストックオプションの付与時から権利行使時まで一定の継続的な要件が満たされることを条件に、ストックオプションの付与時及び権利行使時のいずれにおいても、所得税の課税及び国民保険料（従業員負担分・会社負担分の双方）の賦課いずれもなされません。また、売却時におけるキャピタル・ゲイン課税においても、優遇措置があります。		

本レポート記載の情報は、情報提供のみを目的として、OnTap Terms and Conditions（https://database.tapestrycompliance.com/terms-conditions-and-privacy-notice/）にある包括的な法的免責条項に従って、Tapestry Insight Limited によって提供されました。この法域に関する情報は、現地の弁護士による正式な承認を経たものではありません。Tapestry Insight Limited は、本情報に依拠すること、本情報に依拠して行動すること、又は本情報に依拠して行動しないことによって生じるいかなる損失についても、一切の責任を負いません。

©Tapestry Insight Limited 2024

Overview

This report briefly summarises:

- the most common types of stock compensation in Germany.
- the tax treatment of these forms of stock compensation.
- the “tax-qualified” plans available in Germany and the preferential tax treatment for these.

Please note, the tax relief which the German government has made available through “tax-qualified” plans exists for policy reasons. The German government recognise the benefit to the German economy which certain types of employee share plan bring. The expectation is that the existence of these plans is likely to stimulate greater employee engagement with the employer company. This may lead to higher levels of productivity which are expected to result in a net benefit to the German economy, even taking into account the potential loss of tax income that the German government will incur as under the “tax-qualified” arrangement.

Common types of stock compensation

Companies commonly operate:

- Nil-cost share options (which are options that do not require an exercise price to be paid in order to exercise the option (or occasionally a nominal amount is payable)); and
- RSUs,

  under their discretionary stock compensation arrangements for senior management. As a general rule, companies tend to offer stock compensation to the more senior employees in order to:

- align the interests of senior employees and shareholders;
- as a method of offering variable compensation packages based on performance (by applying performance conditions to the arrangements); and
- as a method of risk management within the company.

  Depending on the approach of the company, discretionary stock compensation arrangements may be offered to middle management and perhaps lower. Junior employees are less likely to receive variable compensation in the first place, and where it is offered, cash awards tend to be more appropriate.

However, many companies see the value in offering stock compensation (which is not part of the variable compensation) at all levels in the company. Stock purchase plans may also be operated for the whole employee population. These plans tend to offer more modest benefits, applying identical benefits for all employees who participate.

Tax treatment

The table on the following pages is intended to give an overview of the German tax rules apply to stock compensation and summarises:

- Taxable moments for (1) share options (2) RSUs and (3) restricted shares (note, it is assumed that restricted shares are awarded free of charge).
- Income tax, social security, capital gains tax and dividend tax rates.
- The key features of the German tax-qualified plans.

©Tapestry Insight Limited 2024

It is not a full summary of the tax rules in this area. Further information on areas of this e.g. reporting, share valuation can be provided if required.

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
Taxable moments	**Grant**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax. No social security. **Exercise**: No income tax. No social security. **Transfer to participant**: Income tax and social security on spread. Employer withholding applies. **Sale by participant**: Capital gains tax on increase in value since transfer. No social security.	**Award**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax. No social security. **Transfer to participant**: Income tax and social security on value as at the time of transfer. Employer withholding applies. **Sale by participant**: Capital gains tax on increase in value since transfer. No social security.	**Transfer to participant**: Income tax and social security on full value. Employer withholding applies. **End of restriction**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax on increase in value since transfer. No social security.
Income tax rates	Income tax rates are progressive with a top rate of 45%. In addition, depending on total income and individual circumstances, some taxpayers pay a solidarity surcharge (a tax on individual income tax) of up to 5.5%, which results in a combined maximum tax rate of 47.475%. Members of certain churches also pay a church surcharge of 8% or 9%, taking the maximum tax rate for some taxpayers to 51.525%.		
Social security	**Employee social security (max rate)**: 21.05% (2024) (combined rates covering pension insurance, unemployment insurance, health insurance (including average additional contribution) and compulsory long-term care insurance for employees without children). **Employee social security (cap)**: EUR90,600 (2024) (pension scheme and unemployment insurance) in the old Federal States (EUR89,400 in the new Federal States); EUR62,100 (2024) (health insurance and compulsory long-term insurance) in all Federal States. This is the annual limit of income subject to social security contributions; income exceeding the cap will not be subject to social security contributions.		
Employer social security	**Employer social security (max rate)**: 20.51% (2024) (combined rates covering pension insurance, unemployment insurance, health insurance (including average additional contribution), compulsory long-term care insurance and the charge to the insolvency fund). Employers must also pay accident insurance. The contribution level depends on the industry/sector. **Employer social security (cap)**: EUR90,600 (2024) (pension scheme and unemployment insurance) in the old Federal States (EUR89,400 in the new Federal States); EUR62,100 (2024) (health insurance and compulsory long-term insurance) in all Federal States.		
Capital Gains tax	26.375% (includes solidarity surcharge but excludes church taxes).		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	Capital gains tax on the sale of shares is set at a flat rate of 25%. In addition, all taxpayers pay a solidarity surcharge (a tax on individual income tax) of 5.5%, which results in a combined rate of 26.375%. Members of certain churches also pay a church surcharge of 8% or 9% on the tax.		
Dividend tax	26.375% (includes solidarity surcharge but excludes church taxes). Dividends are taxed at a flat rate of 25%. In addition, all taxpayers pay a solidarity surcharge (a tax on individual income tax) of 5.5%, which results in a combined maximum rate of 26.375%. Members of certain churches also pay a church surcharge of 8% or 9% on the tax.		
Tax-qualified plans	**SME tax deferral regime**: there is an optional taxation regime for small and medium sized companies (SME) that has been improved from 2024. The regime provides for the transfer of discounted/free shares, in the employing company or a parent company, to the employee (Section 19a Income Tax Act). The employing company (together with its group companies under certain circumstances) must not have more than 1,000 employees and a maximum of EUR100million turnover or EUR86million balance sheet in one of the last six years and must not be older than 20 years. In case the provided shares are shares in a private company, this company must have its seat and place of management in Germany whereas, if the provided shares are shares in a public company, this company can also have its seat and place of management abroad. Upon application, the taxation of the taxable benefit is deferred to the moment the employee transfers the shares, the employment relationship is terminated or 15 years have passed since the transfer of shares. Under certain circumstances, the tax is upon application only triggered once the employee transfers the shares, i.e. irrespective of a continuation of the employment relationship or the time of the initial transfer. At the time of transfer of the shares, the transferee must still be an employee of the company. **Tax break**: free or discounted shares, in the employing company or a group company, may be provided tax-free up to EUR2,000 per year. The shares must be offered to all employees employed by the local employer in Germany for one year or more, on the basis of equal treatment for all relevant employees. Due to high establishment and administration costs, and the low benefit to employees, this tax benefit has not commonly been included in global share plans in the past. At the time of transfer of the shares, the transferee must still be an employee of the company. The tax-break results in no income tax arising on acquisition of the shares where a tax charge otherwise would have arisen. It does not mean that the German tax authority will the purchase price of the shares on behalf of the individual. **Smoothing rate (also known as the 'one-fifth rule')**: an employee may be able to benefit from a more favourable 'smoothing' income tax rate provided that compensation upon settlement relates to a period of employment exceeding 12 months (which is generally determined by the vesting period) with the effect that the benefit is deemed to be received in portions over more than one tax year for the purposes of calculating the applicable income tax rate. From 1 January 2024, the smoothing rate can no longer be taken into account by the employer in the withholding process. However, individuals can apply for this rate in their personal income tax return.		

This information was provided by Tapestry Insight Limited for information purposes only and on the basis of comprehensive legal disclaimers found in the OnTap Terms and Conditions (click here). It has not been signed off by local lawyers in this jurisdiction. Tapestry Insight Limited does not accept any liability for any loss caused by reliance upon this information or by acting upon or refraining from acting in reliance upon this information.

©Tapestry Insight Limited 2024

概要

本報告書では以下の事項について簡潔に要約しています。:

- ドイツで最も一般的な株式報酬の種類。
- それらの株式報酬の税務上の取扱い。
- ドイツで利用可能な「税制適格」株式報酬制度と、これらに対する税制上の優遇措置。

なお、ドイツ政府が「税制適格」株式報酬制度を通じて提供してきた税務上の優遇は、政策上の理由によるものです。ドイツ政府は、一定の従業員向け株式報酬制度がドイツ経済へ恩恵をもたらすことを認識しており、そのような株式報酬制度があることによって従業員による企業へのエンゲージメントが刺激されやすくなることを期待しています。このように従業員のエンゲージメントが刺激されることにより、「税制適格」株式報酬制度は、導入することでドイツ政府が被る潜在的な税収の喪失を考慮に入れたとしても、ドイツ経済に正味の利益をもたらしうる生産性の向上につながる可能性があります。

一般的な株式報酬の種類

企業は、

- “Nil-cost”ストックオプション（行使するために権利行使価額の払込みを必要としないストックオプション（又は名目上の金額のみ支払う必要があるとされるものも含まれます。））
- RSU（訳者注：譲渡制限株式ユニットを意味します。以下同じ。）

を、経営幹部層を対象とした企業の裁量による株式報酬制度の下で用いることが多いです。一般的に、企業は、上級の従業員に株式報酬を提供する傾向があり、その目的は以下のとおりです。

- 上級の従業員と株主の利害を一致させること。
- （株式報酬制度に業績条件を設けることにより）業績連動の報酬パッケージを提供する方法として株式報酬制度を用いること。
- 社内のリスクマネジメント手法として株式報酬制度を用いること。

企業の方針次第では、こうした企業の裁量による株式報酬制度は中級の管理職や、場合によってはそれより下級の管理職にも提供されることがあります。下級の従業員はそもそも変動型報酬を受け取る可能性が低く、提供されるとしても株式報酬ではなく現金報酬の方が適切なことが多いです。

しかし、多くの企業は、（変動型報酬ではない形式で）株式報酬を企業のあらゆる階層の職員に提供することに価値を見出しています。また、従業員全体を対象とした株式購入制度が運営されることもあります。このような制度は、参加するすべての従業員に同一の、より控えめな程度の利益を提供することが多いです。

©Tapestry Insight Limited 2024

税務上の取扱い

以下のページの表は、株式報酬に適用されるドイツの税務上の取扱いの概要を示すことを目的とし、以下の事項について要約しています。

- (1)ストックオプション、(2)RSU 及び(3)譲渡制限付株式の課税時期。なお、譲渡制限付株式については無償で付与されることを前提としています。
- 所得税、社会保険料、キャピタル・ゲイン税及び配当税それぞれの税率。
- ドイツの税制適格株式報酬制度の主な特徴。

以下の要約は、この分野の税務上の取扱いについての完全な要約ではありません。税務申告の方法、株式価値算定方法など、この分野に関するさらなる情報は、必要に応じて当社から提供することができます。

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
課税時期	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：交付時の株式の価値から権利行使価額を控除した金額に対する所得税の課税と社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：交付時以降の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利が確定した RSU に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：交付時の株式の価値に対する所得税の課税と社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **株式報酬制度参加者による売却時**：交付時以降の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。	**株式報酬制度参加者への交付時**：交付時の株式の価値に対する所得税の課税及び社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **譲渡制限終了時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による売却時**：交付時以降の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。
所得税率	税率は 45%までの累進税率です。また、総所得額や個人の状況に応じて、連帯付加税（個人に課される所得税額に対して付加的に課される税金）が追加で最大 5.5%課される場合もあり、この場合、最高税率は 47.475%となります [1]。さらに、特定の教会に所属する個人には、8%又は 9%の教会税が追加で課され、この場合、最高税率は 51.525%となります。		
社会保険料	**従業員の社会保険料（最高料率）**：21.05%（2024 年時点）（年金保険（pension insurance）・失業保険（unemployment insurance）、健康保険（health insurance）（平均追加賦課金（average additional contribution）を含む）、公的介護保険（compulsory long-term care insurance）（子どもがいない従業員の場合）の合算の料率）		

[1] 最大 45%の税率により算出される所得税額に対して、更に最大 5.5%の税率による連帯付加税が課される、という意味である。よって、所得税の料率と連帯付加税の料率の合計が最大になる場合には、45%+45%*5.5%=47.475%となる。教会税についても同様に計算される。

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	従業員の社会保険料（上限）：年金制度（pension scheme）・失業保険（unemployment insurance）の合算で、旧連邦州では EUR90,600、新連邦州では EUR89,400（2024 年時点）。加えて、健康保険（health insurance）・公的介護保険（compulsory long-term care insurance）の合算で、全連邦州において EUR62,100（2024 年時点）。これは、社会保険料の対象となる所得の年間上限額であり、この上限額を超える所得については、社会保険料は賦課されません。		
	会社の社会保険料（最高料率）：20.51%（2024 年時点）（ 年金保険（pension insurance）・失業保険（unemployment insurance）、健康保険（health insurance）（平均追加賦課金（average additional contribution）を含む）、公的介護保険（compulsory long-term care insurance）、支払保証基金への支払（the charge to the insolvency fund）の合計料金）。以上に加え、会社は傷害保険（accident insurance）料を支払わなければなりません。料率は業種・部門によって異なります。 **会社の社会保険料（上限）**：年金制度（pension scheme）・失業保険（unemployment insurance）の合算で、旧連邦州では EUR90,600、新連邦州では EUR89,400（2024 年時点）。加えて、健康保険（health insurance）・公的介護保険（compulsory long-term care）の合算で、全連邦州において EUR 62,100（2024 年時点）。		
キャピタル・ゲイン税	26.375%（連帯付加税を含むが、教会税を除く）。 税率は一律で 25%です。さらに、このキャピタル・ゲイン税に対して連帯付加税 5.5%が追加で課され、これにより合計税率は 26.375%となります。さらに、特定の教会に所属する個人には、8%又は 9%の教会税が追加で課されます。		
配当税	26.375%（連帯付加税を含むが、教会税を除く）。 税率は一律で 25%です。また、この配当税に対して連帯付加税 5.5%が追加で課され、これにより合計税率は 26.375%となります。さらに、特定の教会に所属する個人には、8%又は 9%の教会税が追加で課されます。		
税制適格株式報酬制度	**中小企業のための課税繰延べ制度**：中小企業のための選択制の課税制度（SME）があり、2024 年に更に拡充されました。この制度は、従業員に対する、雇用会社又はその親会社の株式の無償又は低額の交付に関する規定です（所得税法第 19 条 a）。雇用会社は、（一定の条件のもとではグループ会社も含めて）過去 6 年間のうち 1 年でも①従業員が 1,000 人を超えてはならず、また、②売上高が最大 EUR100,000,000 又は貸借対照表上の資産が最大で EUR86,000,000 である必要があり、さらに、③設立から 20 年以内である必要があります。従業員に交付された株式が非上場会社の株式である場合には、当該会社の所在地及び経営の拠点はドイツ国内である必要がありますが、従業員に交付された株式が上場会社の株式である場合には、当該会社の所在地及び経営の拠点がドイツ国内である必要はありません。以上の要件をみたす場合、申請により、所得に対する課税が、従業員が株式を売却した時点、雇用関係が終了した時点、又は従業員に株式が交付されてから 15 年が経過した時点まで繰り延べられます。また、一定の要件をみたす場合には、申請により、（雇用関係の継続の有無や従業員への株式の交付のタイミングとはかかわりなく）従業員が		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	株式を売却した時点においてのみ課税されます。なお、この制度の適用を受けるには、対象者に株式を交付する時点まで、対象者が雇用会社の従業員である必要があります。 **税金の免除**：従業員に対して、雇用会社又はグループ各社の株式を無償又は低額で交付した場合、年間 EUR2,000 を上限として所得税の免除が認められます。この制度の適用を受けるには、ドイツに所在する雇用会社において 1 年以上雇用されている全従業員に対し、同一の条件で株式を交付する必要があります。この制度は導入・運営コストが高い反面、従業員への恩恵が低いことから、グローバルな株式報酬プランを組成する場合、この制度は利用されないのが従来では一般的でした。また、この制度の適用を受けるには、対象者に株式を交付する時点まで、対象者が雇用会社の従業員である必要があります。この制度によって、同制度が適用されなければ生じていたであろう株式交付時の所得税の課税が生じないことになります。なお、この制度が適用される場合であっても、従業員による株式の売却時における課税関係に変化はありません。 **所得税率の平準化措置（「5 分の 1 ルール」とも呼ばれる）**：従業員は、報酬が 12 ヶ月を超える雇用期間に関連するものである場合（通常、権利確定時点によって決定される）、より優遇の度合いが大きい、所得税率の平準化措置の適用を受けることができます。この措置が適用される場合、対象者に適用される所得税率を計算するにあたり、対象者がその支払を 1 年を超える期間にわたって受領したものとみなされます。2024 年 1 月 1 日以降、会社は、源泉徴収を行うにあたり、この措置を考慮することができなくなりました。しかし、対象者は、個人所得税の申告において、この措置の適用後の税率を用いることができます。		

本レポート記載の情報は、情報提供のみを目的として、OnTap Terms and Conditions（https://database.tapestrycompliance.com/terms-conditions-and-privacy-notice/）にある包括的な法的免責条項に従って、Tapestry Insight Limited によって提供されました。この法域に関する情報は、現地の弁護士による正式な承認を経たものではありません。Tapestry Insight Limited は、本情報に依拠すること、本情報に依拠して行動すること、又は本情報に依拠して行動しないことによって生じるいかなる損失についても、一切の責任を負いません。

©Tapestry Insight Limited 2024

Overview

This report briefly summarises:

- the most common types of stock compensation in France.
- the tax treatment of these forms of stock compensation.
- the “tax-qualified” plans available in France and the preferential tax treatment for these.

Please note, the tax relief which the French government has made available through “tax-qualified” plans exists for policy reasons. The French government recognise the benefit to the French economy which certain types of employee share plan bring. The expectation is that the existence of these plans is likely to stimulate greater employee engagement with the employer company. This may lead to higher levels of productivity which are expected to result in a net benefit to the French economy, even taking into account the potential loss of tax income that the French government will incur as under the “tax-qualified” arrangement.

Common types of stock compensation

Companies commonly operate:

- Nil-cost share options (which are options that do not require an exercise price to be paid in order to exercise the option (or occasionally a nominal amount is payable)); and
- RSUs,

  under their discretionary stock compensation arrangements for senior management. As a general rule, companies tend to offer stock compensation to the more senior employees in order to:

- align the interests of senior employees and shareholders;
- as a method of offering variable compensation packages based on performance (by applying performance conditions to the arrangements); and
- as a method of risk management within the company.

Depending on the approach of the company, discretionary stock compensation arrangements may be offered to middle management and perhaps lower. Junior employees are less likely to receive variable compensation in the first place, and where it is offered, cash awards tend to be more appropriate.

However, many companies see the value in offering stock compensation (which is not part of the variable compensation) at all levels in the company. Stock purchase plans may also be operated for the whole employee population. These plans tend to offer more modest benefits, applying identical benefits for all employees who participate.

Please note, it is not common for restricted stock (an up-front allocation of shares which are subject to restrictions on transfer and sometimes the risk of forfeiture) to be offered in France. There are two main reasons for this:

- tax and social security will normally arise when the shares are first delivered to participant. As a result tax will arise when the participant may not sell the shares to pay the tax bill. In addition, the rates of taxation of restricted stock are not beneficial (we understand that in Japan, the moment of taxation is deferred until the release of the restrictions , and that, if the release of the restrictions is due to retirement, the rate of taxation of restricted stock on retirement preferential). As a result, there is no tax benefit available through restricted stock; and

©Tapestry Insight Limited 2024

- many companies that have employees resident in France are global companies. As a result, these companies (for reasons of ease of administration and commonality of compensation) usually prefer to offer the same plans in each country they operate. As restricted stock does not offer tax advantages in many countries, company tend not to offer restricted stock in any countries and prefer RSUs and options which tend to receive similar tax treatment in most countries globally.

Tax treatment

The table on the following pages is intended to give an overview of the French tax rules apply to stock compensation and summarises:

- Taxable moments for (1) share options (2) RSUs and (3) restricted shares (note, it is assumed that restricted shares are awarded free of charge).
- Income tax, social security, capital gains tax and dividend tax rates.
- The key features of the French tax-qualified plans.

It is not a full summary of the tax rules in this area. Further information on areas of this e.g. reporting, share valuation can be provided if required.

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
Taxable moments	**Grant**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax. No social security. **Exercise**: Income tax (plus exceptional tax surcharge), CSG and CRDS and social security on spread. Employer withholding applies. **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax (plus exceptional tax surcharge). No social security.	**Award**: No income tax. No social security. **Vesting**: Income tax (plus exceptional tax surcharge), CSG and CRDS and social security. Employer withholding applies. **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax (plus exceptional tax surcharge). No social security.	**Transfer to participant**: Income tax (plus exceptional tax surcharge), CSG and CRDS and social security. Employer withholding applies. **End of restriction**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax (plus exceptional tax surcharge). No social security.
Income tax rates	Income tax rates are progressive up to 45%. **Exceptional tax surcharge**: an exceptional tax surcharge of 3% or 4% is imposed on the income of high earners. The 3% rate is levied on income over EUR250,000 for a single person or EUR500,000 for a married couple, and the 4% rate is levied on income over EUR500,000 for a single person and over EUR1million for a married couple. **CSG and CRDS**: in addition, social taxes, CSG (*Contribution Sociale Généralisée)* and CRDS (*Contribution au Remboursement de la Dette Sociale*) are levied on gross income. Although a separate tax on income, the social taxes (sometimes called social surcharges or social contributions) are subject to employer withholding along with social security. Separate rates apply to employment income and investment income.		
Social security	**Employee social security (max rate)**: the average standard rate is between 21.55% to 23% of the gross gain (including 9.2% CSG and 0.5% CRDS) (gross gain is the value of the shares received less the amount paid (if any) in order to receive then). Some contributions are capped, so the average effective rate decreases progressively. Most of the employee social charges (except 2.4% CSG and 0.5% CRDS) are deductible when computing the employee's income tax liability. **Employee social security (cap)**: various caps apply to contributions. Any amount in excess of the annual threshold (EUR370,944 for 2024) is subject to an uncapped rate of 10.10% (including CSG and CRDS) of the gross compensation. **Employer social security (max rate)**: the average social security contribution rate is between 45% and 50% of the gross gain. Remuneration paid by financial institutions is also subject to a tax on salaries (between 4.25% and 13.60%). The employer social security contributions are deductible for corporate income tax purposes.		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	Employer social security (cap): various caps apply. Any amount in excess of the annual threshold (EUR370,944 for 2024) is subject to an uncapped rate of 25%.		
Capital Gains tax	Investment income, including capital gains, is subject to a flat tax rate of 30% (made up of 12.8% income tax and 17.2% CSG and CRDS). The full amount of the capital gain would also be subject to the exceptional tax surcharge for high earners, of 3% or 4%.		
Dividend tax	Investment income, including dividends, is subject to a flat tax rate of 30% (made up of 12.8% income tax and 17.2% CSG and CRDS). The full amount of the dividend would also be subject to the exceptional tax surcharge for high earners, of 3% or 4%. Subject to certain conditions, the participant can elect to be taxed at progressive income tax rates (plus 17.2% CSG and CRDS and the exceptional tax surcharge) instead of the flat rate tax.		
Tax-qualified plans	There are various tax-qualified arrangements in France but the most material are Tax-Qualified Options and Tax-Qualified Free Shares. The tax treatment of share plans changes regularly and many French employees hold awards issued under several different tax regimes. The treatment of free shares (RSUs) was significantly altered by the 'Macron Law' in August 2015, which was amended in late 2016 and again in 2018. In addition, specific and complex requirements under the French Commercial Code (the Code) must be satisfied for a plan to obtain and maintain tax-qualified status, e.g., special rules apply if awards are offered to executives. **'Acquisition gain' and 'sale gain'**: when the shares received under a qualified share plan are sold, the proceeds are divided into the 'acquisition gain' and the 'sale gain' and the tax treatment for each type of gain is different. The acquisition gain is the value delivered at exercise (for options) or vesting (for free shares). The sale gain is the increase in value between exercise/vesting and sale. **Withholding**: the PAYE income tax withholding system, in force from 1 January 2019, does not apply to income from tax-qualified options and free shares. Employees are required to report the income in their annual tax return and pay the tax in the following year. **Tax-Qualified Options (granted after 28 September 2012)**: detailed rules apply, including: • shareholder approval; • maximum discount (the difference between the market value of a share at the time of grant and the exercise price payable per share) of 20%; and • special reporting requirements. **Tax Treatment of Tax-Qualified Options (granted after 28 September 2012)**: **For the employee**: • **on grant**: no tax or social security;		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	• **on exercise**: no tax or social security unless the exercise price is discounted by more than 5% of the market value of the shares, in which case, income tax, exceptional tax surcharge (3% or 4%) and CSG and CRDS (17.2%) will be payable at exercise on the excessive discount (being the discount in excess of 5%, e.g. on 15% of the market value if the options are discounted by 20% on grant); • **on sale**: o **on the acquisition gain**: income tax plus exceptional tax surcharge plus CSG and CRDS (9.7%) and special employee social contribution (10%); and o **on the sale gain**: capital gains tax treatment. **For the employer**: • **on grant**: social security contribution (30%); and • **on exercise**: no tax unless the excessive discount applies (as discussed above), in which case the discount is subject to employer social security contribution. **Tax-Qualified Free Shares (plans authorised (validly adopted by the company according to the company law where the issuer is incorporated) prior to 7 August 2015)**: detailed rules apply including: • shareholder approval; • a minimum two-year gap between award and vest; • a minimum two-year holding period between vest and sale; and • from April 2014, a potential maximum allocation ratio requirement for awards of Tax-Qualified Free Shares of 5:1. **Tax treatment of Tax-Qualified Free Shares (authorised prior to 7 August 2015)**: **For the employee**: • **on vesting**: no tax; • **on sale**: o **the acquisition gain** is subject to income tax plus exceptional tax surcharge plus CSG and CRDS (9.7%) and special employee social contribution (10%); and o **the sale gain** is subject to capital gains tax treatment. **For the employer**: social security contribution is payable at grant at 30%.		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	Tax-Qualified Free Shares (applicable post 7 August 2015): since the Macron Law introduced significant changes to the tax treatment of tax-qualified RSUs to French employees in 2015, these rules have changed twice, in 2017 and in 2018. Different rules will apply depending on when the plan was authorised by shareholders (or by the 'foreign empowered corporate body' of foreign issuers) rather than when the awards are granted. As with other qualified share plans, detailed rules apply, including: • shareholder approval; • no/only minimal payment for the shares; • the parent company must be the grantor of the awards; • two-year combined minimum vesting/holding period; • accelerated settlement only upon death or disability terminations; • employees cannot normally hold 10% or more of the company's share capital; • the potential maximum allocation ratio, etc. The plan rules and the actual grant of the free shares must normally have been approved by the shareholders of the company, or its 'foreign empowered corporate body', after 7 August 2015. Approval by the board of directors or the remuneration committee may be sufficient in the case of a foreign parent but will depend on a number of factors. Local counsel should advise which form of approval will be necessary and upon the terms and duration of such approval. Advice from local counsel should also be obtained on compliance with certain ongoing reporting requirements to the AGM. **Tax treatment of Tax-Qualified Free Shares (authorised post 7 August 2015)**: **For the employee**: • **on vesting**: no tax; • **on sale of the shares**: where authorised before 31 December 2016: o **the acquisition gain** is subject to income tax, with possible tax rebate of 50%/65% (depending on holding period) plus exceptional tax surcharge and CSG and CRDS (17.2%); and o **the sale gain** is subject to capital gains tax treatment; • **where authorised on or after 31 December 2016**: o where the annual portion of the acquisition gain is below EUR300,000, the tax treatment is the same as above;		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	o if the annual portion of the acquisition gain is above EUR300,000, the portion exceeding the threshold is taxed at income tax rates (i.e. with no rebate for holding periods) plus exceptional tax surcharge plus CSG and CRDS (9.7%) and special employee social contribution (10%); o the sale gain is subject to capital gains tax treatment. • **where authorised on or after 1 January 2018**: o where the annual portion of the acquisition gain is below EUR300,000, the acquisition gain is subject to income tax (with a possible reduction in the income tax of 50% being applied automatically) plus exceptional tax surcharge plus CSG and CRDS (17.2%); o if the annual portion of the acquisition gain is above EUR300,000, the portion exceeding the threshold is taxed at income tax rates (i.e. with no rebate) plus exceptional tax surcharge plus CSG and CRDS (9.7%) and special employee social contribution (10%); o the sale gain is subject to capital gains tax treatment. **For the employer**: social security contribution is payable on vest at: • 20% for Tax-Qualified Free Shares authorised between 7 August 2015 and 30 December 2016; • 30% for Tax-Qualified Free Shares authorised between 31 December 2016 and 31 December 2017; or • 20% for Tax-Qualified Free Shares authorised from 1 January 2018. **Tax reporting by employer**: qualified options granted or exercised must be reported in the DSN report under Section S89.G00.88.001 (*Options sur Titres*) and qualified free shares granted or vested must be reported in the DSN report, under Section S89.G00.87 (*Actions Gratuites*). Information to be reported includes: • **on grant**: **the** identity of the participants and the number and value of shares granted under the plan in the previous month; and • **on exercise/vesting**: the number of shares, the value per share, the portion of the acquisition gain that constitutes French-sourced income and the grant or exercise/vest dates under the plan in previous months. In addition, an Information Statement setting out any grants or exercise/vests, needs to be reported to employees and the French tax authorities by 1 March in the year following exercise/vesting (to report activity for the prior year). It must include information on the grant of shares, the employing company's contact details, the participants' contact details, the number of shares awarded, the grant and exercise/vest dates, and end of the holding period (if any).		

This information was provided by Tapestry Insight Limited for information purposes only and on the basis of comprehensive legal disclaimers found in the OnTap Terms and Conditions (click here). It has not been signed off by local lawyers in this jurisdiction. Tapestry Insight Limited does not accept any liability for any loss caused by reliance upon this information or by acting upon or refraining from acting in reliance upon this information.

©Tapestry Insight Limited 2024

概要

本報告書では以下の事項について簡潔に要約しています。:

- フランスで最も一般的な株式報酬の種類。
- それらの株式報酬の税務上の取扱い。
- フランスで利用可能な「税制適格」株式報酬制度と、これらに対する税制上の優遇措置。

なお、フランス政府が「税制適格」株式報酬制度を通じて提供してきた税務上の優遇は、政策上の理由によるものです。フランス政府は、一定の従業員向け株式報酬制度がフランス経済へ恩恵をもたらすことを認識しており、そのような株式報酬制度があることによって従業員による企業へのエンゲージメントが刺激されやすくなることを期待しています。このように従業員のエンゲージメントが刺激されることにより、「税制適格」株式報酬制度は、導入することでフランス政府が被る潜在的な税収の喪失を考慮に入れたとしても、フランス経済に正味の利益をもたらしうる生産性の向上につながる可能性があります。

一般的な株式報酬の種類

企業は、

- “Nil-cost”ストックオプション（行使するために権利行使価額の払込みを必要としないストックオプション（但し、ノミナルな金額の権利行使価額を支払う必要があることもあります。））
- RSU（訳者注：譲渡制限株式ユニットを意味します。以下同じ。）

を、経営幹部層を対象とした企業の裁量による株式報酬制度の下で用いることが多いです。一般的に、企業は、上級の従業員に株式報酬を提供する傾向があり、その目的は以下のとおりです。

- 上級の従業員と株主の利害を一致させること。
- （株式報酬制度に業績条件を設けることにより）業績連動の報酬パッケージを提供する方法として株式報酬制度を用いること。
- 社内のリスクマネジメント手法として株式報酬制度を用いること。

企業の方針次第では、こうした企業の裁量による株式報酬制度は、中級の管理職や、場合によってはそれより下級の管理職にも提供されることがあります。下級の従業員はそもそも変動型報酬を受け取る可能性が低く、提供されるとしても株式報酬ではなく現金報酬の方が適切なことが多いです。

しかし、多くの企業は、（変動型報酬ではない形式で）株式報酬を企業のあらゆる階層の職員に提供することに価値を見出しています。また、従業員全体を対象とした株式購入制度が運営されることもあります。このような制度は、参加するすべての従業員に同一の、より控えめな程度の利益を提供することが多いです。

なお、フランスにおいて譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式（発行した企業に没収される可能性があることもあります。）の事前割当による報酬制度）が提供されることは一般的ではありません。その主な 2 つの理由は以下のとおりです。

- 税金と社会保険料の負担は、通常、株式が株式報酬制度参加者に最初に交付されたときに生じます。その結果、税金を支払うために株式報酬制度参加者が株式を売却できない時点で、株式報酬制度参加者に税負担が発生します。また、譲渡制限付株式報酬に適用される税率は有利ではありません（私たちは、日本では、譲渡制限付株式に係る譲渡制限が

©Tapestry Insight Limited 2024

解除されるまで課税時期が繰り延べられ、また、退職を理由として譲渡制限が解除される場合には、退職所得に係る優遇された税率が適用されるものと理解しています。）。その結果、譲渡制限付株式報酬を通じて得られる税務上の利益はないこととなります。

- フランス居住者の従業員がいる企業の多くはグローバル企業です。それゆえ、これらの企業は、（管理を容易にし、報酬を共通にするために、）通常、事業を展開する各国で同種の株式報酬制度を提供したいと考えます。多くの国では譲渡制限付株式報酬制度には税務上の利点がないため、企業はどの国でも譲渡制限付株式報酬制度を提供しないことが多く、世界のほとんどの国で同様の税務上の取扱いを受けることが多い RSU や“Nil-cost”ストックオプションを好む傾向があります。

税務上の取扱い

以下のページの表は、株式報酬に適用されるフランスの税務上の取扱いの概要を示すことを目的とし、以下の事項について要約しています。

- （1）ストックオプション、（2）RSU 及び（3）譲渡制限付株式の課税時期。なお、譲渡制限付株式については無償で付与されることを前提としています。
- 所得税、社会保険料、キャピタル・ゲイン税及び配当税それぞれの税率。
- フランスの税制適格株式報酬制度の主な特徴。

以下の要約は、この分野の税務上の取扱いについての完全な要約ではありません。税務申告の方法、株式価値算定方法など、この分野に関するさらなる情報は、必要に応じて当社から提供することができます。

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
課税時期	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使時**：交付時の株式の価値から権利行使価額を控除した金額について、所得税（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））、CSG 及び CRDS が課されるほか、社会保険料も賦課されます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **権利行使に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：キャピタル・ゲイン税が課されます（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））。社会保険料の賦課はありません。	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：権利確定時の株式の価値に対して、所得税（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））、CSG 及び CRDS が課されるほか、社会保険料も賦課されます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **権利が確定した RSU に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：キャピタル・ゲイン税が課されます（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））。社会保険料の賦課はありません。	**株式報酬制度参加者への交付時**：交付時の株式の価値に対して、所得税（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））、CSG 及び CRDS が課されるほか、社会保険料も賦課されます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **譲渡制限終了時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：キャピタル・ゲイン税が課されます（なお、特別付加税も課される可能性があります。（訳者注：次の項目で詳述。））。社会保険料の賦課はありません。
所得税率	税率は 45%までの累進税率です。 **特別付加税**：高所得者の所得に対しては、3%又は 4%の特別付加税が課されます。具体的には、単身者の場合は EUR250,000 を超える所得に対して、夫婦の場合は EUR500,000 を超える所得に対して、それぞれ 3%の税率で課され、さらに、単身者の場合は EUR500,000 を超える所得に対して、夫婦の場合は EUR1,000,000 を超える所得に対して、それぞれ 4%の税率で課されます。 **CSG・CRDS**：上記のほかに、CSG（一般社会拠出金、Contribution Sociale Généralisée）及び CRDS（社会保障負債返済拠出金、Contribution au Remboursement de la Dete Sociale）という社会税が、総収入に対して課税されます。これらの社会税は、社会付加金又は社会拠出金と呼ばれるこ		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	ともあり、所得税とは別個の所得に対する税ですが、社会保険料と共に会社による源泉徴収義務の対象となります。なお、給与所得と投資による所得には異なる税率が適用されます。		
社会保険料	**従業員の社会保険料（最高料率）**：平均料率は、総所得の 21.55%から 23%の間です。これには、9.2%の CSG 及び 0.5%の CRDS が含まれます。なお、株式報酬に係る総所得とは、受け取った株式の価値から、株式報酬を受け取るために支払った金額（もしあれば）を差し引いたものをいいます。一部の社会保険料支払額には上限があるため、所得が増えるにつれて平均実効料率は逓減します。従業員の社会保険料の大部分（2.4%分の CSG 及び 0.5%分の CRDS を除きます。）は、従業員の所得税の金額を計算する際に控除されます。 **従業員の社会保険料（上限）**：社会保険料には様々な上限が適用されます。また、2024 年時点で年間 EUR370,944 の閾値を超える給与金額には、10.10%の料率で社会保険料（CSG 及び CRDS を含む）が賦課されますが、これは上限なく賦課されます。 **会社の社会保険料（最高料率）**：平均料率は、総所得の 45%から 50%の間です。また、金融機関が支払う報酬には、4.25%から 13.60%の間の税率で給与税が課されます。会社の支払った社会保険料は、法人税に係る法人所得を計算する上で損金に算入することができます。 **会社の社会保険料（上限）**：社会保険料には様々な上限が適用されます。また、2024 年時点で年間 EUR370,944 の閾値を超える所得には、25%の料率で社会保険料が賦課されますが、これは上限なく賦課されます。		
キャピタル・ゲイン税	キャピタル・ゲインを含む投資による所得には、30%の固定税率（これは、12.8%の所得税並びに合計 17.2%の CSG 及び CRDS からなります。）が適用されます。 また、キャピタル・ゲインによる所得の全額は、高所得者に対する 3%又は 4%の特別付加税の対象となります。		
配当税	配当を含む投資による所得には、30%の固定税率（これは、12.8%の所得税並びに合計 17.2%の CSG 及び CRDS からなります。）が適用されます。 また、配当による所得の全額は、高所得者に対する 3%又は 4%の特別付加税の対象となります。 なお、一定の条件の下、株式報酬制度参加者は、上記の固定税率での課税の代わりに、累進税率で課税されることを選択することができます（かかる累進税率には、合計 17.2%の CSG 及び CRDS 並びに特別付加税が加算されます。）。		
税制適格株式報酬制度	フランスには様々な税制適格株式報酬制度がありますが、そのうち最も重要なのは、税制適格ストックオプションと税制適格無償株式です。株式報酬制度の税務上の取扱いは定期的に変更され、フランスの多くの従業員はいくつかの異なる税制の下で付与された株式報酬を保有しています。無償株式（RSU）の税務上の取扱いは、2015 年 8 月に「マクロン法」によって大幅に変更され、マクロン法は 2016 年後半及び 2018 年にも改正されました。さらに、ある株式報酬制度が税制適格性を有するためには、フランス商法典の下での具体的かつ複雑な要件が、満たされなければなりません。例えば、役員に株式報酬が提供される場合には特別のルールが適用されます。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	「取得利益」と「売却利益」：税制適格株式報酬制度に基づいて受領した株式を売却した場合、売却による収益は「取得利益」と「売却利益」に分けられ、それぞれのタイプの利益は異なる税務上の取扱いを受けます。取得利益とは、権利行使時（ストックオプションの場合）又は権利確定時（無償株式の場合）に従業員が得た価値をいいます。売却利益とは、権利行使時/権利確定時と売却時の間の株式の価値の増加分をいいます。 **源泉徴収**：2019 年 1 月 1 日から施行された PAYE 所得税源泉徴収制度は、税制適格ストックオプション及び税制適格無償株式による所得には適用されません。従業員は、年次税務申告の際に税制適格株式報酬に係る所得を申告し、翌年に納税することが義務付けられています。 **税制適格ストックオプション（2012 年 9 月 28 日以降に付与されたもの）**：以下の内容を含む詳細なルールが適用されます。 • 税制適格ストックオプション制度が会社の株主により承認されること。 • 税制適格ストックオプションのディスカウント（付与時の株式の市場価値と 1 株当たりの権利行使価額との差額）が最大 20%であること。 • 特別な報告要件を満たすこと。 **税制適格ストックオプションの税務上の取扱い（2012 年 9 月 28 日以降に付与されたもの）**： **従業員にとって**： • **付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 • **権利行使時**：ストックオプションの権利行使価額が付与時の株式の市場価値から 5%を超えて割引きされていない限り、所得税課税も社会保険料賦課もなされません。ストックオプションの権利行使価額の割引額が付与時の株式の市場価値の 5%を超える場合には、その超える部分につき、権利行使時に所得税、3%又は 4%の特別付加税並びに合計 17.2%の CSG 及び CRDS が課されます。例えば、ストックオプションの権利行使価額の割引額が付与時の株式の市場価値の 20%である場合には、5%を差し引いた、付与時の株式の市場価値の 15%に相当する金額について、上記の課税がなされます。 • **売却時**： o **取得利益**：所得税、特別付加税、合計 17.2%の CSG 及び CRDS 並びに 10%の特別従業員社会保障拠出金が課されます。 o **売却利益**：キャピタル・ゲインとして税務上取り扱われます。 **会社にとって**： • **付与時**：30%の社会保障拠出金が課されます。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	• **権利行使時**：前記のとおり、ストックオプションの権利行使価額が付与時の株式の市場価値から 5%を超えて割引きされていない限り、課税されません。ストックオプションの権利行使価額の割引額が付与時の株式の市場価値の 5%を超える場合には、その超える部分につき、会社に社会保障拠出金が課されます。 **税制適格無償株式の税務上の取扱い（2015 年 8 月 7 日より前に、その設立準拠法に従って会社が当該税制適格無償株式制度を有効に承認したもの）**：以下の内容を含む詳細なルールが適用されます。 • 税制適格無償株式制度が会社の株主により承認されること。 • 付与時から権利確定時までの期間が最低 2 年間以上であること。 • 権利確定時から売却時までの保有期間が最低 2 年間以上であること。 • 2014 年 4 月以降に付与された税制適格無償株式については、従業員に付与される株式数の違いを最大で 5 対 1 までにしなければならないという最大付与比率要件が適用されます。 **税制適格無償株式の税務上の取扱い（2015 年 8 月 7 日より前に承認されたもの）**： **従業員にとって**： • **権利確定時**：課税なし。 • **売却時**： o **取得利益**：所得税、特別付加税、合計 17.2%の CSG 及び CRDS 並びに 10%の特別従業員社会保障拠出金が課されます。 o **売却利益**：キャピタル・ゲインとして税務上取り扱われます。 **会社にとって**：付与時に 30%の社会保障拠出金が課されます。 **税制適格無償株式の税務上の取扱い（2015 年 8 月 7 日以降）**：マクロン法により、2015 年にフランスの従業員に対する税制適格 RSU の税務上の取扱いが大きく変更されてから、税制適格無償株式の取扱いは 2017 年と 2018 年の合計 2 度変更されました。いつ株式報酬が付与されたかではなく、いつ税制適格無償株式制度が株主、又は付与に係る株式を発行しているのが外国の法人である場合はその権限ある機関、によって承認されたかによって、異なるルールが適用されます。 他の税制適格株式報酬制度と同様、以下の内容を含む詳細なルールが適用されます。 • 税制適格無償株式制度が会社の株主により承認されること。 • 株式の付与が無償又はほとんど無償で行われること。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	• 親会社が株式報酬を付与する主体でなければならないこと。 • 合計 2 年間の最低権利確定期間及び保有期間があること。 • 従業員の死亡又は就業不能時のみ、株式報酬が前倒しで決済できること。 • 従業員が会社の株式の 10%以上を保有することは通常はできないこと。 • 最大付与比率要件を満たすこと。 税制適格無償株式制度及びこれに基づく無償株式の付与は、通常、2015 年 8 月 7 日以降に、会社の株主、又は付与に係る株式を発行しているのが外国の法人である場合はその権限ある機関、によって承認されたものでなければなりません。親会社が外国の会社である場合、かかる要件を満たす上で取締役会又は報酬委員会によって税制適格無償株式制度が承認されることが十分であることもありますが、そうなるかどうかは様々な要因によります。どのような形式の承認が必要であるか、かかる承認の条件及び期間について、現地の弁護士の助言を受けるべきです。また、定時株主総会に対する一定の継続的な報告要件の遵守についても、現地の弁護士の助言を受けるべきです。 **税制適格無償株式の税務上の取扱い（2015 年 8 月 7 日以降）**: **従業員にとって**: • **権利確定時**:課税なし。 • **売却時**:2016 年 12 月 31 日より前に承認されている場合: o **取得利益**:所得税、特別付加税、並びに合計 17.2%の CSG 及び CRDS が課されますが、所得税には保有期間に応じて 50%又は 65%の減税が適用されることがあります。 o **売却利益**:キャピタル・ゲインとして税務上取り扱われます。 • **売却時**:2016 年 12 月 31 日以降に承認されている場合: o 取得利益が年間 EUR300,000 以下の場合、税務上の取扱いは上記の 2016 年 12 月 31 日より前に承認されている税制適格無償株式制度の場合と同じです。 o 取得利益が年間 EUR300,000 を上回る場合、上回る部分には所得税、特別付加税、合計 9.7%の CSG 及び CRDS 並びに 10%の特別従業員社会保障拠出金が課されますが、所得税について上記の保有期間に応じた減税はありません。 o 売却利益は、キャピタル・ゲインとして税務上取り扱われます。 • **売却時**:2018 年 1 月 1 日以降に承認されている場合:		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	o 取得利益が年間 EUR300,000 以下の場合、所得税、特別付加税、並びに合計 17.2%の CSG 及び CRDS が課されますが、所得税には 50%の減税が当然に適用されることがあります。 o 取得利益が年間 EUR300,000 を上回る場合、上回る部分には所得税、特別付加税、合計 9.7%の CSG 及び CRDS 並びに 10%の特別従業員社会保障拠出金が課されますが、所得税について上記の減税はありません。 o 売却利益は、キャピタル・ゲインとして税務上取り扱われます。 **会社にとって**:権利確定時に以下の社会保障拠出金を支払う必要があります。 • 2015 年 8 月 7 日以降 2016 年 12 月 30 日までに承認された税制適格無償株式制度の場合、20%。 • 2016 年 12 月 31 日以降 2017 年 12 月 31 日までに承認された税制適格無償株式制度の場合、30%。 • 2018 年 1 月 1 日以降に承認された税制適格無償株式制度の場合、20%。 **会社による税務申告**:付与又は権利行使された税制適格オプションは、セクション S89.G00.88.001(有価証券オプション)に基づき DSN 報告書に報告されなければならず、付与又は権利確定した税制適格無償株式は、セクション S89.G00.87(無償株式)に基づき DSN 報告書により報告されなければなりません。報告すべき情報には次の内容が含まれます。 • **付与時**:参加者の身元並びに前月に当該株式報酬制度に基づいて付与された株式の数及び価値について報告されなければなりません。 • **権利行使時/権利確定時**:株式数、1 株当たりの価値、フランス源泉所得を構成する取得利益の部分、及び過去数ヶ月間の当該株式報酬制度に基づく株式の付与日又は権利行使/権利確定日についての情報について報告されなければなりません。さらに、前年の活動を報告するために、株式報酬の付与又は権利行使/権利確定について定めた資料(Information Statement)が、株式報酬の付与日又は権利行使/権利確定日の翌年 3 月 1 日までに従業員及びフランスの税務当局に対して提出されなければなりません。かかる資料は、株式の付与、会社の連絡先情報、株式報酬制度参加者の連絡先情報、付与された株式数、付与日及び権利行使日/権利確定日、並びに保有期間の終了日(もしあれば)に関する情報を記載したものでなければなりません。		

本レポート記載の情報は、情報提供のみを目的として、OnTap Terms and Conditions(https://database.tapestrycompliance.com/terms-conditions-and-privacy-notice/)にある包括的な法的免責条項に従って、Tapestry Insight Limited によって提供されました。この法域に関する情報は、現地の弁護士による正式な承認を経たものではありません。Tapestry Insight Limited は、本情報に依拠すること、本情報に依拠して行動すること、又は本情報に依拠して行動しないことによって生じるいかなる損失についても、一切の責任を負いません。

©Tapestry Insight Limited 2024

Overview

This report briefly summarises:

- the most common types of stock compensation in Israel.
- the tax treatment of these forms of stock compensation.
- the “tax-qualified” plans available in Israel and the preferential tax treatment for these.

Please note, the tax relief which the Israeli government has made available through “tax-qualified” plans exists for policy reasons. The Israeli government recognise the benefit to the Israeli economy which certain types of employee share plan bring. The expectation is that the existence of these plans is likely to stimulate greater employee engagement with the employer company. This may lead to higher levels of productivity which are expected to result in a net benefit to the Israeli economy, even taking into account the potential loss of tax income that the Israeli government will incur as under the “tax-qualified” arrangement.

Common types of stock compensation

Companies commonly operate:

- Nil-cost share options (which are options that do not require an exercise price to be paid in order to exercise the option (or occasionally a nominal amount is payable)); and
- RSUs,

  under their discretionary stock compensation arrangements for senior management. As a general rule, companies tend to offer stock compensation to the more senior employees in order to:

- align the interests of senior employees and shareholders;
- as a method of offering variable compensation packages based on performance (by applying performance conditions to the arrangements); and
- as a method of risk management within the company.

Depending on the approach of the company, discretionary stock compensation arrangements may be offered to middle management and perhaps lower. Junior employees are less likely to receive variable compensation in the first place, and where it is offered, cash awards tend to be more appropriate.

However, many companies see the value in offering stock compensation (which is not part of the variable compensation) at all levels in the company. Stock purchase plans may also be operated for the whole employee population. These plans tend to offer more modest benefits, applying identical benefits for all employees who participate.

Please note, it is not common for restricted stock (an up-front allocation of shares which are subject to restrictions on transfer and sometimes the risk of forfeiture) to be offered in Israel. There are two main reasons for this:

- tax and social security will normally arise when the shares are first delivered to participant. As a result tax will arise when the participant may not sell the shares to pay the tax bill. In addition, the rates of taxation of restricted stock are not beneficial (we understand that in Japan, the moment of taxation is deferred until the release of the restrictions, and that, if the release of the restrictions is due to retirement, the rate of taxation of restricted stock on retirement preferential). As a result, there is no tax benefit available through restricted stock; and

©Tapestry Insight Limited 2024

- many companies that have employees resident in Israel are global companies. As a result, these companies (for reasons of ease of administration and commonality of compensation) usually prefer to offer the same plans in each country they operate. As restricted stock does not offer tax advantages in many countries, company tend not to offer restricted stock in any countries and prefer RSUs and options which tend to receive similar tax treatment in most countries globally.

Tax treatment

The table on the following pages is intended to give an overview of the Israeli tax rules apply to stock compensation and summarises:

- Taxable moments for (1) share options (2) RSUs and (3) restricted shares (note, it is assumed that restricted shares are awarded free of charge).
- Income tax, social security, capital gains tax and dividend tax rates.
- The key features of the Israeli tax-qualified plans.

It is not a full summary of the tax rules in this area. Further information on areas of this e.g. reporting, share valuation can be provided if required.

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
Taxable moments	**Grant**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax. No social security. **Exercise**: No income tax. No social security. **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Income tax and social security on the value of the shares upon sale. Employer withholding applies.	**Award**: No income tax. No social security. **Vesting**: No income tax and no social security (unless the employer has obtained a tax ruling moving the moment of tax to vesting). **Transfer to participant**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: If the taxing point has not already occurred, income tax and social security on the value of the shares upon sale. Employer withholding applies. If the taxing point has already occurred, capital gains tax (no social security) on any increase in value since vesting.	**Transfer to participant**: Income tax and social security on the value of the shares upon award. Employer withholding applies. **End of restriction**: No income tax. No social security. **Sale by participant**: Capital gains tax on the increase in value since transfer. No social security.
Income tax rates	Tax rates are progressive up to 47%. In addition, an individual whose annual income (from any source) exceeds ILS721,560 (2024) will pay an additional 3% surtax on any income over that amount. This takes the maximum income tax rate to 50%.		
Social security	**Employee social security (max rate)**: 12% (combined rate for national insurance and health insurance). **Employee social security (cap)**: maximum monthly compensation amount for social security tax payments is ILS49,030 (2024). **Employer social security (max rate)**: 7.6% **Employer social security (cap)**: maximum monthly compensation amount for social security tax payments is ILS49,030 (2024).		
Capital Gains tax	25% plus 3% surtax for annual income above ILS721,560.		
Dividend tax	The rate of tax depends on the tax route under which the awards were granted. If the awards are tax-qualified under the trustee route or if the employer has obtained a tax ruling moving the moment of tax to vesting, dividends would be taxed at 25% (plus 3% surtax for annual income above ILS721,560). Otherwise, ordinary income tax will apply.		
Tax-qualified plans	A tax-qualified arrangement (a trustee plan) is available for awards granted to current Israeli tax resident employees and officers of an Israeli company or an affiliate of an Israeli company, for all types of share awards		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	under section 102(b) of the Income Tax Ordinance An Israeli branch of a foreign company does not comply with section 102(b), unless it is a permanent establishment or a research & development centre subject to specific prior approval from the Israeli Tax Authority (ITA). There are 2 routes available under section 102(b) and each has different tax consequences: • the Work Income route is generally considered more favourable to the employer because the employer tax deduction is enhanced; and • the Capital Gain route which is generally considered to provide a more favourable reduction in tax for the employee (on the assumption that the share price increases between grant and sale). **Requirements for implementing a trustee plan include**: • the plan documentation must contain Israeli specific provisions either in the plan or as a sub-plan; • an Israeli trustee must be appointed to hold the awards and underlying shares; • certain publicly traded non-Israeli resident companies can apply for a 'supervisory trustee ruling' which applies for public companies whose awards are managed by a global broker. The tax ruling eliminates the deposit requirements of the awards with the trustee. Under the supervisory trustee arrangement, the awards and shares may be held by a broker, and only the sale proceeds are sent to the trustee. The specific process will need to be finalised with the trustee. The broker must have the ability to track the awards granted to the participants and block any transfer of the underlying shares other than to the trustee. The trustee must be informed of the grant details within 90 days of the grant to the participant; • the plan must be filed with the ITA for approval. If the ITA does not formally approve a plan but 90 days have passed since the application for approval was submitted, the plan will be deemed to have been approved. A court decision in 2019, held that the ITA cannot subsequently claim that a plan which was approved (included deemed approval) was non-compliant. If a plan is subsequently amended, the amended plan must be filed with the ITA and a new tax ruling may be required; • the awards must vest in shares and not in cash; • section 102(b) can be used for ordinary/common shares but it requires the issue of shares, which means that market-purchased shares do not comply. Treasury shares can be used but they must have been purchased at least 18 months prior to the vesting of the awards; • upon filing the plan for approval, the employer must state which route the plan is to follow (this can be changed after the lapse of at least 12 months from the end of the calendar year in which the first grant is made); and • each employee must accept (wet signature) the chosen tax route and the applicable trustee arrangement (a wet signature is required so that it can be kept in hard copy unless a special ruling is obtained).		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	Holding periods: the awards and/or underlying shares must be deposited with the trustee for the following holding periods (according to the process detailed below): • **Work Income route**: for a period of not less than 12 months from the date in which the grants were made; • **Capital Gains route**: for a period of not less than 24 months from the date in which the grants were made. **Deposit with trustee**: to deposit awards with the trustee the following must occur: • within 45 days from the resolution/date of grant, a copy of the board resolution approving the grant of awards must be provided to the trustee; • within 90 days from the resolution/date of grant the following must be provided to the trustee: o copies of the signed award/grant letter; and o copies of share certificates or a copy of the share registry evidencing the issuance of the shares in the name of the trustee for the benefit of the eligible participant. **Ongoing reporting**: technically there are filing requirements (quarterly filing of Form 146 and annual filing of Form 156) but the filings are currently subject to an indefinite extension pending the introduction of an electronic filing system. **Tax treatment**: tax is paid on the earlier of the sale of shares or the release of the shares from the trust. The tax treatment will depend on the route chosen. The tax treatment described below will only apply if the holding periods are complied with: • **Work income route**: the income (equal to the sale price less inflation-adjusted cost of acquisition) will be taxed as ordinary income at the employee's marginal income tax rate, including social security and health tax. The employing company is entitled to a deduction in an amount equal to the lower of the taxable benefit gained by the employee and the amount paid by the Israeli employing company to the parent company for participation in the plan. • **Capital gains route**: unless the employees are required to pay an exercise price at settlement, the fair market value of the shares or rights granted to the employee (determined by the average value of the company's shares in the stock exchange for the 30 trading days that preceded that grant) would be taxed as ordinary income (i.e. income tax plus social security and health tax). The remaining gain received by the employee on the sale of the shares is taxed as capital gain. The employer will be entitled to receive a deduction in respect of an amount equal to the lower of the element of the employee's gain which was taxed as ordinary income and the amount paid by the Israeli employing company to the parent company for participation in the plan. Any cash dividends on shares will be subject to tax at 25% (plus 3% over a specific threshold, as noted above), including when paid during the 2 year holding period. **Withholding and payment of tax**: the tax due will be withheld and paid to the ITA by the trustee or the Israeli subsidiary when the shares are sold or transferred out of the trust.		

©Tapestry Insight Limited 2024

Tax Report	Options	RSUs	Restricted Shares
	Sale/transfer before end of holding period: if the shares are sold or are transferred from the trustee to the employee before the end of the holding period, the following tax treatment will apply: • **Work income route**: the employee will pay the higher of (1) the tax that would have applied at the time of grant together with interest and linkage differentials, and (2) the tax applicable at the time of the sale or transfer. • **Capital gains route**: all of the employee's gain will be treated as work income and taxed at the marginal income tax rate, including social security. The employer will not be entitled to receive any deduction.		

This information was provided by Tapestry Insight Limited for information purposes only and on the basis of comprehensive legal disclaimers found in the OnTap Terms and Conditions (click here). It has not been signed off by local lawyers in this jurisdiction. Tapestry Insight Limited does not accept any liability for any loss caused by reliance upon this information or by acting upon or refraining from acting in reliance upon this information.

©Tapestry Insight Limited 2024

概要

本報告書では以下の事項について簡潔に要約しています。:

- イスラエルで最も一般的な株式報酬の種類。
- それらの株式報酬の税務上の取扱い。
- イスラエルで利用可能な「税制適格」株式報酬制度と、これらに対する税制上の優遇措置。

なお、イスラエル政府が「税制適格」株式報酬制度を通じて提供してきた税務上の優遇は、政策上の理由によるものです。イスラエル政府は、一定の従業員向け株式報酬制度がイスラエル経済へ恩恵をもたらすことを認識しており、そのような株式報酬制度があることによって従業員による企業へのエンゲージメントが刺激されやすくなることを期待しています。このように従業員のエンゲージメントが刺激されることにより、「税制適格」株式報酬制度は、導入することでイスラエル政府が被る潜在的な税収の喪失を考慮に入れたとしても、イスラエル経済に正味の利益をもたらしうる生産性の向上につながる可能性があります。

一般的な株式報酬の種類

企業は、

- “Nil-cost”ストックオプション（行使するために権利行使価額の払込みを必要としないストックオプション（但し、ノミナルな金額の権利行使価額を支払う必要があることもあります。））
- RSU（訳者注：譲渡制限株式ユニットを意味します。以下同じ。）

を、経営幹部層を対象とした企業の裁量による株式報酬制度の下で用いることが多いです。一般的に、企業は、上級の従業員に株式報酬を提供する傾向があり、その目的は以下のとおりです。

- 上級の従業員と株主の利害を一致させること。
- （株式報酬制度に業績条件を設けることにより）業績連動の報酬パッケージを提供する方法として株式報酬制度を用いること。
- 社内のリスクマネジメント手法として株式報酬制度を用いること。

企業の方針次第では、こうした企業の裁量による株式報酬制度は、中級の管理職や、場合によってはそれより下級の管理職にも提供されることがあります。下級の従業員はそもそも変動型報酬を受け取る可能性が低く、提供されるとしても株式報酬ではなく現金報酬の方が適切なことが多いです。

しかし、多くの企業は、（変動型報酬ではない形式で）株式報酬を企業のあらゆる階層の職員に提供することに価値を見出しています。また、従業員全体を対象とした株式購入制度が運営されることもあります。このような制度は、参加するすべての従業員に同一の、より控えめな程度の利益を提供することが多いです。

なお、イスラエルにおいて譲渡制限付株式報酬（譲渡制限付株式（発行した企業に没収される可能性があることもあります。）の事前割当による報酬制度）が提供されることは一般的ではありません。その主な 2 つの理由は以下のとおりです。

- 税金と社会保険料の負担は、通常、株式が株式報酬制度参加者に最初に交付されたときに生じます。その結果、税金を支払うために株式報酬制度参加者が株式を売却できない時点で、株式報酬制度参加者に税負担が発生します。また、譲渡制限付株式報酬に適用される税率は有利ではありません（私たちは、日本では、譲渡制限付株式に係る譲渡制限が

©Tapestry Insight Limited 2024

解除されるまで課税時期が繰り延べられ、また、退職を理由として譲渡制限が解除される場合には、退職所得に係る優遇された税率が適用されるものと理解しています。）。その結果、譲渡制限付株式報酬を通じて得られる税務上の利益はないこととなります。

- イスラエル居住者の従業員がいる企業の多くはグローバル企業です。それゆえ、これらの企業は、（管理を容易にし、報酬を共通にするために、）通常、事業を展開する各国で同種の株式報酬制度を提供したいと考えます。多くの国では譲渡制限付株式報酬制度には税務上の利点がないため、企業はどの国でも譲渡制限付株式報酬制度を提供しないことが多く、世界のほとんどの国で同様の税務上の取扱いを受けることが多い RSU や“Nil-cost” ストックオプションを好む傾向があります。

税務上の取扱い

以下のページの表は、株式報酬に適用されるイスラエルの税務上の取扱いの概要を示すことを目的とし、以下の事項について要約しています。

- （1）ストックオプション、（2）RSU 及び（3）譲渡制限付株式の課税時期。なお、譲渡制限付株式については無償で付与されることを前提としています。
- 所得税、社会保険料、キャピタル・ゲイン税及び配当税それぞれの税率。
- イスラエルの税制適格株式報酬制度の主な特徴。

以下の要約は、この分野の税務上の取扱いについての完全な要約ではありません。税務申告の方法、株式価値算定方法など、この分野に関するさらなる情報は、必要に応じて当社から提供することができます。

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
課税時期	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利行使に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：売却時の株式の価値に対する所得税の課税と社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。	**付与時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **権利確定時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。但し、課税時期を権利確定時に移すことを認める税務当局の承認を会社が当局から得た場合には、この時点で所得税の課税及び社会保険料の賦課が生じます。 **権利が確定した RSU に係る株式の株式報酬制度参加者への交付時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：それまでに課税されていない場合、売却時の株式の価値に対する所得税の課税及び社会保険料の賦課がなされます。また、その場合には会社による源泉徴収義務が適用されます。他方、課税関係が既に発生していれば、権利確定時以降の価値の増加に対して、キャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。	**株式報酬制度参加者への交付時**：交付時の株式の価値に対する所得税の課税及び社会保険料の賦課がなされます。また、会社による源泉徴収義務が適用されます。 **譲渡制限終了時**：所得税の課税も社会保険料の賦課もなし。 **株式報酬制度参加者による交付された株式の売却時**：交付時以降の価値の増加に対してキャピタル・ゲイン税が課されます。社会保険料の賦課はありません。
所得税率	税率は 47%までの累進税率です。さらに、（あらゆる源泉からの）年間所得が ILS721,560（2024 年時点）を超える個人は、当該金額を超える所得に対して追加で 3%の付加税を支払います。これにより、最高の所得税率は 50%となります。		
社会保険料	**従業員の社会保険料（最高料率）**：12%（国民保険（national insurance）・健康保険（health insurance）合算の料率） **従業員の社会保険料（上限）**：社会保険料の月額納付限度額は ILS49,030（2024 年時点） **会社の社会保険料（最高料率）**：7.6% **会社の社会保険料（上限）**：社会保険料の月額納付限度額は ILS49,030（2024 年時点）		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
キャピタル・ゲイン税	25%。加えて、ILS721,560 を超える年間所得に対して 3%の付加税が追加で課されます。		
配当税	税率は、報酬付与に係る税務上の建付け（tax route）によって異なります。報酬付与が信託受託者を用いる建付け（訳者注：次の項目で詳述。）の下で税制適格である場合、又は前記の RSU に係る課税時期の変更を認める税務当局の承認を会社が得ている場合、配当は 25%の税率（ILS721,560 を上回る年間所得に対しては 3%の付加税が追加で課されます。）で課税されます。それ以外の場合には、通常の所得税が課されます。		
税制適格株式報酬制度	イスラエルの会社又はその関連会社の税務上のイスラエル居住者である従業員及び役員に対して付与される株式報酬（訳者注：ストックオプション、RSU 及び譲渡制限付株式のいずれも含みます。）について、イスラエル所得税法第 102 条（b）に基づき、以下のような税制適格株式報酬制度（トラスティー・プラン）を用いることができます。外国会社のイスラエル支店は、それが恒久的施設又はイスラエル税務当局（ITA）の特別な事前承認を条件とする研究開発センターに該当しない限り、イスラエル所得税法第 102 条（b）の要件を充足しません。 イスラエル所得税法第 102 条（b）では 2 つのルートが利用可能であり、それぞれ異なる税務上の取扱いをもたらします。 • 労働所得ルート（the Work Income route）は、会社における損金算入金額が増えるため、一般的に会社にとってより有利であると考えられています。 • キャピタル・ゲイン・ルート（the Capital Gain Route）は、一般に従業員により有利な減税をもたらすと考えられています（付与時と売却時の間に株価が上昇することを前提とします。）。 **トラスティー・プランを実施するための要件には、以下の条件が含まれます。** • プラン又はサブプランの何れかにイスラエル法特有の規定を設けなければなりません。 • イスラエルの信託受託者が、株式報酬及び株式を保有するために選任されなければなりません。 • イスラエルの税務上の居住者でない上場会社のうち一定の上場会社は、グローバル・ブローカーによって報酬制度が管理されている公開会社に適用される「監督受託者特例」を申請することができます。この税務上の特例によれば、信託受託者に株式報酬を預託しなければならないという要件が不要となります。この監督受託者特例の下では、株式報酬と株式はブローカーが保有することができ、それらの売却代金のみが信託受託者に渡されます。この場合、株式報酬付与に係る一定の手続が、信託受託者において完了される必要があります。ブローカーは、株式報酬制度参加者に付与された株式報酬を把握し、信託受託者以外の者に株式報酬の対象である株式が交付されないようにする能力を有していなければなりません。信託受託者は、株式報酬制度参加者に対する株式報酬付与から 90 日以内に、その株式報酬付与の詳細を通知されなければなりません。 • トラスティー・プランは、イスラエル税務当局（ITA）の承認に係る申請をしなければなりません。ITA が正式にプランを承認しないまま申請されてから 90 日が経過した場合、当該プランは承認されたものとみなされます。2019 年の裁判所の判決では、ITA は承認された（みなし承認を含みま		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	す。）プランが要件を充足していないと事後的に主張することはできないと判断されました。プランが承認後に修正された場合、修正されたプランは ITA に提出されなければならず、新たな当局の承認が必要となる場合があります。 • 株式報酬は現金ではなく株式として権利確定される必要があります。 • イスラエル所得税法第 102 条（b）に基づくトラスティー・プランにおいては普通株式を用いることができますが、株式を発行することが要件となっているため、市場で購入された株式はその要件を満たしません。自己株式をトラスティー・プランにおいて用いることはできますが、報酬の権利確定時から少なくとも 18 ヶ月前までに会社によって取得されている必要があります。 • 承認に係る申請の際は、会社は選択したルートを記載しなければなりません（選択したルートは、最初の株式報酬付与が行われた年の末日から 12 ヶ月以上の期間を経過した後に変更することができます。）。 • 各従業員は、直筆の署名をすることにより、選択されたルートと自身に適用されるトラスティー・プランを承諾しなければなりません（特別の当局による承認が得られない限り、かかる直筆の署名は、承諾書原本を保管できるようにするために必要とされます。）。 **保有期間**：株式報酬及び株式報酬の対象である株式は、以下の保有期間中、信託受託者において保有されなければなりません（以下に詳述する手続に従います。）。 • **労働所得ルート**：株式報酬が付与された日から 12 ヶ月以上の期間。 • **キャピタル・ゲイン・ルート**：株式報酬が付与された日から 24 ヶ月以上の期間。 **信託受託者への預託**：信託受託者に株式報酬を預託するには、次に掲げる事項を行わなければなりません。 • 株式報酬に係る決議/付与日から 45 日以内に、株式報酬の付与を承認する取締役会決議の写しを信託受託者に提出しなければなりません。 • 決議/付与日から 90 日以内に、以下の書面を信託受託者に提出しなければなりません。 o 署名された株式報酬付与書の写し。 o 株式報酬制度参加者のために信託受託者名義で株式が発行されたことを証明する株券又は株主名簿の写し。 **継続的報告**：厳密には、報告書提出要件（様式 146 の四半期報告書及び様式 156 の年次報告書）が存在するものの、電子提出システムが導入されるまでの間、かかる要件は現時点では無期限の延期がなされています。 **税務上の取扱い**：株式報酬制度参加者のために信託受託者により株式が売却された時点又は株式が信託受託者から交付された時点のいずれか早い時点で課税関係が生じます。税務上の取扱いは、選択されるルートによって異なります。以下に述べる税務上の取扱いは、保有期間要件が満たされている場合にのみ適用されます。		

©Tapestry Insight Limited 2024

	ストックオプション	RSU	譲渡制限付株式
	• **労働所得ルート**：実現した所得（売却価格からインフレ調整後の取得価額を差し引いたもの）は、社会保険料を含む従業員の限界所得税率で通常の所得として課税されます。会社は、従業員が得た課税対象となる所得金額と、当該イスラエルの会社が株式報酬制度への参加の対価として親会社に支払った精算金額のいずれか低い方の金額を損金に算入することができます。 • **キャピタル・ゲイン・ルート**：従業員がオプションの行使時に行使価額を支払わなければならない場合を除き、従業員に付与された株式又は権利の付与時における公正な市場価値（付与前の 30 取引日間の証券取引所における会社の株式の平均価格により決定されます。）は、通常の所得として課税されます（すなわち、所得税に社会保険料を加算したものが課されます。）。株式の売却により従業員が受け取る残りの利益は、キャピタル・ゲインとして課税されます。会社は、従業員の所得のうち通常の所得として課税された金額と、当該イスラエルの会社が株式報酬制度への参加の対価として親会社に支払った精算金額のいずれか低い方の金額を損金に算入することができます。信託に係る株式について支払われた現金配当には、2 年間の保有期間中に支払われた場合を含め、制度参加者に 25%（前記のとおり、一定の閾値を超えた場合には、3%の付加税が追加されます。）の税金が課されます。 **源泉徴収と税金の支払い**：株式が信託によって売却された時点又は信託から交付された時点で、信託受託者又はイスラエルの子会社により、支払うべき税金が源泉徴収され、ITA に支払われます。 **保有期間終了前の売却/交付**：保有期間終了前に株式が売却された場合又は信託受託者から従業員に交付された場合、以下のとおり税務上取り扱われます。 • **労働所得ルート**：従業員は、(1)付与時に課税されるべきであった通常の所得税と、これに係る利率及び消費者物価指数の上昇率相当額、及び(2)売却又は交付時に課税されるべき通常の所得税のうち、いずれか高い額を支払います。 • **キャピタル・ゲイン・ルート**：従業員の利益のすべてが労働所得として扱われ、社会保険料を含む限界所得税率で課税されます。また、会社には、株式報酬に係る損金算入が認められません。		

本レポート記載の情報は、情報提供のみを目的として、OnTap Terms and Conditions（https://database.tapestrycompliance.com/terms-conditions-and-privacy-notice/）にある包括的な法的免責条項に従って、Tapestry Insight Limited によって提供されました。この法域に関する情報は、現地の弁護士による正式な承認を経たものではありません。Tapestry Insight Limited は、本情報に依拠すること、本情報に依拠して行動すること、又は本情報に依拠して行動しないことによって生じるいかなる損失についても、一切の責任を負いません。

©Tapestry Insight Limited 2024